

# 豊田市国土強靱化地域計画

令和2年3月 策定

令和3年3月 改訂

豊田市

# 目次

第1章 計画の策定趣旨、位置付け	1
1.1 計画の策定趣旨	1
1.2 計画の位置付け	3
第2章 豊田市の地域特性等	4
2.1 地形的特性	4
2.2 気候的特性	5
2.3 人口特性	6
2.4 産業特性	7
2.5 土地利用の特性	7
2.6 本市に影響を及ぼす大規模自然災害	8
2.7 持続可能な開発目標（SDGs） <sup>以テイジーズ</sup>	17
第3章 強靱化の基本的な考え方	18
3.1 豊田市の強靱化の基本目標	18
3.2 豊田市の強靱化を進める上での留意事項	19
第4章 強靱化の現状と課題（脆弱性評価）	22
4.1 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	22
4.2 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定	25
4.3 脆弱性評価の実施手順	26
4.4 脆弱性評価結果	26
第5章 推進すべき施策	27
5.1 強靱化施策の推進方針	27
5.1.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針	27

5.1.2 施策分野ごとの強靱化施策の推進方針 .....	82
5.2 愛知県及び他市町村と連携して取り組む施策 .....	137
第6章 計画推進の方策.....	138
6.1 計画の推進体制.....	138
6.2 計画の進捗管理.....	138
6.3 計画の見直し等.....	138
(別紙1) リスクシナリオごとの脆弱性評価結果 .....	139
(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果 .....	187
《用語説明》 .....	237

(別表1) 豊田市国土強靱化地域計画に位置付ける個別具体的施策の事業の詳細

(別表2) リスクシナリオに対する国土強靱化施策一覧

(別表3) リスクシナリオに対する重要業績指標

## 第1章 計画の策定趣旨、位置付け

### 1.1 計画の策定趣旨

平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行された。基本法では、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりの推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしている。

平成 26 年 6 月に策定し、平成 30 年 12 月に見直しが行われた国の国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）では、国土強靱化の理念の中で、大地震等の発生の際に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧復興を図る、といった『事後対策』の繰り返しを避け、今一度、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要である、と説いている。これは、これまでの様々な防災対策は一定の減災効果を果たしつつも、想定外とも言える大規模自然災害の歴史をふり返ると、甚大な被害により長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきたという事実があり、その反省から、最大限人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するという事前防災及び減災、事前復興、さらには平時の経済成長や国際競争力の向上といった発想に基づき、国づくりに係る総合的な対応に継続的に取り組むことが重要であることを示している。

豊田市においても、これらの国、県の動向を踏まえ、基本計画、愛知県地域強靱化計画との調和を図りつつ、国や県、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、豊田市の強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進する指針として豊田市国土強靱化地域計画（以下「市強靱化地域計画」という。）を策定するものである。

参考 国土強靱化を推進する上での基本的な方針（基本計画）

#### (1) 国土強靱化の取組姿勢

- ① 我が国の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ② 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念と EBPM (Evidence-based Policymaking : 証拠に基づく政策立案) 概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い国土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土構造の実現を促すこと。

- ④ 我が国のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。
- ⑤ 市場、統治、社会の力を総合的に踏まえつつ、大局的、システムの視点をもち、制度、規制の適正な在り方を見据えながら取り組むこと。

#### (2) 適切な施策の組み合わせ

- ⑥ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ⑦ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこととし、特に重大性・緊急性・危険性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ⑧ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

#### (3) 効率的な施策の推進

- ⑨ 人口の減少等に起因する国民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑩ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ⑪ 限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFI による民間資金の積極的な活用を図ること。
- ⑫ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑬ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ⑭ 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

#### (4) 地域の特性に応じた施策の推進

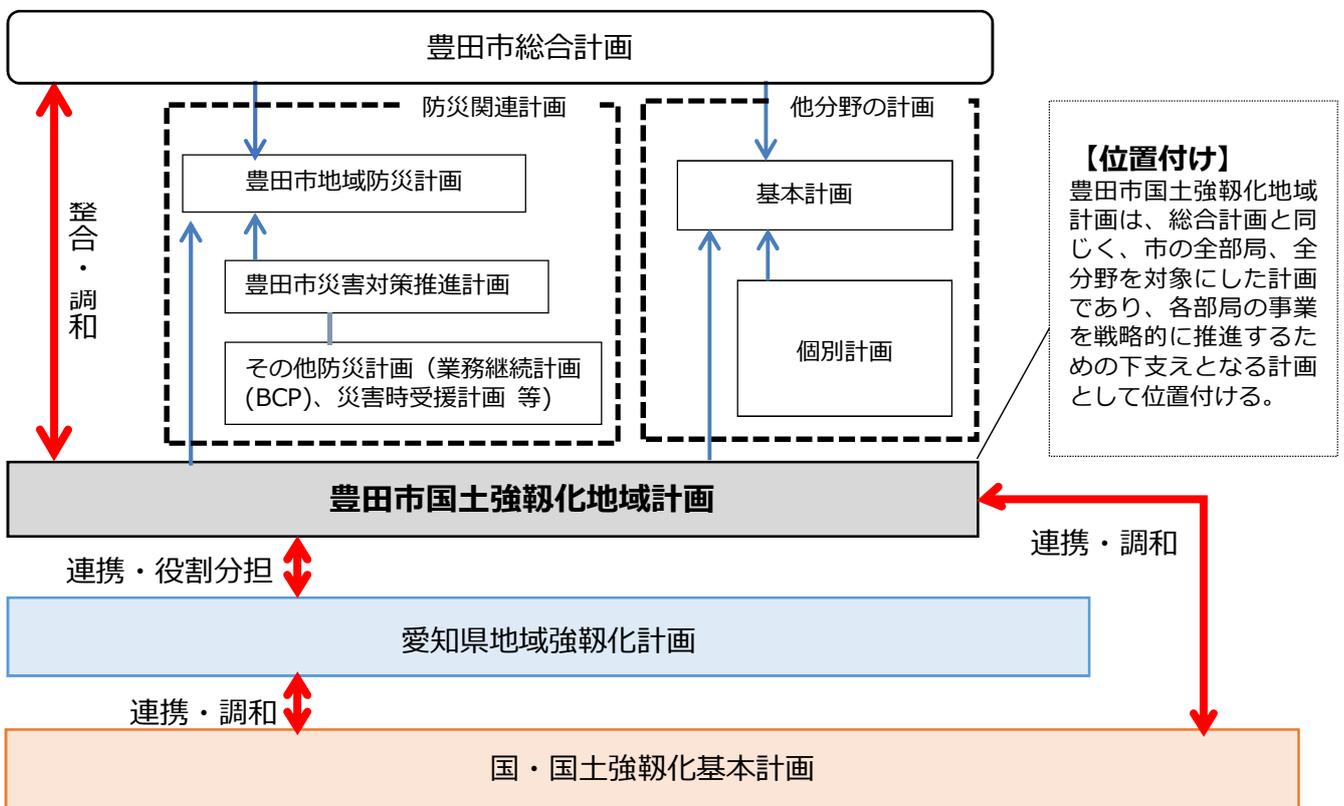
- ⑮ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ⑯ 女性、高齢者、子供、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
- ⑰ 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること。

1.2 計画の位置付け

市強靱化地域計画は、基本法第 13 条に基づいて策定するものであり、地域の強靱化に係る部分は、本市が有する各種計画等の指針となるものである。このため、第 8 次豊田市総合計画とも整合を図りながら、策定を行う。

また、本計画は、基本計画との調和を保ちつつ、愛知県地域強靱化計画との連携・役割分担を考慮するものとする。

市強靱化地域計画の対象区域は、豊田市全域とし、本市が主体となる取組を中心に取扱うが、大規模自然災害による広域的な被災を念頭に置き、地域の強靱化に必要なとなる国や県、近隣自治体、民間事業者等との連携や役割分担を考慮した内容とする。



市強靱化地域計画と国・県の強靱化計画の関係

## 第2章 豊田市の地域特性等

### 2.1 地形的特性

#### (1) 地形

本市は、愛知県のほぼ中央から北東にかけて位置し、北は岐阜県・長野県に接し、長野県に源を発する矢作川が市域の中央を南北に縦断している。地形は、おおむね山地・丘陵地、台地、低地の3つに区分され、海拔3.2メートルから1,240.0メートルに及ぶ高低差がある。

地形特性から市内を分けると、松平地区、猿投地区並びに合併により編入した旭・足助・稲武・小原・下山・藤岡地区等は一部で急傾斜地を有する山地である。拳母地区、高橋地区は、台地、段丘地が中心の地形である。

なお、建物倒壊、河川氾濫、豪雨等により被害が発生しやすい低地は、高岡地区で広く見られ、次いで拳母地区、上郷地区にみられる。

#### (2) 地質

本市における表層地質は大別すると、砂、シルト及び礫を主とした半固結堆積物と、粗粒角閃石・粗粒黒雲母花崗岩などの深成岩類、領家変成岩類の3種に分けられる。

猿投地区、松平地区及び高橋地区並びに合併により編入した旭・足助・稲武・小原・下山・藤岡地区等の一部の山地部は、粗粒角閃石－黒雲母花崗閃緑岩を代表とする深成岩類により形成されており、これらの花崗岩類は風化を受け、マサ化しやすいため、崩壊を起こしやすく、地質的には脆弱な地域といえる。

#### (3) 地盤

山間地域は、概ね硬岩地盤であり、地盤は安定している。これに対して、矢作川沿いや伊保川、逢妻女川沿いには土砂地盤、軟弱地盤などやや不安定な地盤が分布している。また、矢作川と逢妻女川には含まれた市の中央部から南部にかけての低地部は軟岩地盤が広がっており、地盤条件は比較的安定している。

#### (4) 河川

本市には、矢作川水系と境川水系に大別される大小648の河川<sup>※</sup>が流れているが、急激な都市化が進んだため、遊水機能の低下、家庭排水等による河川にかかる負担が大きくなっている。また、矢作川水系の上流部では森林の荒廃が見られ、流域の保水機能も低下している。そのため、都市型洪水の危険性や水質汚濁が発生する可能性がある。

※豊田市地域防災計画 附属資料編（H30年度改訂版）

## (5) 森林

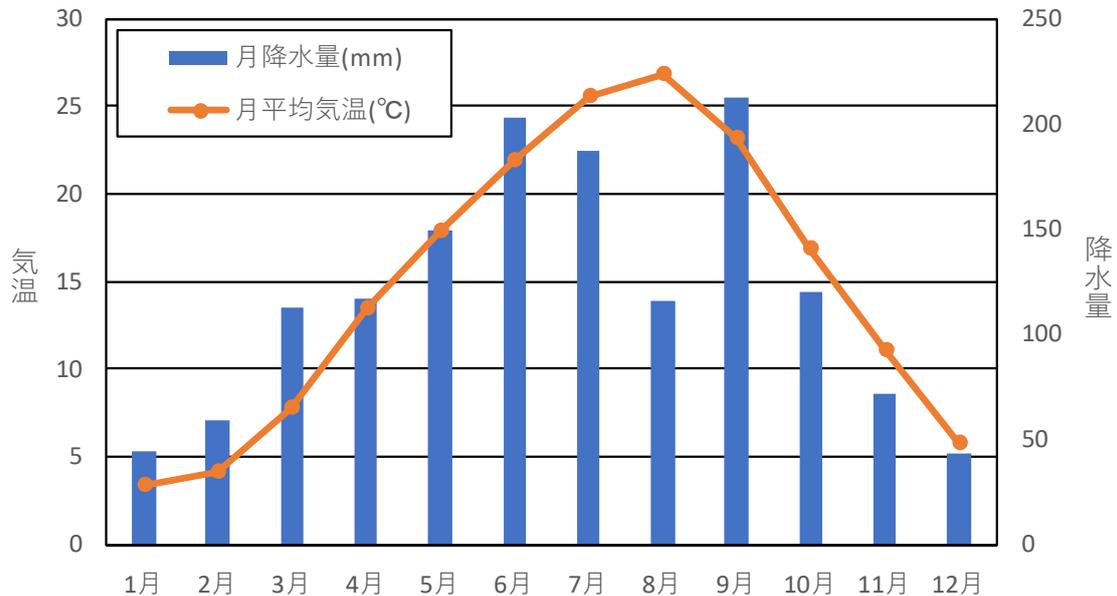
本市の北部、東部に広がる森林の面積は、市域のおよそ7割を占め、環境保全及び防災上大きな地域であり、また、風化花崗岩を基盤としているため、崩壊しやすい地域でもある。市内には、山崩れ、地すべり又はこれらによって発生した崩壊土砂により人家、公共施設等に被害を与える恐れのある「土砂災害特別警戒区域」や「土砂災害警戒区域」が県下で最も多くある地域でもある。

## 2.2 気候的特性

本市の気候は、太平洋岸気候区に属し、暖候期は高温・多雨、寒候期は、小雨・乾燥する特徴がある。一方で、山間部では、やや内陸性を帯び、冬は厳しい冷え込みとなる。

本市の年平均気温は、14.8℃、年平均降水量は、1451.1mmであり、降水量は、6月、7月、9月が多い。

年平均風速は、1.3m/sであり、1月から3月は北西、4月から12月は北東の風が卓越する。



本市における月降水量・月平均気温(1981年1月1日～2010年12月31日の平均)

出典：気象庁 HP「過去の気象データ検索 平年値(年・月ごとの値) 豊田観測所」

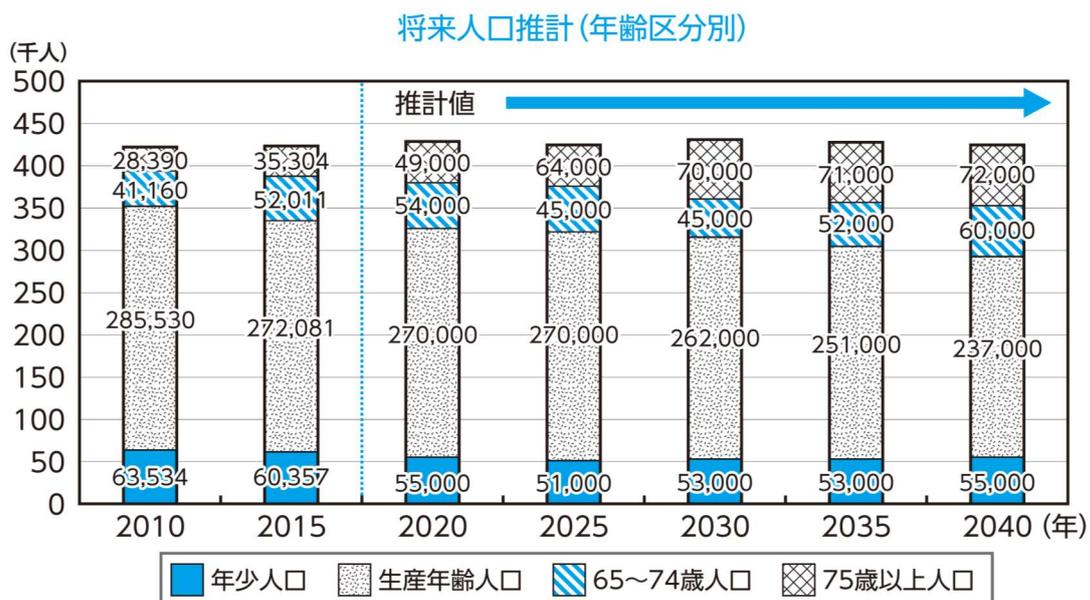
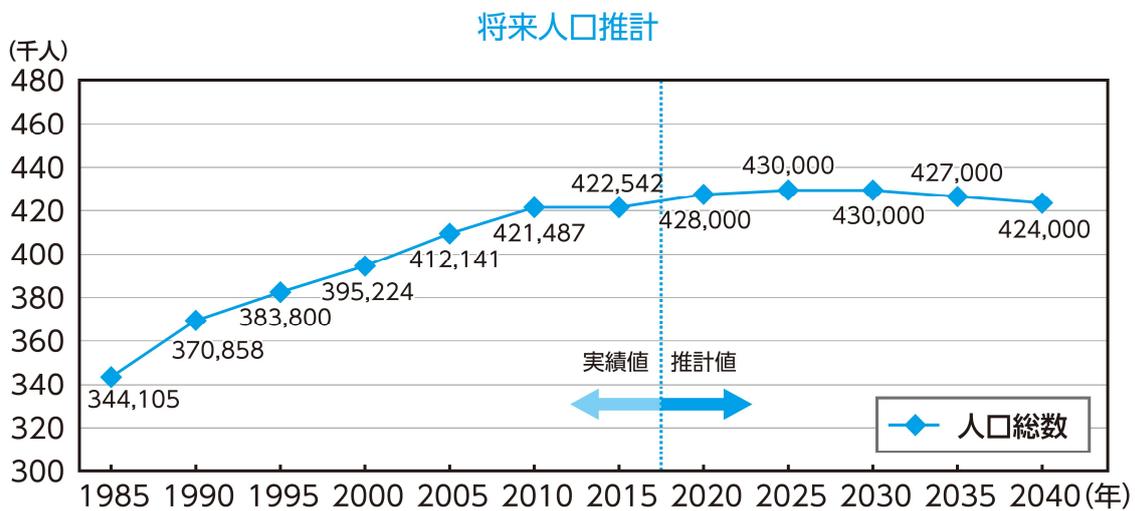
2.3 人口特性

本市は、自動車産業の世界的拠点として発展してきた。

この産業集積の恩恵を受け、日本全国から就職期の若年層が本市に転入しており、人口減少社会においても本市では人口が増加傾向にあり、全国と比べて若い年齢構成となっている。また、自動車産業を中心としたものづくりに関わる企業への就業割合が高く、その企業文化は市民や地域の生活にも浸透している。

本市の総人口は、2015年の国勢調査結果では、422,542人となっており、前回調査から微増している。第8次豊田市総合計画で示している将来人口推計によると今後増加傾向がしばらく継続し、2030年の43万人をピークに減少に転じる見込みである。

年齢別の推移を比較すると、生産年齢人口（15歳～64歳）が減少するのに対し、老年人口（65歳以上）が増加する見込みである。

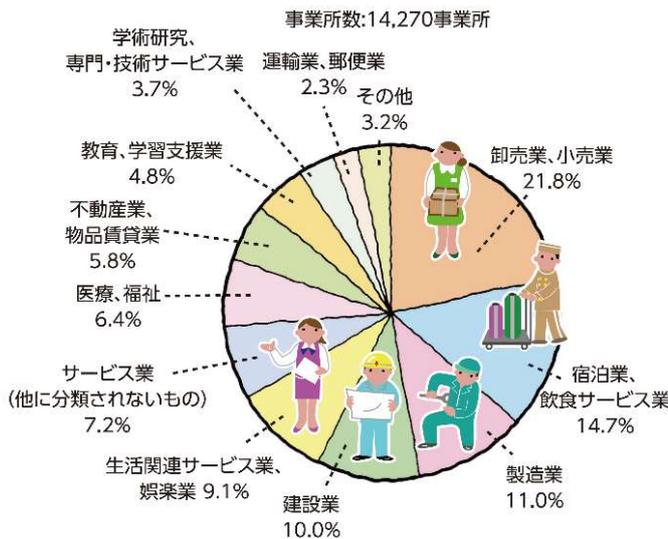


出典：第8次豊田市総合計画

2.4 産業特性

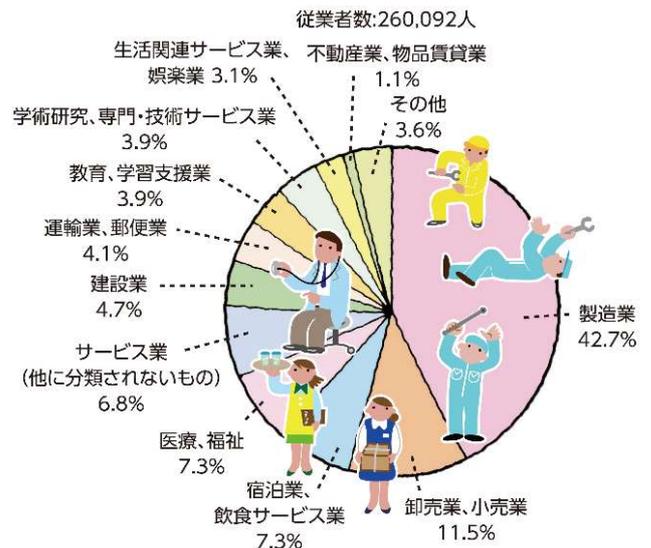
経済センサス 基礎調査 (2014 年) によると、本市の事業所数構成比は、卸売業、小売業が最も多く 21.8%、次いで、宿泊業、飲食サービス業が 14.7%、製造業が 11.0%となっている。

一方、従業者数構成比は、製造業が最も多く 42.7%、次いで卸売業、小売業が 11.5%、宿泊業、飲食サービス業が 7.3%となっている。



事業所構成比 (産業大分類)

出典：第 8 次豊田市総合計画



従業者数構成比 (産業大分類)

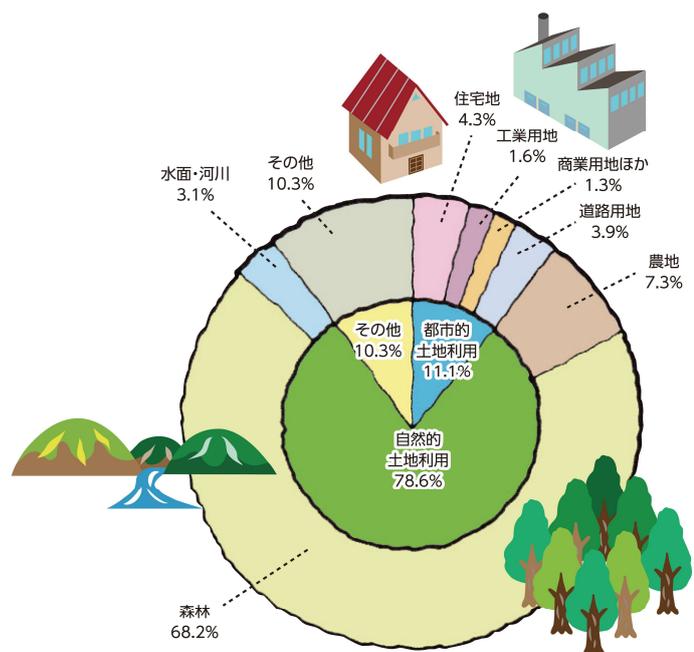
出典：第 8 次豊田市総合計画

2.5 土地利用の特性

本市は自動車関連企業を始めとしたものづくり産業の世界的な集積地であり、加えて、4つの高規格幹線道路が結集する物流の利便性が高い地域である。

また、優良な農地が広がる本市の土地利用の特性上、民間による開発も進みにくいことから、産業用地が十分確保できない状況にある。

本市の用途別土地利用では、森林が最も多く 68.2%、次いで農地が 7.3%となっている。



用途別土地利用の状況

出典：第 8 次豊田市総合計画

## 2.6 本市に影響を及ぼす大規模自然災害

### (1) 想定するリスクの考え方

本計画で想定するリスクは、本市に被害が生じる大規模自然災害を基本としており、災害の規模等を限定するものではない。一方で、本市の強靱化の現状と課題を把握して推進すべき施策を設定する上では、具体的な被害想定等も参照し、具体的な被害想定等がない災害については、過去の災害事例等を参考とした。なお、複合災害の発生可能性についても配慮する。

### (2) 地震により想定される被害

本市に被害を及ぼすと考えられる地震は、海溝型地震では、想定東海地震、想定東南海地震、想定東海地震と想定東南海地震の連動、南海トラフ地震等が想定される。また、内陸型地震では、市北西部に存在する猿投－境川断層及び猿投山北断層をはじめ、本市近辺に存在する活断層による地震が想定される。

本市では、国や県の「南海トラフ地震」に係る被害想定を参考に、地域特性を考慮した被害予測を独自に実施し、平成 27 年 8 月に公表した。

被害予測の概要を以下に示す。

#### ①想定地震

##### 「過去地震最大モデル」

- ・南海トラフで繰り返し発生している地震のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の 5 地震）を重ね合わせたモデルである。
- ・この震源及び波源モデルは、愛知県が内閣府と方針等について相談しながら検討した独自モデルであり、愛知県と本市の整合性を図るため準用することとした。
- ・過去における南海トラフでの地震の発生頻度は、約 100 年～150 年間隔で繰り返しており、発生確率の高さと被害の予測数値が明らかであることから、避難所や備蓄品など、定量的な目標を伴う地震対策を進めるうえで、まず対策を進めるべき基本的な被害予測として位置付ける。

##### 「理論上最大想定モデル」

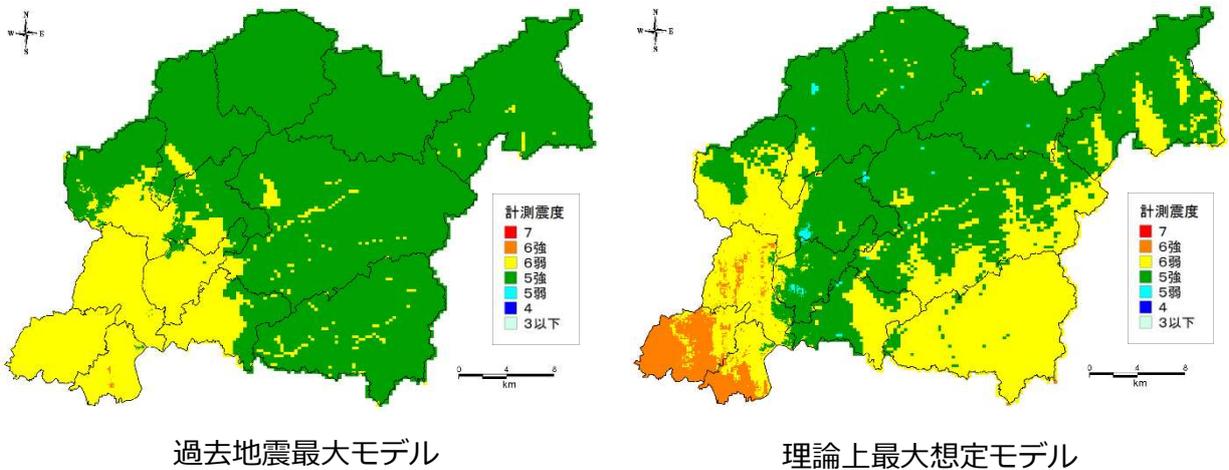
- ・南海トラフで発生する恐れのある地震のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。（国が平成 24 年 8 月に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル」）。
- ・本市の地震対策を検討する上で、主として「命を守る」という観点で想定外をなくすことを念頭に地震対策を講じることが不可欠であることから設定した。

②被害予測結果

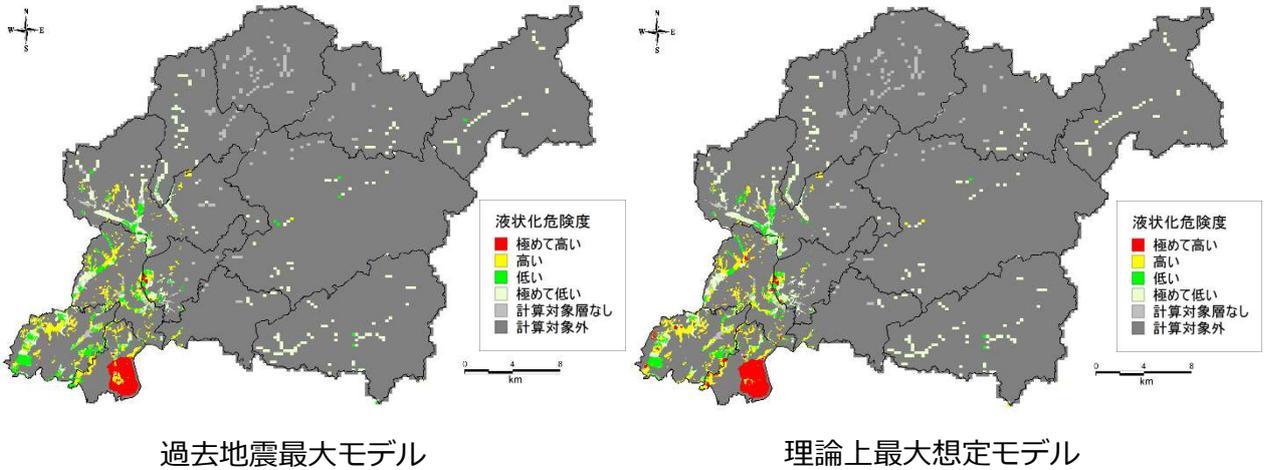
市内の揺れは、過去地震最大モデルでは、南西部を中心に旧豊田地区の多くで震度6弱の揺れが予測され、一部では、震度6強となると予測される。一方、理論上最大想定モデルでは、南西部を中心に震度6強の揺れが予測される。

市内の液状化は、過去地震最大モデル、理論上最大想定モデルともに、概ねの地域で危険度は低いが、南西部で危険度の高い箇所が予測され、特に上郷地区の低地で危険度が高いことが予測される。

【震度分布】



【液状化危険度予測分布】



2.6 本市に影響を及ぼす大規模自然災害

【被害量の想定結果（過去地震最大想定モデル）】

想定項目		区分	想定結果
建物被害 <sup>*1</sup>		揺れによる全壊	502 棟
		液状化による全壊	25 棟
		津波・浸水による全壊	－
		急傾斜地崩壊等による全壊	108 棟
		地震火災による焼失	41 棟
		合計	677 棟
人的被害 <sup>*2</sup>		建物倒壊等による死者	23 人
		津波・浸水による死者	－
		急傾斜地崩壊等による死者	7 人
		地震火災による死者	1 人
		ブロック塀の転倒、屋外落下物	0 人
		死者数合計	31 人
ライフライン被害		上水道（断水人口） <sup>*3</sup>	約 393,000 人
		下水道（機能支障人口） <sup>*4</sup>	約 222,000 人
		電力（停電軒数） <sup>*3</sup>	約 199,000 戸
		固定電話（不通回線数） <sup>*3</sup>	約 51,000 回線
		携帯電話（低波基地局率） <sup>*4</sup>	約 80%
		都市ガス（復旧対象戸数）	－
		LP ガス（機能支障世帯）	約 3,100 世帯
生活への影響	避難者数	1 日後	4,000 人
		1 週間後	47,345 人
		1 か月後	4,000 人
		帰宅困難者数 <sup>*5</sup>	約 48,000～約 53,000 人
廃棄物		災害廃棄物（がれき等）	122,000 トン
経済被害		直接的経済被害 （復旧に要する費用）	2,300 億円

\*1 市全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる冬夕方 18 時の場合

\*2 市全体の死者数の合計が最大となる冬深夜の場合

\*3 直後の想定

\*4 発災 1 日後の想定

\*5 平日 12 時

※端数処理の関係で合計が合わない場合がある

## 【被害量の想定結果（理論上最大想定モデル）】

想定項目	区分	想定結果
建物被害* <sup>1</sup>	揺れによる全壊	2,326 棟
	液状化による全壊	25 棟
	津波・浸水による全壊	－
	急傾斜地崩壊等による全壊	110 棟
	地震火災による焼失	1,472 棟
	合計	3,933 棟
人的被害* <sup>1</sup>	建物倒壊等による死者	94 人
	津波・浸水による死者	－
	急傾斜地崩壊等による死者	7 人
	地震火災による死者	83 人
	ブロック塀の転倒、屋外落下物	0 人
	死者数合計	184 人

\*1 市全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる冬夕方 18 時の場合

## (3) 風水害により想定される被害

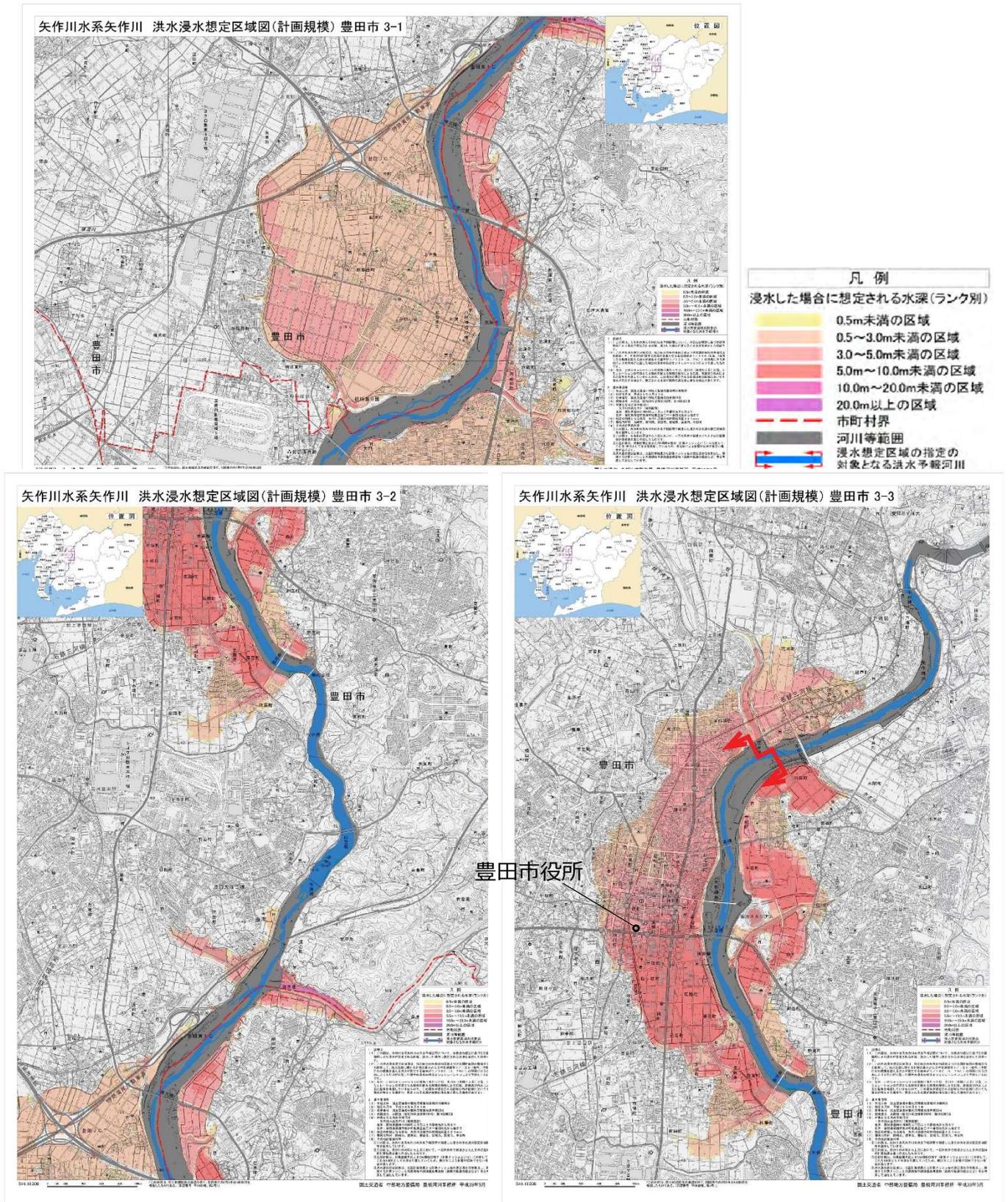
本市では、昭和 34 年の伊勢湾台風、昭和 47 年 7 月豪雨、平成 12 年の東海豪雨の際に、河川氾濫や土砂災害により大きな被害を受けている。このことから、本市に大きな被害を及ぼすと考えられる災害は、河川氾濫及び土砂災害などの風水害である。

## ①河川氾濫による浸水被害

矢作川流域で 150 年に 1 度規模の豪雨が発生すると、挙母地区や上郷地区が広く浸水し、市役所付近でも水深 5.5m 程度の浸水に見舞われることが予測されている。

また、1,000 年に 1 度規模の想定最大規模降雨により矢作川が氾濫した場合には、挙母地区、高橋地区、上郷地区、猿投地区で水深 20m 以上の浸水に見舞われることが予測されている。

## 2.6 本市に影響を及ぼす大規模自然災害

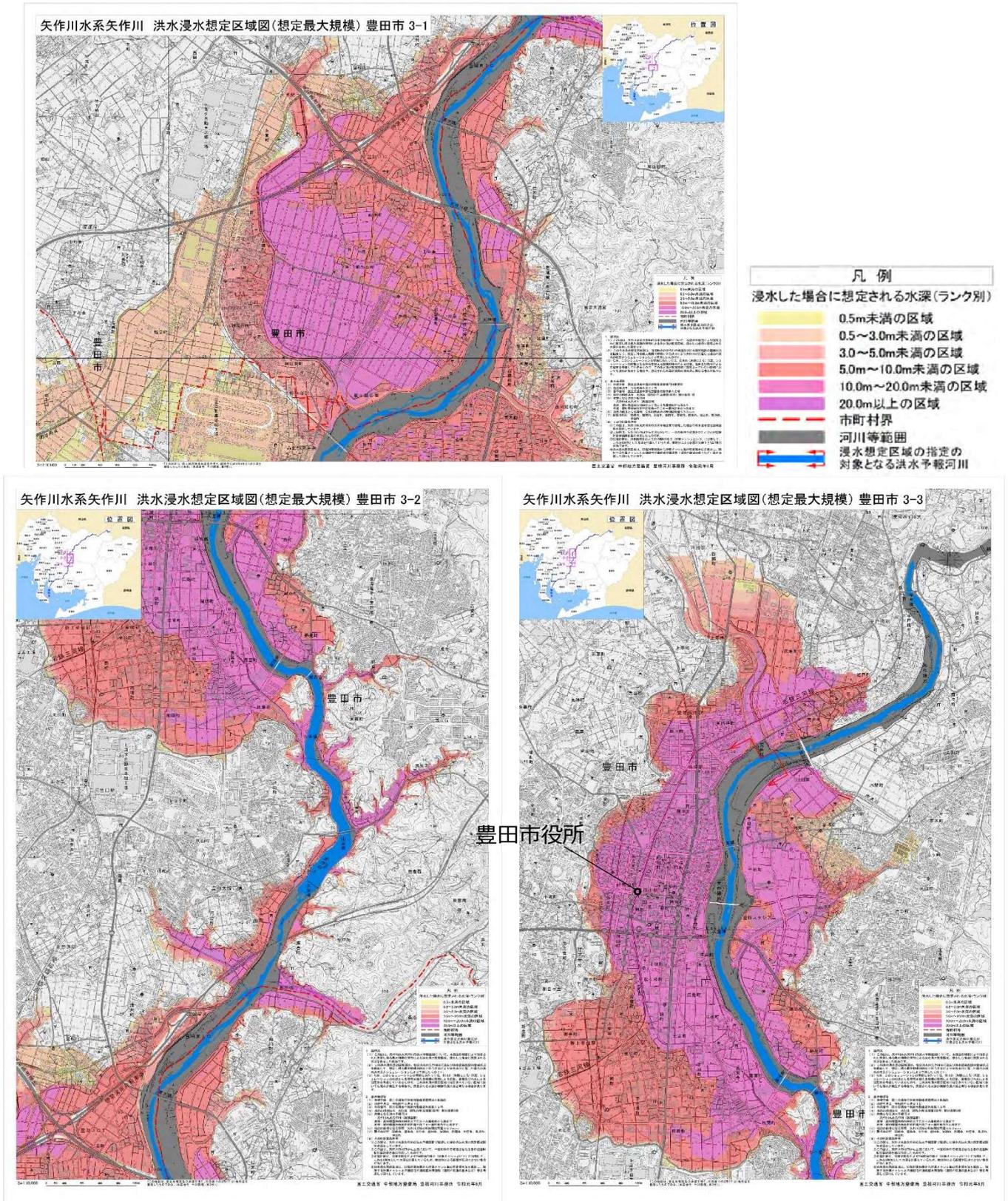


矢作川洪水浸水想定区域図 (計画規模)

※この図は、矢作川水系矢作川の洪水予報区域について、水防法の規定に基づき計画降雨(矢作川流域の48時間降雨量321mm)により浸水が想定される区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面である。

出典：国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所 矢作川洪水浸水想定区域図(平成28年5月)

## 2.6 本市に影響を及ぼす大規模自然災害



矢作川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

※この図は、矢作川水系矢作川の洪水予報区域について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨（矢作川流域の48時間降雨量683mm）による洪水浸水区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面である。

出典：国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所 矢作川洪水浸水想定区域図（令和元年6月）

2.6 本市に影響を及ぼす大規模自然災害

②土砂災害警戒区域等指定箇所数

	土砂災害警戒区域	
		うち土砂災害特別警戒区域
豊田市	6,033	5,469
愛知県合計	15,345	13,746

※令和2年1月24日現在

③過去の風水害による被害状況

【昭和34年9月の伊勢湾台風における人・住家被害の状況】

市	死者 (人)	住家の被害 (棟)			
		全壊	半壊	床上浸水	床下浸水
旧豊田市	23	1,217	4,339	437 (高岡浸水被害)	488
(挙母)	6	347	1,607	14	102
(高岡)	6	286	892	350 (浸水被害)	
(上郷)	1	356	1,356		
(猿投)	9	208	387	23	266
(松平)	1	20	97	50	120

(広報記録より)

【昭和47年7月豪雨における人及び住家の被害状況】

市町村	死者(人)	住家の被害 (棟)				
		全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	一部損壊
豊田	9	37	45	1,492	2,821	99
藤岡	20	79	49	54	375	380
小原	31	127	145	169	419	159
足助	3	11	8	2	6	85
	行方不明					
	1					
旭	—	10	8	14	54	—
合計	64	264	255	1,731	3,675	723

2.6 本市に影響を及ぼす大規模自然災害

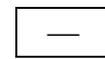
【平成 12 年 9 月の東海豪雨における人及び住家の被害状況】

市町村	死者(人)	住家の被害 (棟)				
		全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	一部損壊
豊田	1	—	5	193	369	—
藤岡	—	—	—	—	1	—
小原	—	—	1	1	6	—
足助	—	—	—	13	25	—
旭	—	—	—	11	21	—
下山	—	—	—	2	6	—
稲武	—	4	6	26	65	—
合計	1	4	12	246	493	

(平成 13 年 3 月愛知県発行 災害の記録)



は資料なし



は被害なし

【主な土石流災害】

発生日時	発生場所	異常気象	発生までの連続雨量 (mm)	発生時の時間雨量 (mm)	被害
S47.7.13 1:00	矢作川流域 足助町・旭町	集中豪雨 (梅雨前線)	208.5 (旧旭分所)	42.5	全壊 3 棟
S47.7.13 1:00	矢作川中流域 (藤岡町)	〃	292.5 (旧藤岡分所)	68.0	死者 15 名 全壊 3 棟
S47.7.13 1:20	矢作川中流域 (小原村)	〃	303.0 (役場)	77.0	死者 17 名 全壊 15 棟
H1.9.20 1:30	矢作川上流域 (旭町)	台風 22 号	206.0 (足助支所 旭詰所)	95.0	死者 1 名 全壊 18 棟
H12.9.12 7:30	矢作川上流域 (稲武町)	集中豪雨 (東海豪雨)	456.0 (役場)	5.0	全壊 2 棟

(県建設部砂防課)

出典：豊田市地域防災計画附属資料編（平成 30 年度改訂版）

## ④大雪による被害

2014年2月13日に南西諸島で発生した低気圧の影響により、西日本から北日本にかけての太平洋側を中心に雪が降り、九州から北海道にかけての広い範囲で住家損壊等が発生した。

愛知県内においても、特に三河山間地域においては、相当量の降雪があり、本市においても、大雪によって家屋損壊や断水・停電の被害に見舞われた。

## 【市内の積雪状況】

藤岡・小原分署	0 cm
足助署	7 cm
下山出張所	5～15 cm
旭出張所	5 cm

※三河山間部の詳細な積雪状況は観測していない。

## 【市内の主な被害の状況】

被害種類	被害内容	備考
住家被害	一部損壊 3棟	
非住家被害	倉庫破損 1棟	
断水	最大 242 戸 ※17日 12:00 (旭、足助、稲武、小原、下山の一部)	
停電	最大 4,060 戸 ※15日 15:30頃 (旭、足助、稲武、小原、下山の一部)	中部電力管内 延べ約 40,490 戸
道路(通行止め)	国道 153、県道 5 路線、市道 6 路線	旭、足助、稲武、小原
林道(倒木)	134 路線/215 路線(倒木処理した路線)	システム入力・啓開対応 4 路線
森林(倒木)	10 か所(倒木等顕著な被害のあったもの) (旭 1、足助 5、稲武 4)	面積の把握は困難だが、概ねの見込み 5 千～10 千本
農業用施設・農作物	倒壊・一部損壊等 70 棟	パイプハウス、鶏舎等
	農作物等 4 件	養鶏、菊、繁殖牛、椎茸

災害情報支援システム及び各課調べ(平成 26 年 4 月末日)

## 2.7 持続可能な開発目標 (SDGs)

### 2.7 持続可能な開発目標 (SDGs)



私たちが生きている世界には、貧困問題をはじめ、気候変動や生物多様性、エネルギーなど、様々な課題があり、その解決に向けて、平成 27 年に国連のサミットで採択されたものが、持続可能な開発目標 (SDGs<sup>※1</sup>) である。

本市は、平成 30 年 6 月に内閣府より SDGs 達成に向けた取組を先導的に進めていく自治体として「SDGs 未来都市」に選定され、平成 30 年に「豊田市 SDGs 未来都市計画」を策定し、これまでの「環境モデル都市」としての環境分野の取組を基盤に、SDGs の視点から社会・経済分野にも視野を広げ、第 8 次豊田市総合計画で掲げる将来都市像「つながる つくる 暮らし楽しむまち・とよた」の実現を目指して、持続可能なまちづくりを進めている。

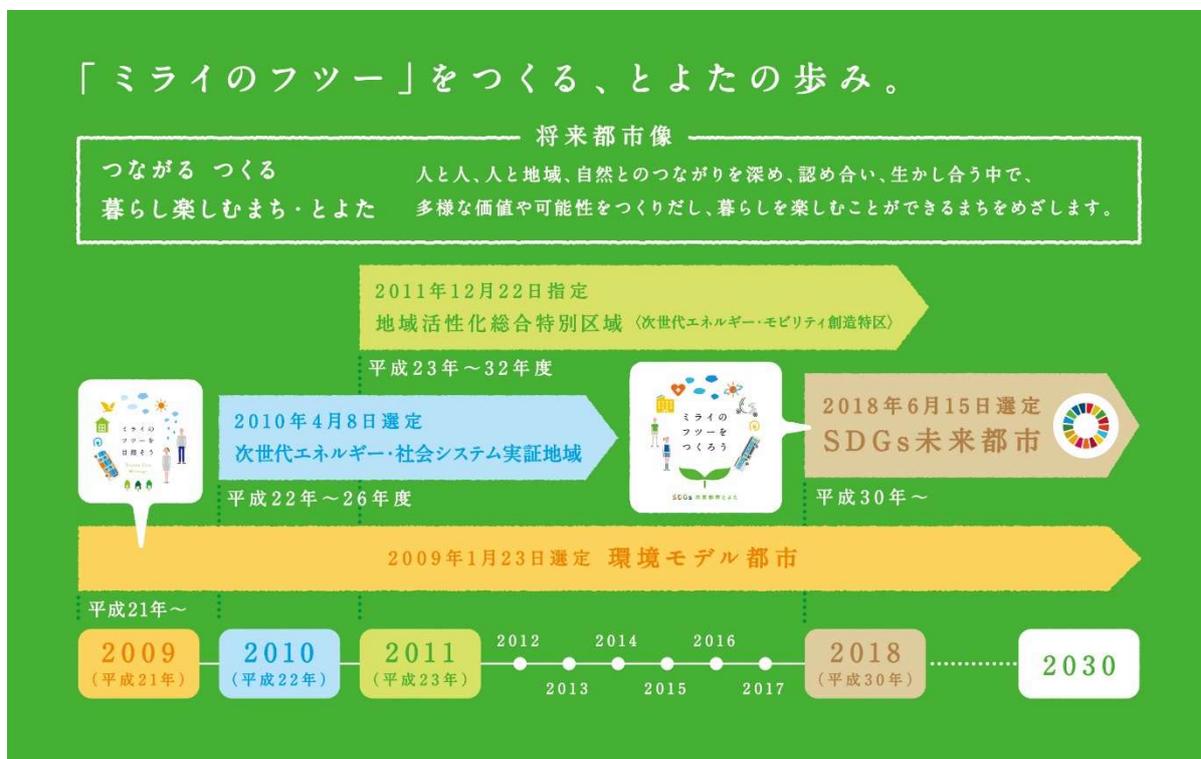


図. 豊田市 SDGs 未来都市

持続可能な開発目標 (SDGs) の 17 のゴールのうち、「豊田市 SDGs 未来都市計画」では 10 のゴールを選択し、地域課題の解決、市民生活の向上を図っていく。

《市強靱化地域計画では…》

本市の強靱化にかかる様々な取組を通じて、「11 (住み続けられるまちづくりを)」及び「13 (気候変動に具体的な対策を)」のゴールに貢献する必要がある。



※ 1 SDGs : Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略称。平成 13 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28 年から令和 12 年までの国際目標のこと

## 第3章 強靱化の基本的な考え方

### 3.1 豊田市の強靱化の基本目標

いかなる災害においても、まず守るべきものは市民の「命」である。また、市民生活や経済活動を維持させるためには、地域及び社会の重要な機能を維持するとともに、市民の財産及び公共施設に係る被害をできる限り軽減することが重要である。これらを守った上で、その後の迅速な復旧・復興を目指す。また、本市から西三河にかけて自動車関連企業を中心とした自動車産業の生産拠点が集積していることから、本市だけでなく、国全体の産業を守る観点からも地域との連携は必要不可欠である。こうしたことから、豊田市の強靱化の基本目標は、次の5つを基本目標として位置付ける。

- ①市民の生命を最大限守る。
- ②地域及び社会の重要な機能を維持する。
- ③市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- ④迅速な復旧復興を可能とする。
- ⑤愛知県及び近隣市町等との連携を強化する。

### 3.2 豊田市の強靱化に対する視点

#### (1) 防災・減災の視点

これまで、「豊田市災害対策推進計画」に基づき、命を守る安全・安心都市の実現をめざして、「大規模災害に強いまちづくり」や「自助・共助・公助による地域防災力の向上」に取り組んできた。

引き続き、国が示す災害等を踏まえた新たな取組を参照しながら、災害拠点となる施設の防災・減災機能の強化、河川堤防等の耐震化等の取組に加え、豊田市業務継続計画（BCP）の普及を積極的に推進していく。

#### (2) 気候変動リスクの視点

近年、気候変動を要因とした豪雨や台風等の気象災害が激甚化し、想像を超える被害が各地で頻繁に生じる時代となっている。気候変動は、あらゆる分野で取り組むべき横断的課題であることを理解した上で、気候変動リスクを踏まえた国土強靱化の取組を推進していくことが重要である。防災対策のみならず、気候変動の影響を最小化するために、温室効果ガスを削減する緩和策と、その影響を回避・軽減する適応策が、国土強靱化に繋がっていくという認識を持って取り組まなければならない。

国土強靱化の取組は、様々な社会の課題についてあらゆる部局が有機的に連携することで実効性を高め、包括的に推進していく必要がある。また、その取組の効果を最大限に発揮するためには、市民や地域がその現実を理解することが肝要であり、自ら

### 3.1 豊田市の強靱化の基本目標／3.2 豊田市の強靱化を進める上での留意事項

の命は自ら守る行動を取ることという意識改革とあわせ、共に深化を図っていく。

#### (3) 感染症対策の視点

今後、新型コロナウイルス感染症等、市民の生活や健康に多大な影響を及ぼすおそれのある感染症拡大の渦中における大規模自然災害等が大きな課題となる可能性がある。避難所におけるマスク、消毒液等、感染症対策に必要な物資の備蓄促進、ICT活用による接触機会の削減、密集・密接・密閉の回避等、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組を推進するとともに、手洗い、うがいの励行、マスクの着用等、感染症予防方策の情報周知を徹底し、不測の事態に備えた体制を整備していく。

新型コロナウイルス感染症の対応における知見や教訓を踏まえ、大規模自然災害時における感染症対策について、常に最新の情報を取得し、対策の脆弱性評価を実施する等、柔軟に検討を行う。

### 3.3 豊田市の強靱化を進める上での留意事項

豊田市の強靱化の基本目標を実現するため、国の基本方針に掲げる基本的な方針を踏まえつつ、以下の事項に留意し対策を進める。

#### (1) 社会構造の変化への対応等に係る事項

ア 東京への一極集中からの脱却を図るなど、国土全体の「自律・分散・協調」型の社会システムの確立に資するとともに、本市の独自性を活かし、潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を創り出す「自律・分散・協調」型の社会システムの形成につなげる視点を持つ。

イ 本市の強靱化に向け、国、県、大学、関連事業者、地域団体やボランティア等の民間団体等が、それぞれの役割を常に相互の連携を意識して取り組む体制を構築する。

ウ 少子高齢社会の進行に伴う人口構造の変化や急激に進む社会資本の老朽化に対応する。

エ 平時からの人のつながりが強靱な社会をつくることを常に念頭におき、人と人、人と地域、また地域と地域のつながりの再構築や、地域や目的等を同じくする様々なコミュニティの機能の向上を図る。

#### (2) 効果的な施策の推進に係る事項

ア 災害から得られた教訓を始め、本市の強靱化の推進に係る知識を正しく理解して、実践的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材の育成と確保を図る。

イ 情報の徹底した提供・共有や連携（広報・普及啓発、協議会の設置等）により、民間事業者の自主的な設備投資等を促すとともに、PPP/PFI等を活用したインフ

### 3.2 豊田市の強靱化を進める上での留意事項

ラ整備や老朽化対策等を進めるほか、民間の投資を一層誘発する仕組みを具体化する。

また、大学、民間事業者、経済団体、産業団体におけるシンクタンク機能や人材の確保と活用を図るとともに、そのために必要な行政の支援を進める。

ウ 想定される被害や地域の状況等に応じて、ソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせることにより、総合的な取組を進める。

エ 施策の重点化や進捗管理（PDCA(Plan-Do-Check-Action) サイクル) を通じて、本計画に基づく施策の推進及び見直しを行うとともに、本市の強靱化に関わる各主体間で中長期的な方針等を共有し、短期から長期の時間管理概念を持った計画的な取組を推進する。

オ 本計画の施策方針を踏まえた事業の検討において、個々の施設・設備やシステムの強靱化とともに、可能な限り代替性・冗長性の確保についても考慮した取組を進める。

カ 非常時の防災・減災等の効果を発揮するのみならず、その施設や取組が平時に持つ意味を考慮して、日頃から有効に活用される対策となるよう工夫する。

キ 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。

(参考)

平成 30 年 6 月以降の災害からの主な教訓
<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川が氾濫した場合に湛水深が深くなり、甚大な人命被害等が生じる恐れのある区間への対応が必要であること</li> <li>・災害拠点病院等について、診療機能を 3 日程度維持するため設備の増設等が必要であること</li> <li>・土砂災害へのソフト対策について、地方公共団体における災害リスク情報の整備や土砂災害に関する情報を改善していく必要があること</li> <li>・各エリアの最大発電所が脱落した場合等に備えて、更なる電力供給の強靱化が必要であること</li> <li>・畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設等について、停電時の対応計画を作成していない等の課題に対応する必要があること</li> <li>・幹線道路等の法面・盛土について、鉄道近接や広域迂回など社会的影響が大きい箇所において、土砂災害等に対応した道路法面・盛土対策等を行う必要があること</li> <li>・豪雨により流失・傾斜する恐れがある鉄道河川橋梁について対応する必要があること</li> <li>・携帯電話基地局について、被害状況の把握から応急復旧の初動対応等の課題に対応する必要があること</li> <li>・ブロック塀等の倒壊や多発した小規模ため池の決壊等への課題に対応する必要があること</li> <li>・気象情報や避難情報等の防災情報を、住民の避難行動に確実に結びつける必要があること</li> </ul>

出典：国土強靱化基本計画（平成 30 年 12 月）をもとに作成

4.1 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

第4章 強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

4.1 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

基本目標を達成し、豊田市を強靱化する意義を実現するために必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価を行い、本市の強靱化の現状と課題を示す。

脆弱性評価にあたり、国が定めた基本計画を参考に、愛知県地域強靱化計画（2020年3月改訂版）に基づきつつ、本市の地域特性等を踏まえ、項目の追加や削除、表現の修正を行い、11の「事前に備えるべき目標」と50の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
	1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱
	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

4.1 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

	3-2 市職員・市所有施設等の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
	5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
	5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止による甚大な影響
	5-5 金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響
	5-6 食料等の安定供給の停滞
	5-7 異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3 下水道施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
	6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-3 雨水ポンプ場等の防災施設、ため池、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

4.1 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

	7-4 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
	7-5 農地・森林等の被害による国土の荒廃
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	8-4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ
	8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-6 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-7 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響
9 気候変動による影響をできる限り最小化する	9-1 地球温暖化により、異常気象などの自然災害が増加
	9-2 気候変動による影響の情報不足により、対策が遅れる事態
	9-3 気候変動の影響により、甚大な被害・経済損失が発生する事態
10 感染症による健康被害、健康危機を発生させない	10-1 災害時、避難所での集団感染、死亡者の発生
	10-2 感染者の治療、入院のために災害被災者への医療提供ができない（医療機関への負担増）
	10-3 感染により、復旧・復興作業が遅れる
11 平時においても、感染症による社会活動の停止、制約をさせない	11-1 感染者の大量発生、感染症やそれを発端とする死亡
	11-2 感染者の治療、入院のために、他の疾病、疾患への医療提供ができない
	11-3 社会活動（経済活動）の中止、抑制

## 4.2 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

### 4.2 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

国の基本計画及び県強靱化地域計画において設定された施策分野（12 の個別施策分野及び 5 の横断的分野）をもとに、項目の追加や統合、表現の修正を行い、11 の個別施策分野及び 5 の横断的分野を設定した。

個別施策分野	横断的分野
① 行政機能／警察・消防等／防災教育等	① リスクコミュニケーション
② 住宅・都市	② 人材育成
③ 保健医療・福祉	③ 老朽化対策
④ エネルギー	④ 研究開発
⑤ 情報通信	⑤ 産学官民・広域連携
⑥ 産業・経済	
⑦ 交通・物流	
⑧ 農林水産	
⑨ 国土保全	
⑩ 環境	
⑪ 土地利用	

4.3 脆弱性評価の実施手順

- 基本法（第9条第5項、第17条第1項）において、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこととされており、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考とした。
- 国・関係団体（検討会議）・愛知県の取組状況の把握に加え、「第8次豊田市総合計画」や「豊田市災害対策推進計画」等の本市の計画などをもとに豊田市の脆弱性を総合的に評価した。
- 脆弱性評価結果については、リスクシナリオごと、施策分野ごとに整理した。

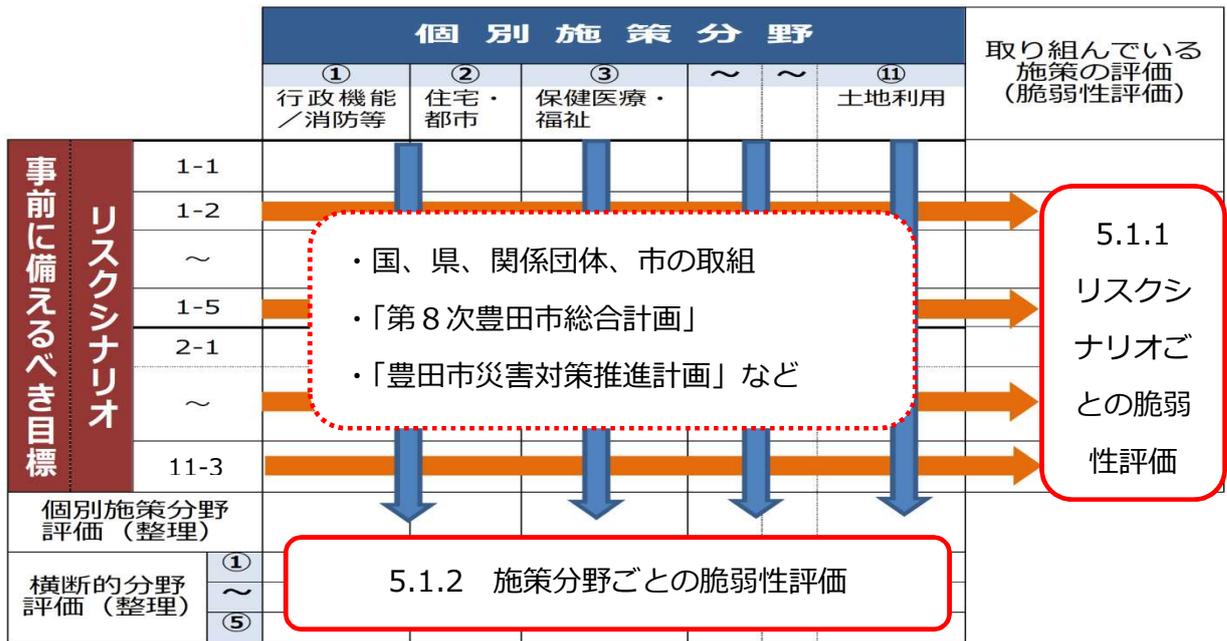


図. 脆弱性評価の手順

4.4 脆弱性評価結果

リスクシナリオごとの評価結果、施策分野ごとの評価結果は、それぞれ（別紙1）、（別紙2）のとおりである。

## 第5章 推進すべき施策

### 5.1 強靱化施策の推進方針

第4章で整理したリスクシナリオごとの脆弱性評価結果を踏まえ、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避し、基本目標を達成するため、以下の推進方針により国土強靱化に資する施策に取り組む。

#### 5.1.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

##### （1）直接死を最大限防ぐ

##### 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

- 住宅・建築物等の耐震化等の促進
  - 住宅・建物等の耐震化を促進するため、老朽化マンションの建て替え促進を含め、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の住宅・建築物の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。
  - 住宅や建築物の開口部における飛来物対策など、強風時の飛来物の衝突による被害を抑制する取組を推進する。
- 不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進
  - 不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の建築物の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。
- 公共施設等の耐震化の推進・促進
  - 市役所、学校施設、医療施設、社会福祉施設等の耐震化については、早期完了を目指し、取組を強化する。また、天井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策を進める。
- 交通施設等における脆弱性の解消
  - 交通施設等及び避難路沿道建築物の複合的倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する。また交通施設等について、長時間・交通振動による影響、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術が不足していること、さらに重量を違法に超過した大型車両により道路橋に与える影響が大きいことから、構造安全性を確保するための対策を図る。また、交通施設等及び避難路沿道建築物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する。
  - インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援する装備等に係る技術開発を進め、実用化する。

## 5.1.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

- 電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等
  - 大規模地震発生時に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物については、無電柱化の推進や、大規模盛土造成地マップに基づき、施設等の所有者に啓発するなど、施設の安全性を向上させる。
- 地下空間等の施設・構造物の脆弱性の解消等
  - 地下空間については、ハード・ソフト両面から防災対策を進める。また、倒壊のおそれのある建物等から一時避難する空間や経路の整備を進める。
- 家具の転倒防止策等の継続的な防災訓練や防災教育等の推進
  - 緊急地震速報等の活用を進めるとともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。
- 災害対応力の向上
  - 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る。
- 消防団等の充実強化の促進等
  - 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進するとともに、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。

## 1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

- 火災に強いまちづくり等の推進
  - 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除去や小規模な道路整備等により改善を促進する。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や、火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する。
- 水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等
  - 民間事業者等と給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地について、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る。

## 5.1.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

- 災害対応力の向上
  - 大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の広域的な連携を推進するとともに、災害警備訓練等の被災者救助、捜索関係施策を推進する。
  - 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る。
- 情報通信関係施策の推進
  - 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、ICT を活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する。
- 消防団等の充実強化の促進等
  - 公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。

## 1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

- ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進
  - 河川堤防と水門等の耐震化、築堤・河道掘削等の河川改修、維持浚渫・樹木伐採等の維持管理、天端舗装や法尻補強等の堤防強化、洪水調節施設・雨水ポンプ場の整備や機能強化を進めるとともに、雨水ポンプ場や管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備・耐水化等のハード対策を推進する。併せて、大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップなど各種ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせて実施し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた施策を推進する。
  - 洪水による広域的な浸水等を防ぐため、河川管理施設等を長寿命化計画等に基づき、適切に整備・維持管理・更新するとともに、気候変動や少子高齢化などの自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用及び危機管理体制の強化を進める。
  - 市街化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、地下施設等の浸水対策を推進するほか、雨水貯留浸透施設等の整備により、その流域のもつ保水・遊水機能を維持・向上させるなど、総合的な治水対策を推進する。
- 継続的な防災訓練や防災教育等の推進等
  - 身を守る避難行動の取り方等について自らの命は自らが守るという意

## 5.1 強靱化施策の推進方針

### 5.1.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。また、地区防災計画制度の普及・啓発等により、市民の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

- 河川・堤防等の耐震化等の推進
  - 河川の堤防、水閘門、雨水ポンプ場等の耐震化、老朽化対策等を推進する。
- 河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等の推進
  - 河川の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等を推進する。
- 地下空間における浸水対策等の強化
  - 地下空間を管理する主体と連携し、地下空間の浸水に対する危険性について、事前の周知を図るとともに、G 空間地下街防災システム（GPS（全地球測位システム）及び GIS（地理情報システム）を活用した位置情報を用いたシステム）など情報通信技術の利用を検討し、浸水対策及び避難誘導等安全対策の強化を図る。
- 河川の改修
  - 河川整備計画に基づき、河川改修を進める。特に都市部を流域にもつ河川では、開発の進行による流出量増大等により治水安全度が著しく低下していることから、国管理河川の矢作川や、県管理河川の改修を推進するとともに、適切に維持管理を行う。  
(県管理河川：時間雨量おおむね 50mm～80mm に対応)
- 浸水想定区域の指定・見直し
  - 最大規模の洪水・内水に係る浸水想定区域図等を作成・公表することなどにより、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。
- 気候変動を踏まえた水災害対策
  - 近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水害対策について、国・県の動向を踏まえ、対応について検討する。
- 水防災意識社会の再構築に向けた取組の推進
  - 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、県及び国は水防災協議会を設立し、関係機関と連携して円滑な避難、水防活動、減災対策等のため、ハード・ソフト対策を一体的に取り組むため、市もこれに協力する。
- 情報通信関係施策の推進
  - 逃げ遅れの発生等を防ぐため、J アラートによる緊急情報の確実な市民への伝達、SNS など ICT を活用した情報共有等の情報関係施策を推

## 5.1.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

進する。

- 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報等に5段階の警戒レベルを付して提供することにより、市民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする。
- 災害対応力の強化
  - 多数の死傷者を発生させないため、災害警備訓練などの被災者救助、捜索関係施策を推進する。
  - 被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県・市外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結を促進する。
  - 消防団の充実強化等による人材育成、適切な組織体制を構築する。

## 1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

- 土砂災害対策の推進
  - 土砂災害に対して、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備を着実に進める。
  - 近年の土砂災害発生状況を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進すること、及び大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫）等に対して人的被害の発生を防止するための調査及び施設整備を促す。
  - 土砂災害に対して人的被害を防止するため、土砂災害防止施設を適切に維持管理・更新する。
  - ソフト対策として、土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害警戒情報その他の防災情報の提供、避難訓練を始めとする啓発活動により、平常時及び異常気象時において、土砂災害の危険性の住民への周知を図り、警戒避難体制の整備を促進する。
- 山地災害、森林・農地等の保全機能の低下への対応
  - 流木による被害を防止・軽減するため、流木捕捉式治山ダムの設置や健全な森林の状態を保つための間伐など、崩壊土砂や流木の発生・流出形態に応じたきめ細かな対策を促す。森林の整備にあたっては、必要に応じ森林被害の防止対策を図るとともに、在来種の活用など、自然と共生した多様な森林づくりを図る。
  - 基幹的水利施設を始めとする農業水利施設の耐震化等を進める。
- 亜炭鉱跡地対策の促進
  - 亜炭坑跡の実態を把握するための調査及び充填に関する事業の実施など、亜炭坑跡地対策を促進する。

## 5.1.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

- 警戒避難体制の整備等
  - 警戒避難体制の整備、土砂災害に関する防災訓練などの地域の防災力を高めるためのソフト対策を組み合わせた対策を進めるとともに、身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、市民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。
  - 災害リスクの見える化、建物等の立地に関する制度の活用等により、災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制、既存の住宅・建築物の安全な構造への改修及び同エリア外への移転を促進する。
- 情報関係施策の推進
  - 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な市民への伝達、SNS など ICT を活用した情報共有などの情報通信関係施策を推進する。
- 災害対応力の強化等
  - 多数の死者を発生させないため、災害警備訓練などの被災者救助、捜索関係施策を推進する。
  - 地域コミュニティと連携した施設の保全・管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する。

## 1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

- 死傷者の発生防止のための対策
  - 暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生を防ぐため、防災気象情報の利活用を進めるとともに、平常時から、それら情報の適切な利活用についての取組の推進や、暴風雪・豪雪が予測される時の不要不急の外出を抑制させる取組を推進する。また、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階から利用者へ情報提供を図る。
  - 寒さによる死傷者の発生を防ぐため、無電柱化や送配電の耐雪害対策、復旧迅速化のための行政・自衛隊と電力会社の連携、復旧マニュアル整備等、エネルギー供給施設について、ハード・ソフト対策を実施する。
- 情報提供手段の多重化・多様化の推進
  - 防災行政無線の戸別受信機の導入、ラジオ放送局の難聴対策、Lアラートの高度化、SNS など ICT を活用した情報共有、旅行者に対する情報提供アプリの開発等、情報提供手段の多重化・多様化を推進する。
- 災害対応力の強化

## 5.1 強靱化施策の推進方針

### 5.1.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

- 降雪の影響等の情報の収集を行うため、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用、官民の自動車プローブ情報の活用、早期の被害情報の把握を行うシステムの拡充・運用開始等、多様な情報収集を確保するとともに、消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を進める。
- 道路交通対策等の推進
  - 集中的な大雪に備え、タイムライン（時系列の行動計画）や除雪計画を策定し、車両滞留が予見される場合のリスク箇所を事前に把握した上で予防的な通行規制・集中除雪を行うとともに、チェーン等装着の徹底、除雪体制の増強、道路管理者間の連携、地域の実情に応じた待避所などのスポット対策等、ハード・ソフトの両面から道路交通確保の取組を推進する。また、鉄道交通を確保するため、在来線の除雪体制の構築等を進める。
  - 雪害等の災害時に道路啓開等を担う建設業の、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。また、自動運転技術等を活用し、熟練技能者の不足を補う除雪機械などの装備の高度化を進める。
- 継続的な防災訓練や防災教育等の推進等
  - 身を守る行動のとり方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育、除排雪時の安全管理の徹底等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、市民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。

(2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

➤ 輸送ルート確保対策の実施

- 物資輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備を進め、また、輸送基盤の地震、洪水、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、中山間地域その他の孤立の可能性がある地域へつながる災害に強い道路の整備を図る。

➤ 迅速な輸送経路啓開に向けた体制整備

- 迅速な輸送経路啓開に向けて、また、交通渋滞により、災害応急対策等に従事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、関係機関の連携等による総合啓開計画の策定、整備資機材の充実や、民間プローブ情報の活用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていくとともに、必要な体制整備を図る。
- 交通規制等の情報提供により、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。
- 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。

➤ 水道施設の老朽化対策等の推進

- 水道事業者において新水道耐震化プランに基づき、水道施設の耐震化を推進する。
- 水道施設等は、老朽化対策と合わせて耐震化、液状化対策を着実に推進するとともに、飲料水循環式耐震性貯水槽の設置、応急給水計画の策定等を推進する。また、避難所となる施設で、井戸や給水タンクの設置、非常用電源の設置など水の確保に向けた取組を進める。

➤ ガス管の耐震対策等の推進

- 経年劣化したガス管について、耐震設計指針を周知し、耐食性・耐震性に優れたガス管への取替えを推進する。また、ガス供給の迅速な復旧に関する訓練等について継続する。

➤ 電力設備等の早期復旧体制整備の推進

- 大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、県や市による倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める。

## 5.1 強靱化施策の推進方針

### 5.1.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

- 電力事業者は、現場の情報を迅速に収集・共有する体制を整備し、停電の早期復旧やユーザーへの迅速かつ適切な情報発信を行う。
- 停電時における電動車等の活用
  - 停電している避難所や住宅等へ、非常用電源として電力供給が可能な電動車等の活用を推進・促進する。
- 応急用食料等の調達
  - 南海トラフ地震等の広域的かつ大規模な災害が発生した場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食料等を調達できないおそれがある。そのため、民間事業者との連携等による市全体の備蓄の推進や企業連携型 BCP の策定の促進を図る。また、応急用食料の調達の実効性について、図上訓練等を通じ検証を継続する。さらには、被災地の道路状況や食品工場の操業状況等を勘案して、最適な食料供給の方法を検討するとともに、調理の必要性も勘案し、調達方法と合わせて精査する。
- 食料・燃料等の備蓄
  - 地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力の強化を図る。公的施設・避難所等における自立・分散型エネルギーの導入、耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能強化、断水時のトイレ確保などの防災機能強化を促進する。また、物資供給までに時間がかかることが想定されるため、各家庭、事業所、避難所等における備蓄量の確保を促進する。
  - 地方の拠点となる「道の駅」の防災機能の充実、促進を図る。
- 燃料等の仮貯蔵
  - 燃料仮貯蔵施設の関連企業の BCP 等の策定の促進を図る。また、消防庁の「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」について、関係機関への十分な周知・情報提供を図る。
- 物資調達・供給体制、受援体制の構築等
  - 災害時にラストマイルも含めて円滑に支援物資を輸送するため、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練等を実施することで、官民が連携した物資調達・供給体制を構築する。また、被災地の状況に合わせた、円滑かつ的確な救助物資の輸送等の実施に向けて、情報収集や物資・供給体制、受援体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進め、産官学民の連携等による物資調達・供給体制、受援体制を構築する。
  - 災害関連情報の収集・提供を行うため、情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する。
- 住宅・建築物の耐震化等の促進
  - 避難者の発生防止や緊急輸送路等の確保のため、住宅・建築物等の耐震

## 5.1.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

化を進める。

- 消防団等の充実強化の促進等
  - 消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。

## 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

- 孤立集落の発生を防ぐ施設整備等の推進
  - 災害時に孤立の可能性がある集落等へつながる道路の整備や防災、地震対策、道路法面の崩壊を防止するための法面保護やアクセスルートの多重化等を推進する。特に中山間地域では、道路網の充実に努める。また、空からのアクセスも可能となるようあらかじめヘリコプター離着陸適地の選定・確保・整備を図る。
  - 道路の防災対策や無電柱化、鉄道施設等の耐震対策の強化、洪水・土砂災害・風水害対策、治山対策等を着実に推進する。
  - 消防等を含む地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、施設の耐震化等の取組を進める。
- 山間地等における避難路等の確保の促進
  - 既存の物流機能等を緊急物資輸送等に効果的に活用できるよう、貨物輸送事業者のBCP策定、海拔表示シートの整備、山間地等において、民間等が管理する道の把握・活用、高規格幹線道路へのアクセス性の向上等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する。
- 孤立集落等の救出計画の策定等
  - 孤立集落発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実、通信基盤・施設の地域の実情に即した堅牢化・高度化、災害対策用ドローン（小型無人機）の導入、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用、官民の自動車プローブ情報の活用、災害関連情報の収集・提供のためのシステムの活用、地理空間情報の活用等により多様な情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進するとともに、孤立集落に対する救援等の計画の策定を促進する。
- 家庭における備蓄の促進等
  - 災害時に備え家庭における食料等の備蓄を進めるため、普及を行うとともに、孤立対策を検討する。また、広範囲に被災が及ぶ場合を想定し、応急用食料等の調達品目及び業種の必要な見直しを行うとともに、関係機関の情報共有円滑化の仕組みの構築、訓練などを通じた関係者の習熟度の向上を推進する。

## 2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 災害対応の体制・資機材強化
  - 消防において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、情報通信施設、夜間対応も含めた装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化、自主防災組織等の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材等の確保等を推進する。また、応援部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る。
  - SNSによる市民からの救助要請等の情報を収集し、関係機関で共有し、救助活動の効率化を図る。また、災害対策本部から市民へきめ細かな情報を発信し、市民の不安を取り除くよう努める。
- 災害対応業務の実効性の向上
  - 災害対応において関係機関毎に体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務、情報共有・利活用等について、標準化を推進する。
  - 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標をもって合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく。また、広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を促進する。
- 地域の活動拠点施設の耐災害性の強化
  - 消防施設等の地域の活動拠点となる施設の耐災害性をさらに強化する。また、消防救急無線等の情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する。
- 消防団員の確保
  - 地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する。
- 関係自治体等の連携
  - 広域防災活動拠点等となる公園緑地の整備を促進し、関係自治体等の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させる等、円滑な救助・救援活動等を支援する。
- 後方支援を担う新たな防災拠点の確保
  - 広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する後方支援を行うため、被災リスクが低く、かつ高速輸送が可能な高速道路網に直結した新たな防災拠点の確保を促進する。

## 5.1.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

- 道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路啓開の円滑化の推進
  - 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅、踏切除却や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進めるとともに、装備資機材の充実、官民の自動車プローブ情報の活用等による交通状況の迅速な把握、ICTを活用した情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路啓開が行われるよう支援する。
- いのちとくらしを支える交通環境の形成
  - 地理的、自然的、社会的条件が厳しい地域においては、災害時の避難活動の迅速化や緊急輸送手段の確保が必要であるため、道路ネットワークの信頼性確保、国県によるヘリコプターの効率的な運用等、複数の手法を適切に組み合わせた対処を検討する。
- 避難行動要支援者の救助・救急活動
  - 避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえらる人材を育成するほか、防災訓練等を実施するにあたっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検する。
- 住宅・建築物の耐震化等の促進
  - 住宅・建築物の耐震化等を進め、死傷者の発生を抑制する。
- 消防団の充実強化の促進等
  - 公助の手が回らないことも想定し、消防団の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。

## 2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱

- 帰宅困難者対策の推進
  - 鉄道・バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報、子供の安否情報等を逐次的確に得られる仕組みの導入や、住宅の耐震化など家族の安全を確信できる条件整備を進める。
  - 混乱の発生を避けるため、駅等に Wi-Fi スポットなど帰宅困難者が情報を得られる環境を整備・強化することを検討するとともに、駅等に多数の人を集中させないよう対策を講じる。
- 帰宅困難者等の受入態勢の確保

## 5.1 強靱化施策の推進方針

### 5.1.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

- 豊田市駅周辺など、不特定多数が集まる駅施設や大規模集客施設等について、市と関連事業者の連携を強化し、膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保等の対策を図る。滞在場所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設（自家発電設備、貯水槽、マンホールトイレ等）の耐震化その他の整備を促進する。また、滞業者等の安全の確保に向けた取組を一層促進する。
- 交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整
  - 交通インフラの早期復旧の実現に向けた関係機関の連携調整体制の強化を促進する。また、膨大な帰宅困難者の帰宅支援対策として徒歩での帰宅支援の取組を推進する。さらには、徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の整備を進める。
- 鉄道の運行再開の調整等
  - 鉄道施設の被害を最小化するとともに、鉄道の運行再開について各事業者が定めている手順にのっとり、速やかに運行を再開できるよう備える。また、部分的な運行再開が旅客集中による混乱を招く可能性があること等も踏まえ、運行再開時の相互協力などが速やかに行えるよう関係事業者間における連携体制の強化を促す。
- プローブ情報の活用による交通渋滞の把握等
  - 交通渋滞により代替バスの円滑な運行ができなくなる事態を回避するため、通行止めなどの交通規制、渋滞等の情報を光ビーコン、ETC2.0等を活用して自動車運転者等に提供し、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。
- 地方行政機関等の機能低下の回避
  - 地方行政機関等の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するための取組を進める。
- 代替輸送手段の確保等
  - 地震、土砂災害、洪水等による道路の被災リスク及び帰宅支援対象道路に指定する緊急輸送路等について、関係機関が情報を共有し、連携して、徒歩や自転車などで安全・円滑に帰宅できる経路が確保されるようにするとともに、鉄道不通時の代替輸送について、代替バスの確保と運行経路等を、交通事業各社及び関係機関が連携し、速やかに調整できる体制を事前に構築する。

## 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

- 医療リソースの供給体制の確立

## 5.1.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

- 南海トラフ地震など多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース（水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等）の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高いため、その輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含め、関係自治体間や民間団体等と具体の検討を行い、医療リソースの供給体制の確立を図る。
- 相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制を構築する。
- 災害拠点病院における自立・分散型エネルギー供給の促進
  - 災害拠点病院において、長期間（3日程度）の停電の際に、診療機能を維持するために必要な電力を確保するとともに、非常用自家発電設備の増設等への支援を行う。
  - 災害拠点病院におけるエネルギー確保については、自家用発電設備等に使用する燃料等の自衛的備蓄の必要性について継続的に認識を促すとともに、燃料等が優先的に分配されるよう、関係機関の連携を高める。また、エネルギー効率の高い設備の導入や、非常用電源の確保、自立・分散型エネルギー設備の導入、LPガスや灯油など、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性の向上を促進する。
- 民間事業者との連携による燃料の確保
  - サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合等との災害時の優先供給協定により、燃料を確保する。
- 災害拠点病院の耐震化等の促進
  - 災害拠点病院は、大規模地震の際、災害時医療の中核としての機能を提供できるように、国庫補助金等を活用して耐震化を着実に促進する。
- 災害拠点病院の防災・減災機能の強化
  - 災害拠点病院や第二次救急医療機関については、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに、広域災害時を想定した訓練の実施等を行う。
- 人工透析患者等への対策
  - 人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、平常時からの地下水活用など水源の多重化や、水道管路の耐震化、優先的に水道を復旧させる等の協力体制を構築する。また、下水道が使用できない場合にも備える。
  - 入院患者や人工透析患者等の搬送手段の確保を図る。
- 多数の負傷者が発生した場合の対応
  - 多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者を、被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等を十分に確保する。

## 5.1.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

- 災害時における医療機能の確保・支援体制強化
  - 大規模自然災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、災害時医療救護活動に関する協定締結の継続のほか、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る。また、応援医療チームの活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る。
- 道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進
  - 災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を進めるとともに、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進める。
- 災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保
  - 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、代替性確保のための高規格幹線道路等の整備及びアクセス向上、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策（道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強等）や無電柱化、環状交差点の活用、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な進捗と医療機能の提供及び支援物資物流を確保する。
  - 患者及び医薬品等の搬送ルートの優先的な確保など道路啓開計画の実効性向上の取組を進める。
- 救急輸送の遅延の解消
  - 救急搬送の遅延を解消するため、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進める。
  - 通行止めなどの交通規制、渋滞等の情報を光ビーコン、ETC2.0等を活用して自動車運転者等に提供し、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。
- 医師の確保
  - 現在、常駐医師がおらず、災害時の迅速な医療提供が困難な地域にあっては、人的被害を拡大させることから、平常時から人口減少・流出対策を含めた医師不足が解消される取組を実施するとともに、発災時に常駐医師がいないことに対する対応方を検討しておく。
- 要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備
  - 要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図る。
- 要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築

5.1.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

- 災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の支援ネットワークを構築する。
- 住宅・建築物の耐震化、家具の転倒防止策等の促進
  - 住宅・建築物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組む。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 衛生環境の確保等
  - 災害発生時に、地方公共団体において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制を維持する。また、感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進する。
  - 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止する。
- 下水道施設の耐震化・下水道 BCP の策定
  - 地震時においても下水道が最低限有すべき機能の確保のため、下水道施設及び主要な管渠の耐震化を早急に進めるとともに、下水道 BCP の充実を促進する。
- 避難所となる施設の衛生環境の確保
  - 避難者にインフルエンザ、ノロウイルス、O157 などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つ。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を計画しておく。
  - 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく。
- 医療活動を支える取組の推進
  - 医療活動を支える取組を着実に推進する。
- 住宅・建築物の耐震化の促進
  - 住宅・建築物の倒壊による避難者の発生を抑制するために、住宅・建築物の耐震化を進める。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- 避難所における良好な生活環境の確保等
  - 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材

## 5.1.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能を強化する。

- 避難所の運営体制等の整備
  - 被災者の避難生活を市が適正に支援できるよう、本市の避難所の再点検及び点検結果に対する対応の促進を図るとともに、避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、障がい者、外国人等の被災者の多様性や地域の実情に合わせた避難所運営マニュアルの作成を促進する。また、地域住民と共働した避難所開設・運営訓練の実施など地域が主体となった取組を促す。
  - 一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所の指定促進を図る。
  - 福祉避難所が不足する場合などにおける、高齢者や障がい者、外国人などの要配慮者の受け入れについて、市とホテルや旅館などの宿泊施設との協力体制の構築を推進する。
- 継続的な防災訓練や防災教育等の推進等
  - 地区防災計画制度の普及・啓発等により、市民の自発的な行動計画策定を促すとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。
- 避難所における必要物資の確保等
  - 避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、ラストマイルも含めて円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める。
- 避難所外避難者への対策の整備
  - 在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる避難所外避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう対策を進める。また、迅速な被災者支援のために被災者台帳作成の事前準備をする。
- 被災者の健康管理
  - 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉塞症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が

## 5.1.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。

- 防災拠点となる庁舎等の耐震化の推進
  - 災害時に防災拠点となる庁舎等についても耐震性を高め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする。
- 保健医療機能の確保等
  - 被災各地区の保健医療ニーズに応じた各保健医療活動チーム等の支援資源の配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する。
  - かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、医療に関する情報の活用を通じた広域的な連携体制の構築等により、適切な処置が行われるようにする。
  - 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る。
- 被災者の生活支援等
  - 避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、市民同士の交流の機会等を提供する。
  - 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。
  - 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。
- 住宅・建築物の耐震化等
  - 膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住宅・建築物の耐震化や常時消防力の強化、消防団等の充実強化等を進める。また、指定避難所とされている公共施設の耐震化等を進める。
- 避難所の耐震化等の推進
  - 避難所となる施設等の耐震改修やバリアフリー化、避難場所となる施設等の屋上部分等への対空表示の標示（防災関係機関への地点番号のデータ配布）を行う。また、避難所における再生可能エネルギー等の導入、ライフラインの確保等を促進する。
  - 下水道が使用できない場合に備え、マンホールトイレの整備などの取組を促進する。
- 避難生活における要配慮者支援

## 5.1 強靱化施策の推進方針

### 5.1.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

- 高齢者や障がい者、妊産婦などの要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じる。また、避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ることなどにより、避難生活支援体制の構築を図る。また、福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な施設等の体制を構築する。
- 災害時に障がい者が必要な情報を取得することができるよう、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する。
- 避難行動要支援者への支援
  - 避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を促進することなどにより、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援をする。
- 避難所の絶対量の不足に対する相互連携
  - 多数の避難者に相当な収容能力のある施設が不足する地域について、県・近隣市等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討を進める。

## (3) 必要不可欠な行政機能は確保する

## 3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

- 治安確保のための体制の確保と装備資機材の充実強化
  - 治安の確保に必要な体制の確保を図るとともに、非常用電源設備や装備資機材等の充実強化を図る。
- 公共の安全等の秩序維持体制の整備
  - 公共の安全と秩序の維持を図るため、本市として当該業務を円滑に継続するための対応方針及び執行体制等を速やかに定め、派遣要領に基づく派遣体制の確立を図る。
  - 警察、防犯ボランティアとの連携の強化を図る。
- 緊急交通路の確保
  - 停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進めるとともに、緊急交通路を確保するための効果的な装備の整備など、災害状況に応じた体制を早期に構築する。
- 道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等
  - 交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規制の実施など、道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立する。併せて、一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する。
- 地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援
  - 災害が起きた時の対応力を向上するため、必要な地域コミュニティ力の構築を推進する。また、ハザードマップの作成や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有による地域コミュニティ力を強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る。
  - 人口減少地域においては、少子高齢社会の進行による地域コミュニティ崩壊の防止を図る。
- 地方行政機関等の職員・施設等の被災による機能低下の回避
  - 治安の悪化等を防ぐため、地方行政機関等（消防等含む。）の機能維持のための体制強化に係る取組を推進する。
- 警察施設の機能強化
  - 南海トラフ地震のような大規模自然災害発生時においても、警察機能が十分機能するよう警察施設の耐震化や非常用電源設備の充実を促す。

## 3-2 市職員・市所有施設等の被災による機能の大幅な低下

- 地方行政機関等の機能維持
  - 防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増員又は増強・育成、

## 5.1 強靱化施策の推進方針

### 5.1.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

職員研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケアなどの体制強化を図る。また、市役所等の情報通信ネットワークの冗長化等を図る。

- 業務継続計画の見直し
  - 庁舎、職員等の被害想定に基づいた業務継続計画（BCP）の見直しや、訓練をすることで実効性の向上を図り、業務継続力を強化する。また、災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や、参集途上での情報収集伝達手段の確保等をするとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図り、様々な事態を想定した教育及び明確な目的を持った合同訓練等を継続していく。
- 市職員の不足への対応
  - 市職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進める。
  - 被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県・市外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結を促進する。
- 防災拠点等の耐震化等の推進
  - 防災拠点として位置付けられている官庁施設等の耐震化については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震に対して耐震化や水害対策等を着実に推進する。
- 業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等
  - 庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る、学校、公立社会教育施設、社会体育施設等の耐震化等を促進する。
- 防災拠点等の電力確保等
  - 電力供給遮断などの非常時においても、避難市民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）においては、機能維持等に電力を必要とするため、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進する。
  - 非常用電源の耐震化や水害対策を推進する。
  - 災害拠点病院、防災関連施設等の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る。
  - 被災リスクに備えた救急・救助、医療活動等の維持に必要なエネルギーの確保については、備蓄等を促進するとともに、石油製品の備蓄方法、供給体制に係る訓練、情報共有等に係る国・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進する。

## 5.1.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

- 道路の防災対策等
  - 市の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、地震対策や無電柱化、を進めるとともに、洪水、土砂災害対策、治山対策等の地域の防災対策を着実に進める。
- 復旧・復興施策や被災者支援の取組等
  - 平常時から、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を国・県と市で共有し、災害からの復旧・復興施策や発災時の被災者支援の取組の向上を図る。
  - 被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、災害発生時に被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう取り組む。
- 市民等の自発的な防災行動の促進
  - 地区防災計画制度の普及・啓発等により、市民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。
- 公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進
  - 公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策を推進する。学校施設について安全対策の観点から、古い工法のものや経年劣化した非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策等を進める。また、学校施設以外の避難所における非構造部材を含む耐震対策等を推進し、避難所としての機能を強化していく。
- タイムラインの策定
  - 最大規模の洪水等に係る浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難、救助・救急、緊急輸送等ができるよう、共働してタイムラインの策定を検討する。
  - 大型台風等の接近時などの実際のオペレーションについて、関係者が情報を共有し、連携しつつ対応を行うための関係者一体型タイムラインの策定を検討する。
- 応急活動等の継続のための事前対策
  - 関係機関が応急活動、復旧・復興活動等を継続できるよう、庁舎や消防署等の重要施設の浸水防止対策やバックアップ機能の確保等を計画的に実施する。
- 災害応急対策の実施体制の確立
  - 降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る。
- 国・県・市の連携強化

## 5.1 強靱化施策の推進方針

### 5.1.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

- 市の避難勧告等の意思決定に対する、国・県・市間の連携強化・情報共有を図る態勢をあらかじめ整備しておく。
- 迅速な応急・災害復旧のため、国・県主催の研修会・講習会への参加や相互の情報の共有を進める。

## (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

## 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- 情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等
  - 災害情報システムや通信手段が、一部の地域若しくは市域全体にわたって途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化に資する対応策を推進する。
- 情報通信システムの電源途絶に対する対応検討
  - 電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備や重要な行政情報確保のための「自治体クラウド」の導入などの対策を検討するとともに、市 BCP の見直しを図る。
- 情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進
  - 電力等の長期供給停止を発生させないように、電力等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備や道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する。また、電源の確保には、燃料も含めた電力供給ネットワークの災害対応力強化や移動電源車の確保、再生可能エネルギー等の導入を推進する。
- 災害対応力の強化等
  - 大規模災害を想定した広域的な訓練等を実施し、総合的な防災力の強化を進める。また、民間通信事業者の回線が停止した場合の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上や小型無人機などの新技術活用等を図る。
  - 準天頂衛星システム等を活用した防災機能の強化等を進める。

## 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- 放送設備等の防災対策
  - 住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送が災害時に中断することがないように、放送設備の多重化等の対策を推進する。また、放送局等の被害を生じさせない洪水対策等を進める。
- 情報伝達手段・体制の確保
  - 民間放送事業者（テレビ局、ラジオ局）の中継施設の耐震化を推進するとともに電源を確保するため、自家発電装置の設置やその燃料を確保し、情報伝達体制の維持を図る。
- 多様な情報提供手段の確保
  - テレビ・ラジオ（コミュニティ放送を含む。）のいずれかが中断した際にも情報提供を可能にする体制の整備など、多様なメディアを活用

## 5.1.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

した情報伝達体制の構築を図る。また、甚大な災害が発生した場合は、遭難情報、道路状況、交通情報、停電情報等の生活関連情報を自治体自らが提供するため、臨時災害 FM 放送局の開局も検討する。

- 民間通信事業者の情報通信機能の強化・高度化等
  - 民間通信事業者の情報通信機能の強化・高度化等を図るとともに、民間通信事業者の回線が停止した場合の情報通信システム基盤の耐災害性の向上等を促す。
- 災害対応業務の標準化
  - 大規模自然災害発生時には、国・県や市、関連事業者等が、相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する。
- 情報通信インフラの整備
  - 耐災害性、効率性、利便性及び冗長性の観点から、すべての地域におけるブロードバンド環境を維持する。また、観光地や防災拠点等において災害時にも有効に機能する無料公衆無線 LAN の整備を促進する。さらに、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線 LAN を使えるよう、災害用統一 SSID「00000JAPAN」の普及・啓発を図る。
- 道路被害情報共有の強化
  - 大規模自然災害時の道路被害情報を共有する道路情報システムについて、道路啓開情報も含めた情報を有効かつ効率的に収集・共有するためシステム連携の強化を図る。
- 水防テレメータシステムの整備
  - 市管理河川の水位等に関する観測、情報設備の維持・更新を適切に行うとともに、必要に応じて、水位計・河川監視カメラ等を増設し、洪水時における河川水位等の情報伝達体制の充実を図る。
- 土砂災害警戒情報等の提供
  - 土砂災害警戒情報等の継続的な配信のため、土砂災害監視システムの維持・更新を適切に行い、情報伝達体制の充実を図る。

#### 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 効果的な教育・啓発の実施
  - 住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修等による住宅・建築物等の耐震化、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、主体的な避難行動を促進するた

## 5.1 強靱化施策の推進方針

### 5.1.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

め、ハザードマップの作成・周知など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する。

- 情報伝達手段の多様化の推進
  - 全ての市民にJアラートによる緊急情報を確実に提供するため、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化に努める。また、市における全国瞬時警報システム（Jアラート）や災害情報共有システム（Lアラート）の関係者間の合同訓練、防災行政無線の難聴対策、旅行者など短期滞在者に対する情報提供や技能実習生を含む外国人へのやさしい日本語や多言語による情報発信のための体制整備など災害情報や行政情報を確実かつ迅速に提供する。
- 情報収集手段の多様化の推進等
  - SNS を利用し個人から発信される災害関連情報の信憑性を高めるため、対災害 SNS 情報分析システム等の利用を検討する。
- 情報の効果的な利活用に向けた人員・体制の整備
  - 国の災害情報ハブの取組等を参考に、情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるとともに、災害時に人員が不足した場合でも情報伝達が可能であるよう、情報収集・提供の主要な主体である市の人員・体制を整備する。
- 情報伝達手段・体制の確保
  - 防災行政無線、消防等の通信施設の中継施設の耐震化を推進するとともに電源を確保するため、自家発電装置の設置やその燃料の確保に努め、情報伝達体制の確保を図る。
  - 夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、本市の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。
- 交通渋滞による避難の遅れの回避
  - 交通渋滞による避難の遅れを回避するため、自動車避難のルールの検討や、道路の雪寒対策、液状化対策、道路橋の耐震補強、斜面对策等を行う。また、通行実績情報等の自動車の通行に関する交通情報を迅速に一般道路利用者に提供していく。
- 災害対応力の向上
  - 大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める。また、通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進めるとともに、アクセス集中等によるシステムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実する。さらには、情報発信業務に従事する職員の不足を生じないよう交通ネットワークの確保対策を促進する。
  - 情報収集・整備・分析・伝達に関する要素技術やシステム等の研究開

## 5.1.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

発を促す。

- 避難勧告の発令
  - 避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、市民等が適切な避難行動をとれることを基本とし、市民に対して適時・適切・確実に情報を提供する。また、関係機関が連携して、説明会の開催やデータ提供等、専門的知見に基づく技術的助言を受ける。さらに、要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる。
  - 避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令するとともに、そのような事態が生じ得ることを市民にも平常時から周知する。
  - 市の避難判断プロセスの効率化、災害対応業務の省力化を図るため、県が運用する市町村防災支援システムの導入を検討する。
- 状況情報を基にした主体的避難の促進
  - 最大規模の洪水・内水に係る浸水想定区域図を作成・公表することなどにより、市民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開していく。また、市民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に関する施策を展開していく。さらに、現在発表されている気象予警報等の各種防災情報について、必要な改善等を進め、丁寧で適切な情報提供に努めるほか、避難を促す状況情報の提供を行う。
- 避難の円滑化・迅速化
  - 災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう市における避難に関するタイムラインや避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取り組みの充実を図る。

## (5) 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下  
(サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下)

- 個別企業 BCP 策定等の促進
  - 個別企業の BCP については、策定を引き続き支援するとともに、具体的な策定項目を充実させ、実効性を向上させる。特に、中小企業の BCP 策定率を向上させるため、中小企業庁が整備した BCP 策定運用指針やレベルに応じた BCP の様式等を活用し、普及活動を進める。また、製造業（荷主）と物流事業者間など企業が連携した BCP の策定を促進する。
- 民間企業における事業継続に資する取組の促進
  - 災害に強い民間物流施設の整備促進を図るなど、民間企業における事業継続に資する施設等整備を促進する。
  - 地域の具体的な被害予測などのきめ細やかな情報の提供を促進するとともに、総合相談窓口等の体制を整える。さらには、民間企業のレジリエンス向上をけん引する専門人材を、各地域において育成する。
  - 企業の本社機能等の地方移転・拡充を積極的に支援するとともに、移転・拡充が円滑に進むよう、事業環境の整備を総合的に推進する。
  - 「中小企業等の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 21 号）」に基づき、中小企業の災害対応力を高めるとともに、中小企業の事業活動継続に向けた支援を行う。
  - 事業継続の観点から、テレワーク（在宅勤務）による事業継続の取組を促進する。
- 耐災害性を高める施策等の推進
  - 道路の防災対策や無電柱化、洪水・土砂災害対策等の物流施設・ルート等の耐災害性を高める施策等を推進する。
- 豊田市の強靱化に資する適切な民間資金の活用
  - 様々な主体との役割分担の中で、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、更なる民間活力の導入を推進していく。
- 地域連携 BCP 策定の促進
  - 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するため、企業ごとの BCP 策定に加え、工業団地等重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携 BCP の普及を図るとともに、訓練等を通じて実効性を高める。
- 物流業者 BCP 策定の促進
  - 物流事業者の BCP について、企業毎の BCP 策定に加え、物資輸送に係る物流専門家の派遣、育成、救援物資の第一次集約拠点の検討などを

## 5.1.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

含めた企業連携型 BCP の策定を促進する。

- 道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進
  - 生産拠点と物流施設・ルートへの耐災害性を高めるため、幹線道路ネットワークの整備を推進する。また、道路の防災、地震対策や無電柱化対策を進めるとともに、地域全体の被災危険性も考慮しつつ、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する。
- 水の安定供給
  - 水資源関連施設の改築や建設により、水資源の安定確保を図り、大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制を目指す。また、異常渇水等による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策を検討する。特に、現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、水循環基本法（平成 26 年法律第 16 号）に基づき、水資源関連施設の機能強化、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める。

## 5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

- 燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備
  - 緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震、洪水、土砂災害対策等を着実に進め、燃料供給ルートを実際に確保し、サプライチェーンを維持する。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する。
- 末端供給拠点の災害対応力強化と自立型エネルギー設備の導入
  - 再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、LP ガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する。
  - ガソリン等の不足に備え、電気自動車、CNG 燃料自動車、LPG 燃料自動車、LNG 燃料自動車など、輸送用燃料タイプの多様化、分散化を図る。
- 防災訓練の実施

## 5.1 強靱化施策の推進方針

### 5.1.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

- 地震発生時における事業所等の災害予防や応急対策を円滑に実施するため、南海トラフ地震等を想定した訓練を実施する。
- 災害時のエネルギー供給の優先順位の整理
  - 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、災害時のエネルギー供給の優先順位を整理するとともに、災害時物流に係る重要拠点と優先啓開経路を検討する。
- 豊田市の強靱化に資する適切な民間資金の活用
  - 様々な主体との役割分担の中で、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、更なる民間活力の導入を推進していく。
- 中部圏の産業活動を守るための産学官連携による取組の推進
  - 産業活動を支えるインフラやライフラインの相互依存関係や脆弱性を整理するとともに、限られた人的・物的資源の効率的な配分、事前・事後におけるハード対策等の優先順位の立案に向けた検討を産学官連携により進める。

### 5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- 防災体制の強化
  - 特定事業所の自衛消防組織の活動について、訓練や関係機関間の連携強化を通じ、防災体制の充実強化を図る。
  - 重要な産業施設周辺地域における常備消防力の強化に加え、産業施設の関係機関による連携体制を構築・強化する。
- 有害物質等の流出防止対策
  - 火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の対策を促進する。
  - また、有害物質が飛散する兆候がある場合を想定し、Lアラート等から情報を関係機関、地域住民等に知らせる手順を検討する。
- 地域連携 BCP 策定の促進
  - 工業団地等重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携 BCP の普及を図るとともに、訓練等を通じて実効性を高める。

### 5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止による甚大な影響

- 交通施設の防災対策の推進
  - 災害時の代替性を確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・

## 5.1.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

補完路を含む) 幹線道路ネットワーク整備、道路の防災、地震対策、発災害時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や踏切除却など、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める。また、雪や大雨等の災害に強く、災害時には代替輸送ルートとして機能する高速道路における暫定2車線区間の4車線化などの機能強化等を推進する。さらに、緊急通行車両等の進入路の設置、高規格幹線道路等へのアクセス性の向上等を進める。

- 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める。
  - 道路橋梁の耐震補強や液状化対策、浸水対策、停電対策、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強等、交通インフラそのものの強化を進める。また、洪水、土砂災害等、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進める。
  - 大規模自然災害発生後に、防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等の検討を推進する。
  - 集中的な大雪に備え、車両滞留が予見される場合のリスク箇所を事前に把握した上で予防的な通行規制・集中除雪を行うとともに、チェーン等装備の徹底、除雪体制の増強、道路管理者間の連携、地域の実情に応じた待避所等のスポット対策など、ハード・ソフトの両面から道路交通確保の取組を推進する。
- 幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進
- 地震や洪水等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める。
  - 荷主、運送事業者、交通事業者、道路等の管理者、研究機関が幅広く連携し、幹線交通が分断するリスクの分析と認識の共通化を進め、それぞれのBCP等に反映する。
  - 老朽化対策、道路啓開の連携強化、農林道その他う回路となり得る道の情報把握と共有等を進める。
  - 交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用、官民の自動車プローブ情報の活用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する迅速な交通情報の把握、交通対策への活用、一般道路利用者への迅速な交通情報提供を行う。
  - 現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供する。

5.1.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

- 輸送モードの連携・代替性の確保
  - 災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保を図る。また、公共交通機関の運行状況等を収集・整理し利用者・市民等への提供する体制を構築する。
  - 交通網の部分的な被害が全体の交通麻痺につながらないように、関係者が連携し、啓開の優先順位決定や複数モード間の代替輸送、交通全体のマネジメント力を強化する。また、鉄道や自動車が利用できない時、自転車交通需要が急増することを考慮する。

5-5 金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響

- 金融機関における防災対策の推進
  - 全ての主要な金融機関等において早期に BCP 策定、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化、システムセンター等のバックアップサイトの確保を促す。
  - 金融機関等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進める。

5-6 食料等の安定供給の停滞

- 食品産業事業者等の災害対策の強化
  - 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する施設等の耐災害性強化、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制構築の促進・普及啓発、事業者による BCP の策定を促進する。
  - 農業水利施設を管理する土地改良区等においても、BCP の策定を推進する。
  - 災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、自治体等の連携・協力体制を強化する。
- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化
  - 農林水産業に係る生産基盤等については、ため池などの農業水利施設の耐震化、老朽化対策等、災害対応力強化のためにハード対策の適切な推進を図るとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策を推進する。
- サプライチェーン輸送モードの強化
  - 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を

兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る。

5-7 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

- 上水道、農業水利施設の耐震化等の推進
  - 上水道、農業水利施設の耐震化について、県や水道事業者間等の連携による人材やノウハウの強化等を進める。また、老朽化が進む上水道、農業水利施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める。
- 水資源の有効な利用等の普及・推進
  - 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用の推進に関する法律（平成 26 年法律第 17 号）に基づく雨水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する。
- 水の安定供給
  - 水資源関連施設の改築や建設により、水資源の安定確保を図り、大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制を目指す。また、異常渇水等による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策を検討する。特に、現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、水循環基本法（平成 26 年法律第 16 号）に基づき、水資源関連施設の機能強化、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める。

(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

- 電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化
  - 電力の長期供給停止を発生させないため、太陽光発電を含む電気設備の自然災害に対する耐性評価等を踏まえ、発電所、送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る。また、各機関におけるBCPの作成・見直しを促進するとともに、災害時において被害状況や復旧に向けた対応等について必要な連絡調整を行うことができるよう、平常時も含め関係機関と事業者の間で連携体制を構築する。
  - 災害に備え、耐震性に優れたガス管への取り換えを計画的に促進するとともに、県及び市、道路管理者等との間で災害情報を共有するなどの連携強化を図る。
- 石油燃料の確保
  - 発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する。
- 自立・分散型エネルギーの導入の促進等
  - 再生可能エネルギーや水素エネルギー、コージェネレーションシステム、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する。
- 施設の耐災害性強化
  - 電力やガス等の設備について、浸水する可能性がある主要な供給施設には、水密扉や防水壁などを設置するほか、施設の嵩上げや水の浸入箇所の閉鎖など、浸水時に異常が発生する可能性がある施設については、引き続き計画的に取り替えを進めるなど、防災や保安に対する取組を強化する。
- 輸送基盤の災害対策の推進等
  - 燃料等の供給ルートに係る輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集など、輸送経路の啓開や施設の復旧を関係機関の連携により迅速に実施する体制の整備を推進する。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

- 水道施設等の耐震化等の促進
  - 水道施設について新水道耐震化プラン等に基づき、耐震性の不足している施設について耐震化等を推進する。また、市や水道事業者間の連携による人材やノウハウの強化等を進める。
  - 水道施設等が被害を受けないよう洪水対策等を進める。
  - 水道の管路更新（耐震管への更新）及び基幹管路の2条化などの管路対策を計画的に進める。
  - 水道の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る。
- 水道等復旧の体制等の強化
  - 大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、道路防災対策等を促すとともに、雨水の利用の推進に関する法律（平成26年法律第17号）に基づく雨水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する。
  - 水道の応急復旧計画について、管理者同士の連携・調整の下、その実効性を向上させる。

6-3 下水道施設等の長期間にわたる機能停止

- 下水道施設の耐震化・下水道BCPの策定
  - 下水道の処理場施設及び幹線管きよ施設等の耐震化・耐水化、非常時の電源確保等を推進するとともに、老朽化が進む下水道施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理、改築・更新を進める。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道BCPの充実を促進する。
- 農業集落排水施設の耐震化の推進
  - 農業集落排水施設等の耐震性や老朽化状況等の診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化対策、老朽化対策等を着実に推進する。
- 浄化槽の整備
  - 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。また、位置情報を付与した浄化槽台帳システム整備を進め、設置・管理状況の把握を推進する。
- 汚水処理施設等の防災対策の強化
  - 施設の耐震化、浸水対策等の推進と合わせて、管理体制の強化等を図る。

6-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

## 5.1.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

## ➤ 輸送ルート確保の強化

- 輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良、交通施設等の耐震化等を着実に進める。
- 道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。
- 道路啓開計画など総合啓開の実効性向上に向け、協定等に基づく訓練等の積み重ねを進める。
- 交通インフラの維持管理、更新に関する技術開発を進め、実用化を図る。
- 大規模自然災害発生後に、防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから道路啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等を推進する。
- 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める。
- 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。
- 集中的な大雪に備え、車両滞留が予見される場合のリスク箇所を事前に把握した上で予防的な通行規制・集中除雪を行うとともに、除雪体制の増強、道路管理者間の連携、地域の実情に応じた待避所等のスポット対策等、ハード・ソフトの両面から道路交通を早期に回復させる取組を推進する。

## ➤ 交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の整備

- 大規模地震発災後、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練、BCPの策定など必要な体制整備を図る。また、代替輸送ルート計画の支援などについて、検討を進める。
- 地域に精通した技能労働者と重機等資機材を迅速に確保し行動できるよう、日頃から建設業従事者の育成、資機材の拠点が各地にある状態の保持に努める。
- 広域の応援も含め、被災地に複数ルートから並列的に復旧要員や資機材を送り込むため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点

5.1.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める。

- 道路における冠水対策
  - 冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないように、道路冠水想定箇所マップ等による冠水危険箇所の周知を図るとともに、下流の排水能力に応じて冠水頻発箇所の排水ポンプ増強を検討する等、道路ネットワークの耐災害性の強化を図る。
- 災害時における放置車両対策
  - 大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策や除雪作業等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急通行車両等の通行ルートを早期に確保する。
- 幹線交通分断に伴うリスクの想定および対策の推進
  - 地震や洪水等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める。
- 基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討
  - 基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的に取組を推進する。
- ハード・ソフト対策等を統合した対応策の推進
  - 復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策を着実に推進するほか、警戒避難体制整備等の対策を組み合わせるなど、ソフト対策を組み合わせた取組を推進する。

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

- 防災インフラの耐震化・液状化対策等の推進
  - 大規模地震想定地域等における河川堤防等の防災インフラについては、市民の生命・財産を守るために計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を進める。
- 防災インフラの迅速な復旧に向けた取組
  - 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保、迅速な応急・災害復旧のための県開催の研修や講習会への参加、技術支援等を受ける。
- 関係機関における円滑な情報共有
  - 国による SIP4D、災害情報ハブ等の取組を踏まえ、関係機関における情報共有を円滑に進める。

## (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

## 7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- 救助活動能力の充実・強化
  - 大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。また、消防団、自主防災組織の充実強化を進める。
  - 高機能消防指令センターや耐震性貯水槽等の消防防災施設の整備、防災拠点となる公共施設等の耐震化等による防災基盤等の整備を進める。また、常備消防力の強化のため、消防の広域化等を進める。
- 火災に強いまちづくり等の推進
  - 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、解消に向けた取組を進める。解消に至らないまでも、延焼防止効果のある道路や緑地、公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等を推進する。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する。
- 農業用燃料タンクの燃料流失防止対策の推進
  - 消防法に基づく条例の周知や、防止対策に関する情報提供など農業用燃料タンクの燃料流出防止対策を推進する。
- 住宅・建築物の耐震化の促進
  - 住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建て替え促進を含め、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。
- 公共施設等の耐震化の推進・促進
  - 官庁施設、学校施設、社会教育施設、体育施設、医療施設、社会福祉施設、矯正施設等について耐震化を進める。また、天井など非構造部材の落下防止対策や、老朽化対策等を進める。
- 感震ブレーカー等の普及
  - 地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を実施する。
- 災害対応力の向上
  - 道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土補強、液状化対策、無電柱化等を進めるとともに、緊急輸送道路・広域避難路となる

5.1.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

高規格道路等の整備、緊急通行車両等の進入路の整備、官民の自動車プローブ情報を融合し活用するシステムの運用等を進める。

- 消防水利の確保
  - 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備、持続可能な地下水の保全と利用の検討を進める。
- 消防団員の確保等
  - 地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する。
  - 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

- 関係機関の連携
  - 沿線・沿道の建築物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関が連携した取組を強化する。また、救助・救急活動等が十分になされるよう、被害による人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を回避する取組を進める。
- 沿道の住宅・建築物の耐震化の促進
  - 沿道の住宅・建築物については、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務づけ対象建築物への耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。
- 沿道に起因する事故・災害の防止に向けた取組
  - 沿道（道路区域外）に起因する事故・災害を防止するため、道路管理者が沿道区域の土地等の管理者による適切な管理を促す。
- 道路の閉塞等への対策
  - 沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、沿道宅地の崩壊、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を進める。
  - 災害リスクの高い場所に交通網や目的地が集中している状態は、万一、そこで閉塞又は陥没が発生すると全体の麻痺につながるおそれがあるため、分散化させておく。
- 地下構造物の耐震化等の推進
  - 地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあり、

5.1.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

路面下空洞調査、地下構造物の耐震化や、地下構造物周辺に空洞を作る原因となる漏水等の点検、修復、空洞の埋め戻し、地盤情報の収集・共有・利活用等を進める。

- 災害情報の収集体制の強化
  - 各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化を図る。

7-3 雨水ポンプ場等の防災施設、ため池、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

- ため池の防災対策の推進
  - 防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともに、ハザードマップの活用など総合的な対策を実施する。
- 雨水ポンプ場等の防災対策の推進
  - 排水不良による浸水の長期化を防ぐため、雨水ポンプ場の耐震化を推進する。
  - 雨水ポンプ場は、常に施設機能の効果を発揮できる状態に保つ必要があるため、計画的な整備・維持管理を行う。
- 土砂災害対策の推進
  - 土砂災害防止機能を発揮させるため、土砂災害防止施設を適切に維持管理・更新する。
  - 大規模地震や降雨等により土砂が堆積した箇所において、再度災害防止対策として堆積土砂の撤去を行う。
  - 土石流、地すべり又は河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合に、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年法律第 57 号)に基づき、市が適切に住民へ避難勧告等を発令できるよう、県による緊急調査結果や被害が想定される区域・時期の情報を収集する。
- 山地災害への対策
  - 森林の適正な管理を推進する。山地災害については、発生のおそれの高い箇所の的確な把握、森林の整備の実施及び流木災害への対応強化を進める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。
- ハード・ソフト対策等を総合した対応策の推進
  - ため池の耐震化等について、国・地方公共団体・地域住民・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策を進める。

## 5.1.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

- ダム等の安全性や二次災害発生のおそれのある箇所の把握など、ソフトとハードを適切に組み合わせた対策を検討する。
- 情報関係施策の推進
  - Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化などの情報関係施策を推進し、住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生等を防止する。
- 消防団等の充実強化の促進等
  - 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進する。また、身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

## 7-4 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃

- 有害物質の漏えい等の防止対策の推進
  - 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業所への立入検査等の機会を捉え、化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画等を定めた「特定化学物質等管理書」の作成等について指導を進める。
  - 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練・研修を行う。また、化学物質に係る事故対応マニュアルの実効性を高める。
- 石綿飛散防止対策
  - 災害発生時の倒壊建築物等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、立入検査等の機会を捉え、解体業者に対し「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に従った対策の徹底について指導を進めていく。また、所有者に対しても、平常時から吹き付け石綿及び石綿含有吹き付けロックウールの飛散防止に向けた対策を推進する。
  - 災害発生時に速やかに石綿飛散防止等の応急対応を実施するため、平常時から、石綿使用建築物等を把握するとともに、災害時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備、応急対応に必要な資機材の確保等について検討し、マニュアルの策定を進める。
  - 地震により生じる石綿管の浮き上がり、露出による破損やその処理の際に発生する石綿の飛散を未然に防止するため、石綿管から塩ビ管等への更新を進めていく。
- PCB 廃棄物の適正処理による流出リスクの低減
  - 保管中の PCB 廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防

5.1.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

止するため、保管事業者に対し、PCB 廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を指導していく。

- 環境測定機能の強化
  - 大規模自然災害発生時にも、環境面における市民の安全・安心を確保するため、環境測定機能を強化する。

7-5 農地・森林等の被害による国土の荒廃

- 農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備
  - 日本型直接支払制度等を活用し、地域の主体性・共働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進するとともに、排水施設等の機能確保を進める。
  - 農業水利施設等の耐震化等の施設整備を進める。また、地域の主体性・共働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進する。さらに、地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進する。
- 適切な森林の整備・保全
  - 森林が有する多面的機能を発揮するため、間伐等の適切な森林整備や治山対策など、効果的・効率的な手法による災害に強い森林づくりを推進する。また、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応を図る。
- 土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施等
  - 土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施や、大規模地震発生後の計画避難体制の構築、及び迅速な復旧に向け、先進技術の活用を図る。
- 自然と共生した多様な森林づくりの推進
  - 森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能の発揮に向けて、条件不利地等を含む森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備の着実な実施を図るため、施業コストを低減させるとともに、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進する。また、在来種の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する。
  - 地域の活動組織による森林の保全管理活動等を県等の協力を得て支援するとともに、施業の集約化を図るための条件整備や森林境界明確化等を推進する。
- 適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進
  - 自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の

## 5.1 強靱化施策の推進方針

### 5.1.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

整備・長寿命化対策を推進する。

- 農地・農林等の荒廃の防止
  - 農山村における農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等の荒廃を防ぎ、保全機能を適切に発揮させる。

## (8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

## 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

- 災害廃棄物仮置場の確保推進
  - 発生推計に合わせた災害廃棄物仮置場の確保、災害廃棄物処理に必要な資機材等の確保を促進する。仮置場の確保にあつては、応急仮設住宅建設用地など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う。
- 災害廃棄物処理計画の推進等
  - 市における災害廃棄物処理計画の推進とともに、教育・訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る。
- ごみ焼却施設の災害対応力の強化等
  - 自立稼働が可能なごみ焼却施設の導入など、大規模自然災害発生時においても速やかに災害廃棄物処理が可能となる施設や体制の整備を進める。
  - 老朽化したごみ焼却施設の計画的な更新を進めるとともに、廃棄物の広域的な処理体制を整備する。
- 災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理
  - PCBや石綿など、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、有害物質の適正な処理について、事業者への指導や周知を図る。
  - 廃冷蔵庫やエアコン等に含まれるフロンガスの回収が適正に行われるよう、回収・処理計画の策定を促進する。
  - 市において災害時の有害廃棄物対策の検討を進める。
- 漂着ごみの処理
  - 台風や洪水等の大規模自然災害により発生することが懸念される漂着ごみについて、関係機関が連携してその処理の迅速化を進める。
- 災害廃棄物輸送体制の構築
  - 災害廃棄物の広域輸送に関し、貨物鉄道や海上輸送などの大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送体制の検討を行う。
- 災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携
  - 廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する。
- 住宅・建築物の耐震化の促進等
  - 住宅・建築物の耐震化を進めるなど、災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制する対策、災害廃棄物の再利用等を推進する。

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

- 復旧・復興を担う人材等の育成等
  - 地震、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。
  - 復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する。また、復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく。
  - 大規模災害の経験や教訓を現場に活かす専門的研究とその成果を現場に活かしていく人材育成等を進める一方、各地域には、多分野に精通した技術者等を育成する。
- 地方行政機関等の機能低下の回避
  - 大規模自然災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、体制・施設の強化を図る。
- 事前復興、復興方針・体制づくりの推進
  - 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針を事前に策定するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に定める。
  - 事前復興まちづくりの取組を促進する。
  - 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。また、平常時から機能する地域コミュニティの拠点を構築するとともに、地域の活動組織による森林整備活動等により、地域住民同士のきずなを強めておく。
- 災害ボランティアの円滑な受け入れ
  - 市内ボランティア団体との連携による訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制の構築を図る。
  - ボランティアによる適切な支援が行われるよう、関係者が連携し受け入れ体制の整備を図る。
  - また、県内・中部圏・全国域でボランティアの受け入れに関する調整を行うため、県などと連携体制の構築について協議を進める。
- 円滑な遺体の処理に向けた体制の確保

5.1.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

- 遺体の処置を円滑に行うため、各火葬場の体制・物資等の整備や訓練を実施する。
- 医療機関の耐災害性の向上
  - 被災地の医療の喪失が、住民の暮らしの安心と、医療関係従事者の職場の喪失、ひいては住民の流出につながるのを防ぐため、医療機関の耐災害性を高める。

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

- 浸水等の被害軽減に資する対策の推進
  - 河川堤防等の耐震化など地震、洪水等による浸水対策や総合的な土砂管理の取組を着実に推進するとともに、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、迅速な応急復旧対策・排水対策等による被害軽減に資する流域減災対策を促す。また、長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制整備を推進する。
  - 国による地方公共団体等の支援のため、大規模災害を想定した広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化を促す。
  - 被災市町村への応援体制を整備するとともに、県や市外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結など、受援体制の整備を促進する。
- 地籍整備の促進
  - 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査や都市部官民境界基本調査等により、更なる地籍整備を促進する。

8-4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

- 仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化
  - 県による応急仮設住宅の建設候補地の確保にあっては、災害廃棄物仮置場など、オープンスペースの他の利用用途との検討を行う。
- 既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保
  - 被災者が早期に住居を確保することができるよう、県や民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する。
- 自宅居住による生活再建の促進
  - 被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物

## 5.1 強靱化施策の推進方針

### 5.1.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する。

- 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制を構築する。
- 市民の保険・共済への加入の促進を図る。

## 8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

- 文化財の耐震化等の推進
  - 文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める。
- コミュニティの活力の確保
  - 都市部地方部問わず、コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を維持する、地域での共同活動等を平常時から仕掛けていく。
- 美術館等の展示物・収蔵物の被害の最小化
  - 美術館等における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留める。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブなど、文化財の保護対策を進める。
  - 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承を図る。

## 8-6 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- 地籍調査の推進等
  - 市街地等の地籍調査を推進するとともに、被災想定地域における官民境界の基礎的な情報を重点的に整備する。
- 建設業の担い手確保等
  - 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。
- 復興体制や手順の検討等
  - 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、震災復興都市計画模擬訓練の実施等を推進するとともに、事前復興まちづくりの取組等を促進する。
  - 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やか

## 5.1.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

な実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。

- 住家の被害認定調査及び罹災証明書等の交付体制の確立を図る。
- 用地の活用に係る平常時からの調整等
  - 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、平常時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行っておく。

## 8-7 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

- 風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化
  - 大規模災害の発生による、安全安心な社会・経済環境が失われないよう、最大限の備えを進めるとともに、災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する。
- 災害からの復旧・復興施策等の推進
  - 平常時から、災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を国及び県と共有し、災害からの復旧・復興施策や発災時の被災者支援への対応力向上を図る。
- 市における災害廃棄物処理計画の推進等
  - 大規模自然災害から早期に復興が図られるよう、市の災害廃棄物処理計画の推進や災害廃棄物の広域輸送体制の検討を行う。また、将来の地場の産業の担い手育成や、地場産品の海外市場進出支援、地方創生の取組、地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、復興ビジョンを平常時から検討しておくなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む復興事業を円滑に実行できる環境を整える。
- 金融機関における BCP の策定の促進
  - 大規模災害発生時における、金融決済機能の継続性の確保のためには、金融機関における BCP の策定及びその実効性の確保が必要であり、BCP が未策定となっている金融機関に対して BCP の策定を促すとともに、策定された BCP の実効性の検証等を継続的に実施していく。
- 災害に強い民間物流施設の整備促進等
  - 地震による産業施設への影響評価の手法の確立を進める。また、大規模自然災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、災害に強い民間物流施設の整備促進、製造業、物流事業者の BCP の策定、とりわけ、進捗が遅れている中小企業について重点的に進めるとともに、荷主と物流事業者が連携した BCP の策定を促進する。

(9) 気候変動による影響をできる限り最小化する

9-1 地球温暖化により、異常気象などの自然災害が増加

- 地球温暖化の原因となるCO<sub>2</sub>の削減
  - ✓ 再生可能エネルギー導入や建築物の更なる省エネ化、次世代自動車普及を促進するとともに、森林吸収源対策やグリーンインフラの取組を着実に進める。

9-2 気候変動による影響の情報不足により、対策が遅れる事態

- 気候変動による影響の評価
  - ✓ 近年の異常気象による風水害や、熱中症の搬送者数の増加など、気候変動への影響について調査し、その対策を講じる。
- 気候変動による影響に関する情報の共有
  - ✓ 市民の気候変動の影響やその対策に関する行動変容を促すため、ホームページでの情報発信や環境学習施設での教育を実施する。

9-3 気候変動の影響により、甚大な被害・経済損失が発生する事態

- 気候変動への適応策の推進
  - ✓ 地域気候変動適応計画を策定し、地理的条件や社会経済条件等の地域特性によって異なる気候変動影響に対して、地域の特徴や強みを生かし、地域の実情に合った適応策を推進する。

## (10) 感染症による健康被害、健康危機を発生させない

## 10-1 災害時、避難所での集団感染、死亡者の発生

- 感染症対策用物品（マスク、消毒液、パーテーション等）の備蓄
  - ✓ 必然的に集団生活となる避難所等において、避難者同士、運営スタッフへの感染を予防するため、配布用マスク、手指及び施設の消毒に必要な消毒液、避難者同士の距離確保や飛沫防止に役立つパーテーション等を備蓄する。
- 感染予防対策の周知、啓発
  - ✓ 手洗いや手指消毒、体調不良時の休息、マスクの着用、3密（密集、密接、密閉）の回避、ソーシャルディスタンスの確保など、感染予防の基本的な取組について、季節性インフルエンザが流行する冬季を中心に、市民に周知、啓発する。
- 感染対策の実施による収容可能人数の減少に伴う避難所の指定、運営方法、施設設備等の見直し
  - ✓ 避難者同士の間隔確保や飛沫防止用の資機材設置を想定した避難所の収容可能人数を再検討し、新たな避難所の指定等、必要数確保のための対策を検討する。
- 避難所レイアウトの見直し
  - ✓ 施設管理者と協議の上、利用可能な部屋の活用や感染症対策資機材の設置を想定した避難所レイアウトを検討し、レイアウト図や資機材の使用方法等について避難所運営マニュアルに備える。
- 避難所開設、受入訓練の実施
  - ✓ 感染症対策を踏まえた避難所の開設・運営訓練を実施し、感染症対策物品の使用方法、開設時の事前準備、避難者の受入れ及び体調に応じた対応方法、パーテーションの設営方法等を共有する。課題と対策を整理し、避難所運営マニュアルに反映する。
- 避難所施設の感染対策設備の整備（トイレ、手洗い場、空調設備等）
  - ✓ 施設本来の機能に加え、避難所としての機能を考慮し、必要な設備、機器等の計画的な整備を検討する。

## 10-2 感染者の治療、入院のために災害被災者への医療提供ができない（医療機関への負担増）

- 豊田市新型インフルエンザ等対策行動計画の整備、見直し
  - ✓ 策定済みの豊田市新型インフルエンザ等対策行動計画や保健所マニュアルなどを適宜、見直しする。また、計画に基づく訓練や資材備蓄等を進める。
- 医療機関の機能分担とその周知
  - ✓ 感染拡大時には患者が特定の医療機関に集中することで、他の疾患や傷病に必要な救急医療等に影響が出ないように、感染の有無の確

## 5.1 強靱化施策の推進方針

### 5.1.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

認、症状や程度に応じた医療や入院に対応するなど各医療機関の機能分担を明確にする。また、その機能分担を市民に分かりやすく伝え、適切な医療機関への受診を促すように、必要な情報を様々な媒体や機会を利用して周知する。

- 医療用感染防止資材の備蓄（備蓄支援、手袋・ガウン・マスク・消毒液等の備蓄）
  - ✓ 感染症を疑う患者に限定することなく、その他の疾患等の患者の診療時に医療従事者や患者が感染することや医療現場が感染源にならないように、必要な感染防止資材の備蓄を各医療機関に促すとともに、供給が需要に追いつかない際には緊急的に提供できるように行政においても一定量を備蓄する。
- 感染症対応薬剤の備蓄
  - ✓ 感染者や感染を疑う患者が急激に増加し、通常に流通する医薬品の供給量が需要に対して不足すると、医療提供ができないことだけでなく、感染拡大の防止にも多大な影響を与えることになる。平時から、想定される医薬剤を一定量、行政が備蓄し、必要時には医療機関に提供できる体制を構築する。
- 仮設医療機関開設設備の備蓄
  - ✓ 感染症事案が発生し拡大した場合には、通常診療とは時間をずらしたり、医療機関内での移動経路や診察室を分離して対応する必要がある。そこで、各医療機関には感染症に対応できる施設改修や事案発生時に必要な資材等の準備を促していく。また、既存の医療施設では対応できない場合を想定し、コンテナハウスやエアートント、可搬組立て式ハウスを利用した仮設医療機関や簡易施設が開設できるように、必要な資材等を計画的に備蓄する。さらに、平時から訓練等を通して実際に稼働し、万一の際には円滑な開設ができる体制や条件の確認をする。

### 10-3 感染により、復旧・復興作業が遅れる

- ワクチン接種の実施（接種補助・支援）
  - ✓ 感染症に応じたワクチンは国の計画に基づき製薬事業者が製造、供給するが、市民への接種は各自治体が国のガイドライン等に従って、医療機関の協力の下実施をする。感染予防を目的とするワクチン接種は、身近な医療機関での個別接種を基本とするが、緊急的に短期間で多くの接種を行うような場合には集団接種も考えられ、その際には公共施設等を利用した環境整備などを市が行う必要があり、それを想定した資材等を準備する。また、接種に係る費用は、公費負担だけで済まず自己負担が生じる場合があるが、情勢や状況に応じて自己負担の免除や全額公費負担とする制度の設計等をする必要が

## 5.1 強靱化施策の推進方針

### 5.1.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

ある。

(1 1) 平時においても、感染症による社会活動の停止、制約をさせない

11-1 感染者の大量発生、感染症やそれを発端とする死亡

- 感染予防対策の日常的な周知、啓発
  - ✓ 手洗いや手指消毒、体調不良時の休息、マスクの着用、3密（密集、密接、密閉）の回避、ソーシャルディスタンスの確保など、感染予防の基本的な取組について、季節性インフルエンザが流行する冬季を中心に、日常的に市民に周知、啓発する。
- 感染症予防のための設備の充実
  - ✓ 施設利用前後に利用者が使用する消毒液や、施設入口の手洗い設備、換気設備、検温機能を備えた防犯カメラ等、感染症防止に資する設備環境整備を検討する。

11-2 感染者の治療、入院のために、他の疾病、疾患への医療提供ができない

- 医療機関の機能分担とその周知
  - ✓ 感染拡大時には患者が特定の医療機関に集中することで、他の疾患や傷病に必要な救急医療等に影響が出ないように、感染の有無の確認、症状や程度に応じた医療や入院に対応するなど各医療機関の機能分担を明確にする。また、その機能分担を市民に分かりやすく伝え、適切な医療機関への受診を促すように、必要な情報を様々な媒体や機会を利用して周知する。
- 医療用感染防止資材の備蓄（備蓄支援、手袋・ガウン・マスク・消毒液等の備蓄）
  - ✓ 感染症を疑う患者に限定することなく、その他の疾患等の患者の診療時に医療従事者や患者が感染することや医療現場が感染源にならないように、必要な感染防止資材の備蓄を各医療機関に促すとともに、供給が需要に追い付かない際には緊急的に提供できるように行政においても一定量を備蓄する。
- 感染症対応薬剤の備蓄
  - ✓ 感染者や感染を疑う患者が急激に増加し、通常に流通する医薬品の供給量が需要に対して不足すると、医療提供ができないことにだけでなく、感染拡大の防止にも多大な影響を与えることになる。平時から、想定される医薬剤を一定量、行政が備蓄し、必要時には医療機関に提供できる体制を構築する。
- 仮設医療機関開設設備の備蓄
  - ✓ 感染症事案が発生し拡大した場合には、通常診療とは時間をずらしたり、医療機関内での移動経路や診察室を分離して対応する必要がある。そこで、各医療機関には感染症に対応できる施設改修や事案発生時に必要な資材等の準備を促していく。また、既存の医療施設では対応できない場合を想定し、コンテナハウスやエアータント、

## 5.1 強靱化施策の推進方針

### 5.1.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

可搬組立て式ハウスを利用した仮設医療機関や簡易施設が開設できるように、必要な資機材を計画的に備蓄する。また、平時より訓練等を通して実際に稼働し、万一の際には円滑な開設ができる体制や条件の確認をする。

#### 11-3 社会活動（経済活動）の中止、抑制

- テレワーク、リモートワーク環境の充実
  - ✓ 中小企業等が行うテレワーク導入に要する費用の一部を補助することにより、テレワーク導入を促進し、活動の継続や働き方改革の推進による生産性向上を図る。
  - ✓ 市役所においては、感染症対応策として在宅勤務制度を引き続き実施するとともに、行政組織としての機能性・生産性を向上し、市民サービスの充実を図る。
- 電子申請、申告などの紙や対人を不要とする情報更新
  - 申請手続の電子化、キャッシュレス化、AI・RPA等の活用による窓口のスマート化を推進し、「行かない・書かない・待たない」仕組みづくりを推進する。

5.1 強靱化施策の推進方針

5.1.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

昭和47年7月豪雨（昭和47年7月12日～13日）



## 5.1.2 施策分野ごとの強靱化施策の推進方針

## (1) 個別施策分野

(※各項末尾の【 】内は、5.1.1 項での項目番号を示す)

## ①行政機能/警察・消防等/防災教育等

## 【行政機能】

- 災害対応力の向上
  - 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る。【1-1】、【1-2】
  - 大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の広域的な連携を推進するとともに、災害警備訓練等の被災者救助、捜索関係施策を推進する。【1-2】
- 火災に強いまちづくり等の推進
  - 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除去や小規模な道路整備等により改善を促進する。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や、火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する。【1-2】
- 水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等
  - 民間事業者等との協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地について、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る。【1-2】
- 災害対応力の強化
  - 多数の死傷者を発生させないため、災害警備訓練などの被災者救助、捜索関係施策を推進する。【1-3】、【1-4】
  - 被災市町村への応援体制を整備するとともに、県や市外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結や受援体制の整備を促進する。【1-3】
  - 消防団の充実強化等による人材育成、適切な組織体制を構築する。【1-3】
  - 地域コミュニティと連携した施設の保全・管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する。【1-4】
  - 降雪の影響等の情報の収集を行うため、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用、官民の自動車プローブ情報の活用、早期の被害情報の把握を行うシステムの拡充・運用開始等、多様な情報収集を確保す

るとともに、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を進める。【1-5】

- 死傷者の発生防止のための対策
  - 暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生を防ぐため、防災気象情報の利活用を進めるとともに、平常時から、それら情報の適切な利活用についての取組の推進や、暴風雪・豪雪が予測される時の不要不急の外出を抑制させる取組を推進する。また、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階から利用者へ情報提供を図る。【1-5】
  - 寒さによる死傷者の発生を防ぐため、無電柱化や送配電の耐雪害対策、復旧迅速化のための行政・自衛隊と電力会社の連携、復旧マニュアル整備等、エネルギー供給施設について、ハード・ソフト対策を実施する。【1-5】
- 応急用食料等の調達
  - 南海トラフ地震等の広域的かつ大規模な災害が発生した場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食料等を調達できないおそれがある。そのため、民間事業者との連携等による市全体の備蓄の推進や企業連携型 BCP の策定の促進を図る。また、応急用食料の調達の実効性について、図上訓練等を通じ検証を継続する。さらには、被災地の道路状況や食品工場の操業状況等を勘案して、最適な食料供給の方法を検討するとともに、調理の必要性も勘案し、調達方法と合わせて精査する。【2-1】
- 食料・燃料等の備蓄
  - 地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力の強化を図る。公的施設・避難所等における自立・分散型エネルギーの導入、耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能強化、断水時のトイレ確保などの防災機能強化を促進する。また、物資供給までに時間がかかることが想定されるため、各家庭、事業所、避難所等における備蓄量の確保を促進する。【2-1】
  - 地方の拠点となる「道の駅」の防災機能の充実、促進を図る。【2-1】
- 物資調達・供給体制、受援体制の構築等
  - 災害時にラストマイルも含めて円滑に支援物資を輸送するため、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練等を実施することで、官民が連携した物資調達・供給体制を構築する。また、被災地の状況に合わせた、円滑かつ的確な救助物資の輸送等の実施に向けて、情報収集や物資・供給体制、受援体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進め、産官民の連携等による物資調達・供給体制、受援体制を構築する。【2-1】
  - 災害関連情報の収集・提供を行うため、情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する。【2-1】

- 孤立集落等の救出計画の策定等
  - 孤立集落発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実、通信基盤・施設の地域の実情に即した堅牢化・高度化、災害対策用ドローン（小型無人機）の導入、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用、官民の自動車プローブ情報の活用、災害関連情報の収集・提供のためのシステムの活用、地理空間情報の活用等により多様な情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進するとともに、孤立集落に対する救援等の計画の策定を促進する。【2-2】
- 災害対応の体制・資機材強化
  - 消防の迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、情報通信施設、夜間対応も含めた装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化、自主防災組織等の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材等の確保等を推進する。また、応援部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る。【2-3】
  - SNSによる市民からの救助要請等の情報を収集し、関係機関で共有し、救助活動の効率化を図る。また、災害対策本部から住民へきめ細かな情報を発信し、市民の不安を取り除くよう努める。【2-3】
- 災害対応業務の実効性の向上
  - 災害対応において関係機関毎に体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務、情報共有・利活用等について、標準化を推進する。【2-3】
  - 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標をもって合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく。また、広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を促進する。【2-3】
- 地域の活動拠点施設の耐災害性の強化
  - 消防施設等の地域の活動拠点となる施設の耐災害性をさらに強化する。また、消防救急無線等の情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する。【2-3】
- 後方支援を担う新たな防災拠点の確保
  - 広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する後方支援を行うため、被災リスクが低く、かつ高速輸送が可能な高速道路網に直結した新たな防災拠点の確保を促進する。【2-3】
- 地方行政機関等の機能低下の回避
  - 地方行政機関等の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避

するための取組を進める。【2-4】

- 避難所における良好な生活環境の確保等
  - 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能を強化する。【2-7】
- 避難所の運営体制等の整備
  - 被災者の避難生活を市が適正に支援できるよう、本市の避難所の再点検及び点検結果に対する対応の促進を図るとともに、避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、障がい者、外国人等の被災者の多様性や地域の実情に合わせた避難所運営マニュアルの作成を促進する。また、地域住民と共働した避難所開設・運営訓練の実施など地域が主体となった取組を促す。【2-7】
  - 一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所の指定促進を図る。【2-7】
  - 福祉避難所が不足する場合などにおける、高齢者や障がい者、外国人などの要配慮者の受け入れについて、市とホテルや旅館などの宿泊施設との協力体制の構築を推進する。【2-7】
- 継続的な防災訓練や防災教育等の推進等
  - 地区防災計画制度の普及・啓発等により、市民の自発的な行動計画策定を促すとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。【2-7】
- 避難所における必要物資の確保等
  - 避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、ラストマイルも含めて円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める。【2-7】
- 避難所外避難者への対策の整備
  - 在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる避難所外避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう対策を進める。また、迅速な被災者支援のために被災者台帳作成の事前準備をする。【2-7】
- 防災拠点となる庁舎等の耐震化の推進

## 5.1.2 施策分野ごとの強靱化施策の推進方針

- 災害時に防災拠点となる庁舎等についても耐震性を高め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする。【2-7】
- 避難所の絶対量の不足に対する相互連携
  - 多数の避難者に相当な収容能力のある施設が不足する地域について、県・市等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討を進める。【2-7】
- 治安確保のための体制の確保と装備資機材の充実強化
  - 治安の確保に必要な体制の確保を図るとともに、非常用電源設備や装備資機材等の充実強化を図る。【3-1】
- 公共の安全等の秩序維持体制の整備
  - 公共の安全と秩序の維持を図るため、本市として当該業務を円滑に継続するための対応方針及び執行体制等を速やかに定め、派遣要領に基づく派遣体制の確立を図る。【3-1】
  - 警察、防犯ボランティアとの連携の強化を図る。【3-1】
- 地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援
  - 災害が起きた時の対応力を向上するため、必要な地域コミュニティ力の構築を推進する。また、ハザードマップの作成や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有による地域コミュニティ力を強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る。【3-1】
  - 人口減少地域においては、少子高齢社会の進行による地域コミュニティ崩壊の防止を図る。【3-1】
- 地方行政機関等の職員・施設等の被災による機能低下の回避
  - 治安の悪化等を防ぐため、地方行政機関等（消防等含む。）の機能維持のための体制強化に係る取組を推進する。【3-1】
- 地方行政機関等の機能維持
  - 防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増員又は増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケアなどの体制強化を図る。また、市役所等の情報通信ネットワークの冗長化等を図る。【3-2】
- 自治体の業務継続計画の見直し
  - 庁舎、職員等の被害想定に基づいた業務継続計画（BCP）の見直しや、訓練をすることで実効性の向上を図り、業務継続力を強化する。また、災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や、参集途上での情報収集伝達手段の確保等をするとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図り、様々な事態を想定した教

育及び明確な目的を持った合同訓練等を継続していく。【3-2】

- 行政職員の不足への対応
  - 行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進める。【3-2】
  - 被災市町村への応援体制を整備するとともに、県や市外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結や受援体制の整備を促進する。【3-2】
- 防災拠点等の耐震化等の推進
  - 防災拠点として位置付けられている官庁施設等の耐震化については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震に対して耐震化や水害対策等を着実に推進する。消防庁舎等の防災拠点となる公共施設等について、未だ一部の施設で耐震性が確保されていないことから、耐震化に早急に取り組む。【3-2】
- 業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等
  - 庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る、学校、公立社会教育施設、社会体育施設等の耐震化等を促進する。【3-2】
- 防災拠点等の電力確保等
  - 電力供給遮断などの非常時においても、避難市民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）においては、機能維持等に電力を必要とするため、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進する。【3-2】
- 復旧・復興施策や被災者支援の取組等
  - 平常時から、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を国・県と市で共有し、災害からの復旧・復興施策や発災時の被災者支援の取組の向上を図る。【3-2】
  - 被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、災害発生時に被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう取り組む。【3-2】
- タイムラインの策定
  - 最大規模の洪水等に係る浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難、救助・救急、緊急輸送等ができるよう、共働してタイムラインの策定を検討する。【3-2】
  - 大型台風等の接近時など実際のオペレーションについて、関係者が情報を共有し、連携しつつ対応を行うための関係者一体型タイムラインの策定を検討する。【3-2】
- 応急活動等の継続のための事前対策
  - 関係機関が応急活動、復旧・復興活動等を継続できるよう、庁舎や消

防署等の重要施設の浸水リスクが低い場所への立地を促進するほか、浸水防止対策やバックアップ機能の確保等を盛り込んだ BCP の策定を促進する方策を検討する。【3-2】

- 災害応急対策の実施体制の確立
  - 降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る。【3-2】
- 国・県・市間の連携強化
  - 市の避難勧告等に関する意思決定に対する国・県・市間の連携強化・情報共有を図る態勢をあらかじめ整備しておく。【3-2】
  - 迅速な応急・災害復旧のための地方公共団体への研修や講習会の開催、技術支援等を進める。【3-2】
- 情報通信システムの電源途絶に対する対応検討
  - 電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備や重要な行政情報確保のための「自治体クラウド」の導入などの対策を検討するとともに、市 BCP の見直しを図る。【4-1】
- 災害対応力の強化等
  - 大規模災害を想定した広域的な訓練等を実施し、総合的な防災力の強化を進める。また、民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上や小型無人機などの新技術活用等を図る。【4-1】
  - 準天頂衛星システム等を活用した防災機能の強化等を進める。【4-1】
- 災害対応力の向上
  - 大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める。また、通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進めるとともに、アクセス集中等によるシステムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実する。さらには、情報発信業務に従事する職員の不足を生じないよう交通ネットワークの確保対策を促進する。【4-3】
  - 情報収集・整備・分析・伝達に関する要素技術やシステム等の研究開発を促す。【4-3】
- 水の安定供給
  - 水資源関連施設の改築や建設により、水資源の安定確保を図り、大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制を目指す。また、異常渇水等による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策を検討する。特に、現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる

## 5.1.2 施策分野ごとの強靱化施策の推進方針

高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、水循環基本法（平成 26 年法律第 16 号）に基づき、水資源関連施設の機能強化、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める。【5-1】

- 水資源の有効な利用等の普及・推進
  - 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用の推進に関する法律（平成 26 年法律第 17 号）に基づく雨水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する。【5-7】
- 水の安定供給
  - 水資源関連施設の改築や建設により、水資源の安定確保を図り、大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制を目指す。また、異常渇水等による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策を検討する。特に、現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、水循環基本法（平成 26 年法律第 16 号）に基づき、水資源関連施設の機能強化、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める。【5-7】
- エレベーター閉じ込め対策
  - エレベーターが緊急停止した場合の、閉じ込められた乗員の救出策を検討する。【6-1】
- 防災インフラの迅速な復旧に向けた取組
  - 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保、迅速な応急・災害復旧のための地方公共団体への研修や講習会の開催、技術支援等を促す。【6-5】
- 火災に強いまちづくり等の推進
  - 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、解消に向けた取組を進める。解消に至らないまでも、延焼防止効果のある道路や緑地、公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等を推進する。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する。【7-1】
  - 避難場所としての公園、緑地、広場等の整備を進める。【7-1】
- 農業用燃料タンクの燃料流失防止対策の推進
  - 消防法に基づく条例の周知や、防止対策に関する情報提供など農業用

燃料タンクの燃料流出防止対策を推進する。【7-1】

- 関係機関の連携
  - 沿線・沿道の建築物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関が連携した取組を強化する。また、救助・救急活動等が十分に成されるよう、被害による人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を回避する取組を進める。【7-2】
  - 国による地方公共団体等の支援のため、大規模災害を想定した広域のかつ実践的な訓練の実施による防災力の強化を促す。【7-2】
- 災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携
  - 廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する。【8-1】
- 復旧・復興を担う人材等の育成等
  - 地震、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。【8-2】
  - 復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する。また、復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく。【8-2】
  - 大規模災害の経験や教訓を現場に活かす専門的研究とその成果を現場に活かしていく人材育成等を進める一方、各地域には、多分野に精通した技術者等を育成する。【8-2】
- 地方行政機関等の機能低下の回避
  - 大規模自然災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、体制・施設の強化を図る。【8-2】
- 事前復興、復興方針・体制づくりの推進
  - 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針を事前に策定するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に定める。【8-2】
  - 事前復興まちづくりの取組を促進する。【8-2】
  - 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。また、平常時から機能する地域コミュニティの拠点を構築するとともに、地域の活動組織による

森林整備活動等により、地域住民同士のきずなを強めておく。【8-2】

- 円滑な遺体の処理に向けた体制の確保
  - 遺体の処置を円滑に行うため、各火葬場の体制・物資等の整備や訓練を実施する。【8-2】
- 自宅居住による生活再建の促進
  - 被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する。【8-4】
  - 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制を構築する。【8-4】
  - 市民の保険・共済への加入の促進を図る。【8-4】
- 災害からの復旧・復興施策等の推進
  - 平常時から、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を国及び地方公共団体で共有し、災害からの復旧・復興施策や発災時の被災者支援の取組を行う地方公共団体等の対応力向上を図る。【8-7】

### 【警察・消防等】

- 災害対応力の向上
  - 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る。【1-1】
- 消防団等の充実強化の促進等
  - 公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。【1-1】、【2-3】
  - 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進するとともに、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。【1-2】
  - 消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。【2-1】
- 消防団員の確保
  - 地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する。【2-3】、【7-1】

- 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。【7-1】
- 警察施設の機能強化
  - 南海トラフ地震のような大規模自然災害発生時においても、警察機能が十分機能するよう警察施設の耐震化や非常用電源設備の充実を促す。【3-1】
- 消防水利の確保
  - 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備、持続可能な地下水の保全と利用の検討を進める。【7-1】
- 消防団等の充実強化の促進等
  - 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進する。また、身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。【7-3】

### 【防災教育】

- 家具の転倒防止策等の継続的な防災訓練や防災教育等の推進
  - 緊急地震速報等の活用を進めるとともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。【1-1】
- 継続的な防災訓練や防災教育等の推進等
  - 身を守る避難行動の取り方等について自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。また、地区防災計画制度の普及・啓発等により、市民の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。【1-3】【1-5】
- 住民等の自発的な防災行動の促進
  - 地区防災計画制度の普及・啓発等により、市民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。【3-2】
- 効果的な教育・啓発の実施
  - 住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修等による住宅・建築物等の耐震化、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップの作成・周知など早期避難に繋がる効果的な教育・

啓発の取組を推進する。【4-3】

➤ 避難の円滑化・迅速化

- 災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう避難に関するタイムラインや避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取り組みの充実を図る。【4-3】

## ②住宅・都市

➤ 住宅・建築物等の耐震化等の促進

- 住宅・建物等の耐震化を促進するため、老朽化マンションの建て替え促進を含め、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の住宅・建築物の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。【1-1】
- 住宅や建築物の開口部における飛来物対策など、強風時の飛来物の衝突による被害を抑制する取組を推進する。【1-1】
- 避難者の発生防止や緊急輸送路等の確保のため、住宅・建築物等の耐震化を進める。【2-1】
- 住宅・建築物の耐震化等を進め、死傷者の発生を抑制する。【2-3】
- 住宅・建築物の倒壊による避難者の発生を抑制するために、住宅・建築物の耐震化を進める。【2-6】
- 膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住宅・建築物の耐震化や常時消防力の強化、消防団等の充実強化等を進める。また、指定避難所とされている公共施設の耐震化等を進める。【2-7】
- 住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建て替え促進を含め、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。【7-1】
- 住宅・建築物の耐震化を進めるなど、災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制する対策、災害廃棄物の再利用等を推進する。【8-1】

➤ 不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進

- 不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の建築物の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。【1-1】

➤ 公共施設等の耐震化の推進・促進

- 市役所、学校施設、医療施設、社会福祉施設等の耐震化については、

早期完了を目指し、取組を強化する。また、天井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める。【1-1】

- 官庁施設、学校施設、社会教育施設、体育施設、医療施設、社会福祉施設、矯正施設等について耐震化を進める。また、天井など非構造部材の落下防止対策や、老朽化対策等を進める。【7-1】
- 地下空間等の施設・構造物の脆弱性の解消等
  - 地下空間については、ハード・ソフト両面から防災対策を進める。また、倒壊のおそれのある建物等から一時避難する空間や経路の整備を進める。【1-1】
- 電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等
  - 大規模地震発生時に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物については、無電柱化の推進や、大規模盛土造成地マップに基づき、施設等の所有者に啓発するなど、施設の安全性を向上させる。【1-1】
- 火災に強いまちづくり等の推進
  - 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除去や小規模な道路整備等により改善を促進する。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や、火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する。【1-2】
  - 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、解消に向けた取組を進める。解消に至らないまでも、延焼防止効果のある道路や緑地、公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等を推進する。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する。【7-1】
  - 避難場所としての公園、緑地、広場等の整備を進める。【7-1】
- 地下空間における浸水対策等の強化
  - 地下空間を管理する主体と連携し、地下空間の浸水に対する危険性について、事前の周知を図るとともに、G空間地下街防災システム（GPS（全地球測位システム）及びGIS（地理情報システム）を活用した位置情報を用いたシステム）など情報通信技術の利用を検討し、浸水対策及び避難誘導等安全対策の強化を図る。【1-3】
- 水道施設の老朽化対策等の推進

## 5.1.2 施策分野ごとの強靱化施策の推進方針

- 水道事業者において新水道耐震化プランに基づき、水道施設の耐震化を推進する。【2-1】
- 水道施設等は、老朽化対策と合わせて耐震化、液状化対策を着実に推進するとともに、飲料水循環式耐震性貯水槽の設置、応急給水計画の策定等を推進する。また、避難所となる施設で、井戸や給水タンクの設置、非常用電源の設置など水の確保に向けた取組を進める。【2-1】
- 食料・燃料等の備蓄
  - 地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力の強化を図る。公的施設・避難所等における自立・分散型エネルギーの導入、耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能強化、断水時のトイレ確保などの防災機能強化を促進する。また、物資供給までに時間がかかることが想定されるため、各家庭、事業所、避難所等における備蓄量の確保を促進する。【2-1】
  - 地方の拠点となる「道の駅」の防災機能の充実、促進を図る。【2-1】
- 自治体等の活動の支援
  - 広域防災活動拠点等となる公園緑地の整備を促進し、関係自治体等の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させる等、円滑な救助・救援活動を支援する。【2-3】
- 帰宅困難者対策の推進
  - 鉄道・バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報、子供の安否情報等を逐次的確に得られる仕組みの導入や、住宅の耐震化など家族の安全を確信できる条件整備を進める。【2-4】
  - 混乱の発生を避けるため、駅等に Wi-Fi スポットなど帰宅困難者が情報を得られる環境を整備・強化することを検討するとともに、駅等に多数の人を集中させないよう対策を講じる。【2-4】
- 帰宅困難者等の受入態勢の確保
  - 豊田市駅周辺など、不特定多数が集まる駅施設や大規模集客施設等について、市と関連事業者の連携を強化し、膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保等の対策を図る。滞在場所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設（自家発電設備、貯水槽、マンホールトイレ等）の耐震化その他の整備を促進する。また、滞在者等の安全の確保に向けた取組を一層促進する。【2-4】
- 住宅・建築物の耐震化、家具の転倒防止策等の促進
  - 住宅・建築物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組む。【2-5】
- 被災者の生活支援等
  - 避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が

大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、市民同士の交流の機会等を提供する。【2-7】

- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。【2-7】
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。【2-7】
- 避難所の耐震化等の推進
  - 避難所となる施設等の耐震改修やバリアフリー化、避難場所となる施設等の屋上部分等への対空表示の標示（防災関係機関への地点番号のデータ配布）を行う。また、避難所における再生可能エネルギー等の導入、ライフラインの確保等を促進する。【2-7】
  - 下水道が使用できない場合に備え、マンホールトイレの整備などの取組を促進する。【2-7】
- 公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進
  - 公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策を推進する。学校施設について安全対策の観点から、古い工法のものや経年劣化した非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策等を進める。また、学校施設以外の避難所における非構造部材を含む耐震対策等を推進し、避難所としての機能を強化していく。【3-2】
- 郵便局舎における防災対策の推進
  - 日本郵便株式会社において、直営の郵便局舎について耐震化を進める。また、BCP については、実効性を確保できるよう、必要に応じて見直しを行うとともに、交通の麻痺による郵便サービスの停止を防ぐため、道路防災対策等を進める。【5-5】
- 上水道、農業水利施設の耐震化等の推進
  - 上水道、農業水利施設の耐震化について、県や水道事業者間等の連携による人材やノウハウの強化等を進める。また、老朽化が進む上水道、農業水利施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める。【5-7】
- 汚水処理施設等の防災対策の強化
  - 施設の耐震化等の推進と合わせて、管理体制の強化等を図る。【6-3】
- 感震ブレーカー等の普及
  - 地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を実施する。【7-1】

- 危険な空き家の除却等への支援
  - 県の支援を受けて、危険な空き家の除却や空家等対策計画の策定を促進する。【7-2】
- 仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化
  - 応急仮設住宅の建設候補地における建設の実現性を考慮した見直しと定期的な候補地台帳の更新を図るほか、県や民間企業等との連携により、人材や資機材の確保等、災害後の迅速な建設体制を整備する。候補地の確保にあっては、災害廃棄物仮置場など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う。【8-4】
  - 仮設住宅、復興住宅等建設用木材の安定供給に資する取組として、森林計画制度の円滑な運営や低コスト木材生産技術の開発、木材の生産・流通・加工体制の強化を図る。【8-4】
- 既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保
  - 被災者が早期に住居を確保することができるよう、県や民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する。【8-4】
- 文化財の耐震化等の推進
  - 石垣等も含め、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。【8-5】
- 美術館等の展示物・収蔵物の被害の最小化
  - 美術館等における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留める。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブなど、文化財の保護対策を進める。【8-5】
  - 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承を図る。【8-5】
- 復興体制や手順の検討等
  - 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、震災復興都市計画模擬訓練の実施等を推進するとともに、事前復興まちづくりの取組等を促進する。【8-6】
  - 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。【8-6】
  - 仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備及び稼働に必要な燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向け

た対策を進める。【8-6】

- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。【8-6】
- 家庭における備蓄の促進等
  - 災害時に備え家庭における食料等の備蓄を進めるため、普及を行うとともに、孤立対策を検討する。また、広範囲に被災が及ぶ場合を想定し、応急用食料等の調達品目及び業種の必要な見直しを行うとともに、関係機関の情報共有円滑化の仕組みの構築、訓練などを通じた関係者の習熟度の向上を推進する。【2-2】

### ③保健医療・福祉

- 避難行動要支援者の救助・救急活動
  - 避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえらる人材を育成するほか、防災訓練等を実施するにあたっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検する。【2-3】
- 医療リソースの供給体制の確立
  - 南海トラフ地震など多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース（水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等）の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高いため、その輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含め、関係自治体間や民間団体等と具体の検討を行い、医療リソースの供給体制の確立を図る。【2-5】
  - 相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等に対応する体制を構築する。【2-5】
- 災害拠点病院における自立・分散型エネルギー供給の促進
  - 災害拠点病院において、長期間（3日程度）の停電の際に、診療機能を維持するために必要な電力を確保するとともに、非常用自家発電設備の増設等への支援を行う。【2-5】
  - 災害拠点病院におけるエネルギー確保については、自家用発電設備等に使用する燃料等の自衛的備蓄の必要性について継続的に認識を促すとともに、燃料等が優先的に分配されるよう、関係機関の連携を高める。また、エネルギー効率の高い設備の導入や、非常用電源の確保、自立・分散型エネルギー設備の導入、LPガスや灯油など、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性の向上を促進する。【2-5】
- 災害拠点病院の耐震化等の促進
  - 災害拠点病院は、大規模地震の際、災害時医療の中核としての機能を

提供できるように、国庫補助金等を活用して耐震化を着実に促進する。

【2-5】

- 災害拠点病院の防災・減災機能の強化
  - 災害拠点病院や第二次救急医療機関については、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに、広域災害時を想定した訓練の実施等を行う。【2-5】
- 人工透析患者等への対策
  - 人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、平常時からの地下水活用など水源の多重化や、水道管路の耐震化、優先的に水道を復旧させる等の協力体制を構築する。また、下水道が使用できない場合にも備える。【2-5】
  - 入院患者や人工透析患者等の搬送手段の確保を図る。【2-5】
- 多数の負傷者が発生した場合の対応
  - 多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者を、被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等を十分に確保する。【2-5】
- 災害時における医療機能の確保・支援体制強化
  - 大規模自然災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、災害時医療救護活動に関する協定締結の継続のほか、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る。また、応援医療チームの活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る。【2-5】
- 医師の確保
  - 現在、常駐医師がおらず、災害時の迅速な医療提供が困難な地域にあっては、人的被害を拡大させることから、平常時から人口減少・流出対策を含めた医師不足が解消される取組を実施するとともに、発災時に常駐医師がいないことに対する対応方策を検討しておく。【2-5】
- 要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備
  - 要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図る。【2-5】
- 要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築
  - 災害時において要配慮者に対し緊急に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の支援ネットワークを構築する。【2-5】
- 衛生環境の確保等
  - 災害発生時に、地方公共団体において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制を維持する。また、感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進する。【2-6】

- 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止する。【2-6】
- 避難所となる施設の衛生環境の確保
  - 避難者にインフルエンザ、ノロウイルス、O157などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つ。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を計画しておく。【2-6】
  - 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく。【2-6】
- 医療活動を支える取組の推進
  - 医療活動を支える取組を着実に推進する。【2-6】
- 避難所の運営体制等の整備
  - 被災者の避難生活を市が適正に支援できるよう、本市の避難所の再点検及び点検結果に対する対応の促進を図るとともに、避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、障がい者、外国人等の被災者の多様性や地域の実情に合わせた避難所運営マニュアルの作成を促進する。また、地域住民と共働した避難所開設・運営訓練の実施など地域が主体となった取組を促す。【2-7】
  - 一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所の指定促進を図る。【2-7】
  - 福祉避難所が不足する場合などにおける、高齢者や障がい者、外国人などの要配慮者の受け入れについて、市とホテルや旅館などの宿泊施設との協力体制の構築を推進する。【2-7】
- 被災者の健康管理
  - 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。【2-7】
- 保健医療機能の確保等
  - 被災各地区の保健医療ニーズに応じた各保健医療活動チーム等の支援資源の配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する。【2-7】
  - かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、医療に関する情報の活用を通じた広域的な連携体制の構築等により、適切な処置が行われるようにする。【2-7】
  - 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る。【2-7】

- 避難生活における要配慮者支援
  - 高齢者や障がい者、妊産婦などの要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じる。また、避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ることなどにより、避難生活支援体制の構築を図る。また、福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な施設等の体制を構築する。【2-7】
  - 災害時に障がい者が必要な情報を取得することができるよう、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する。【2-7】
- 避難行動要支援者への支援
  - 避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を促進することなどにより、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援をする。【2-7】
- 防災拠点等の電力確保等
  - 電力供給遮断などの非常時においても、避難市民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）においては、機能維持等に電力を必要とするため、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進する。【3-2】
  - 非常用電源の耐震化や水害対策を推進する。【3-2】
  - 災害拠点病院、防災関連施設等の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る。【3-2】
  - 被災リスクに備えた救急・救助、医療活動等の維持に必要なエネルギーの確保については、備蓄等を促進するとともに、石油製品の備蓄方法、供給体制に係る訓練、情報共有等に係る国・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進する。【3-2】
- 救助活動能力の充実・強化
  - 大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。また、消防団、自主防災組織の充実強化を進める。【7-1】
  - 高機能消防指令センターや耐震性貯水槽等の消防防災施設の整備、防災拠点となる公共施設等の耐震化等による防災基盤等の整備を進める。また、常備消防力の強化のため、消防の広域化等を進める。【7-1】
- 円滑な遺体の処理に向けた体制の確保
  - 遺体の処置を円滑に行うため、各火葬場の体制・物資等の整備や訓練を実施する。【8-2】
- 医療機関の耐災害性の向上
  - 被災地の医療の喪失が、住民の暮らしの安心と、医療関係従事者の職

場の喪失、ひいては住民の流出につながるのを防ぐため、医療機関の耐災害性を高める。【8-2】

- 災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保
  - 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、代替性確保のための高規格幹線道路等の整備及びアクセス向上、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策（道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強等）や無電柱化、環状交差点の活用、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な進捗と医療機能の提供及び支援物資物流を確保する。【2-5】
  - 患者及び医薬品等の搬送ルートの優先的な確保など道路啓開計画の実効性向上の取組を進める。【2-5】
- 感染症対策用物品（マスク、消毒液、パーテーション等）の備蓄
  - ✓ 必然的に集団生活となる避難所等において、避難者同士、運営スタッフへの感染を予防するため、配布用マスク、手指及び施設の消毒に必要な消毒液、避難者同士の距離確保や飛沫防止に役立つパーテーション等を備蓄する。【10-1】
- 感染予防対策の周知、啓発
  - ✓ 手洗いや手指消毒、体調不良時の休息、マスクの着用、3密（密集、密接、密閉）の回避、ソーシャルディスタンスの確保など、感染予防の基本的な取組について、季節性インフルエンザが流行する冬季を中心に、市民に周知、啓発する。【10-1】
- 感染対策の実施による収容可能人数の減少に伴う避難所の指定、運営方法、施設設備等の見直し
  - ✓ 避難者同士の間隔確保や飛沫防止用の資機材設置を想定した避難所の収容可能人数を再検討し、新たな避難所の指定等、必要数確保のための対策を検討する。【10-1】
- 避難所レイアウトの見直し
  - ✓ 施設管理者と協議の上、利用可能な部屋の活用や感染症対策資機材の設置を想定した避難所レイアウトを検討し、レイアウト図や資機材の使用方法等について避難所運営マニュアルに備える。【10-1】
- 避難所開設、受入訓練の実施
  - ✓ 感染症対策を踏まえた避難所の開設・運営訓練を実施し、感染症対策物品の使用方法、開設時の事前準備、避難者の受入れ及び体調に応じた対応方法、パーテーションの設営方法等を共有する。課題と対策を整理し、避難所運営マニュアルに反映する。【10-1】
- 避難所施設の感染対策設備の整備（トイレ、手洗い場、空調設備等）

## 5.1 強靱化施策の推進方針

### 5.1.2 施策分野ごとの強靱化施策の推進方針

- ✓ 施設本来の機能に加え、避難所としての機能を考慮し、必要な設備、機器等の計画的な整備を検討する。【10-1】
- 豊田市新型インフルエンザ等対策行動計画の整備、見直し
  - ✓ 策定済みの豊田市新型インフルエンザ等対策行動計画や保健所マニュアルなどを適宜、見直しする。また、計画に基づく訓練や資材備蓄等を進める。【10-2】
- 医療機関の機能分担とその周知
  - ✓ 感染拡大時には患者が特定の医療機関に集中することで、他の疾患や傷病に必要な救急医療等に影響が出ないように、感染の有無の確認、症状や程度に応じた医療や入院に対応するなど各医療機関の機能分担を明確にする。また、その機能分担を市民に分かりやすく伝え、適切な医療機関への受診を促すように、必要な情報を様々な媒体や機会を利用して周知する。【10-2】
- 医療用感染防止資材の備蓄（備蓄支援、手袋・ガウン・マスク・消毒液等の備蓄）
  - ✓ 感染症を疑う患者に限定することなく、その他の疾患等の患者の診療時に医療従事者や患者が感染することや医療現場が感染源にならないように、必要な感染防止資材の備蓄を各医療機関に促すとともに、供給が需要に追い付かない際には緊急的に提供できるように行政においても一定量を備蓄する。【10-2】
- 感染症対応薬剤の備蓄
  - ✓ 感染者や感染を疑う患者が急激に増加し、通常に流通する医薬品の供給量が需要に対して不足すると、医療提供ができないことだけでなく、感染拡大の防止にも多大な影響を与えることになる。平時から、想定される医薬剤を一定量、行政が備蓄し、必要時には医療機関に提供できる体制を構築する。【10-2】
- 仮設医療機関開設設備の備蓄
  - ✓ 感染症事案が発生し拡大した場合には、通常診療とは時間をずらしたり、医療機関内での移動経路や診察室を分離して対応する必要がある。そこで、各医療機関には感染症に対応できる施設改修や事案発生時に必要な資材等の準備を促していく。また、既存の医療施設では対応できない場合を想定し、コンテナハウスやエアータント、可搬組立て式ハウスを利用した仮設医療機関や簡易施設が開設できるように、必要な資機材を計画的に備蓄する。さらに、平時から訓練等を通して実際に稼働し、万一の際には円滑な開設ができる体制や条件の確認をする。【10-2】
- ワクチン接種の実施（接種補助・支援）
  - ✓ 感染症に応じたワクチンは国の計画に基づき製薬事業者が製造、供給

## 5.1.2 施策分野ごとの強靱化施策の推進方針

するが、市民への接種は各自治体が国のガイドライン等に従って、医療機関の協力の下実施をする。感染予防を目的とするワクチン接種は、身近な医療機関での個別接種を基本とするが、緊急的に短期間で多くの接種を行うような場合には集団接種も考えられ、その際には公共施設等を利用した環境整備などを市が行う必要があり、それを想定した資材等を準備する。また、接種に係る費用は、公費負担だけで済まず自己負担が生じる場合があるが、情勢や状況に応じて自己負担の免除や全額公費負担とする制度の設計等をする必要がある。【10-3】

- 感染予防対策の日常的な周知、啓発
  - ✓ 手洗いや手指消毒、体調不良時の休息、マスクの着用、3密（密集、密接、密閉）の回避、ソーシャルディスタンスの確保など、感染予防の基本的な取組について、季節性インフルエンザが流行する冬季を中心に、日常的に市民に周知、啓発する。【11-1】
- 感染症予防のための設備の充実
  - ✓ 施設利用前後に利用者が使用する消毒液や、施設入口の手洗い設備、換気設備、検温機能を備えた防犯カメラ等、感染症防止に資する設備環境整備を検討する。【11-1】
- 医療機関の機能分担とその周知
  - ✓ 感染拡大時には患者が特定の医療機関に集中することで、他の疾患や傷病に必要な救急医療等に影響が出ないように、感染の有無の確認、症状や程度に応じた医療や入院に対応するなど各医療機関の機能分担を明確にする。また、その機能分担を市民に分かりやすく伝え、適切な医療機関への受診を促すように、必要な情報を様々な媒体や機会を利用して周知する。【11-2】
- 医療用感染防止資材の備蓄（備蓄支援、手袋・ガウン・マスク・消毒液等の備蓄）
  - ✓ 感染症を疑う患者に限定することなく、その他の疾患等の患者の診療時に医療従事者や患者が感染することや医療現場が感染源にならないように、必要な感染防止資材の備蓄を各医療機関に促すとともに、供給が需要に追い付かない際には緊急的に提供できるように行政においても一定量を備蓄する。【11-2】
- 感染症対応薬剤の備蓄
  - ✓ 感染者や感染を疑う患者が急激に増加し、通常に流通する医薬品の供給量が需要に対して不足すると、医療提供ができないことにだけでなく、感染拡大の防止にも多大な影響を与えることになる。平時から、想定される医薬剤を一定量、行政が備蓄し、必要時には医療機関に提供できる体制を構築する。【11-2】
- 仮設医療機関開設設備の備蓄

## 5.1.2 施策分野ごとの強靱化施策の推進方針

- ✓ 感染症事案が発生し拡大した場合には、通常診療とは時間をずらしたり、医療機関内での移動経路や診察室を分離して対応する必要がある。そこで、各医療機関には感染症に対応できる施設改修や事案発生時に必要な資材等の準備を促していく。また、既存の医療施設では対応できない場合を想定し、コンテナハウスやエアートント、可搬組立て式ハウスを利用した仮設医療機関や簡易施設が開設できるように、必要な資機材を計画的に備蓄する。また、平時より訓練等を通して実際に稼働し、万一の際には円滑な開設ができる体制や条件の確認をする。

【11-2】

- テレワーク、リモートワーク環境の充実
  - ✓ 中小企業等が行うテレワーク導入に要する費用の一部を補助することにより、テレワーク導入を促進し、活動の継続や働き方改革の推進による生産性向上を図る。【11-3】
  - ✓ 市役所においては、感染症対応策として在宅勤務制度を引き続き実施するとともに、行政組織としての機能性・生産性を向上し、市民サービスの充実を図る。【11-3】
- 電子申請、申告などの紙や対人を不要とする情報更新
  - 申請手続の電子化、キャッシュレス化、AI・RPA等の活用による窓口のスマート化を推進し、「行かない・書かない・待たない」仕組みづくりを推進する。【11-3】

## ④エネルギー

- ガス管の耐震対策等の推進
  - 経年劣化したガス管について、耐震設計指針を周知し、耐食性・耐震性に優れたガス管への取替えを推進する。また、ガス供給の迅速な復旧に関する訓練等について継続する。【2-1】
- 電力設備等の早期復旧体制整備の推進
  - 大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、県や市による倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める。【2-1】
  - 電力事業者は、現場の情報を迅速に収集・共有する体制を整備し、停電の早期復旧やユーザーへの迅速かつ適切な情報発信を行う。【2-1】
- 停電時における電動車等の活用
  - 停電している避難所や住宅等へ、非常用電源として電力供給が可能な電動車等の活用を推進・促進する。【2-1】

- 燃料等の仮貯蔵
  - 燃料仮貯蔵施設の関連企業のBCP等の策定の促進を図る。また、消防庁の「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」について、関係機関への十分な周知・情報提供を図る。【2-1】
- 燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備
  - 緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震、洪水、土砂災害対策等を着実に進め、燃料供給ルートを確実に確保し、サプライチェーンを維持する。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する。【5-2】
- 末端供給拠点の災害対応力強化と自立型エネルギー設備の導入
  - 住民拠点SSの整備や災害訓練等を通じ、災害時に地域のエネルギー拠点となるサービスステーション・LPガス充てん所の災害対応力の強化を推進する。また、いわゆるSS過疎地問題の解決に向けた対策や燃料備蓄など需要側の対策を推進する。【5-2】
  - エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーションや第二の公共交通機関となるタクシー用の燃料を確保するため、LPガス充填所等の災害対応力を強化する。【5-2】
  - また、工場・事業所等において移転などの抜本的な対策や自家発電設備の導入、燃料の備蓄量の確保等を促進する。【5-2】
  - 再生可能エネルギーや水素エネルギー、コージェネレーションシステム、LPガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する。【5-2】
  - ガソリン等の不足に備え、電気自動車、CNG燃料自動車、LPG燃料自動車、LNG燃料自動車など、輸送用燃料タイプの多様化、分散化を図る。【5-2】
- 災害時のエネルギー供給の優先順位の整理
  - 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、災害時のエネルギー供給の優先順位を整理するとともに、災害時物流に係る重要拠点と優先啓開経路を検討する。【5-2】
- 電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化
  - 電力の長期供給停止を発生させないため、太陽光発電を含む電気設備

## 5.1.2 施策分野ごとの強靱化施策の推進方針

の自然災害に対する国による耐性評価や、基準の整備等を踏まえ、発電所、送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る。また、各機関におけるBCPの作成・見直しを促進するとともに、災害時において被害状況や復旧に向けた対応等について必要な連絡調整を行うことができるよう、平常時も含め関係機関と事業者の間で連携体制を構築する。【6-1】

- 災害に備え、耐震性に優れたガス管への取り換えを計画的に促進するとともに、県や他市町村や道路管理者等との間で災害情報を共有するなどの連携強化を図る。【6-1】
- 石油燃料の確保
  - 発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する。【6-1】
- 自立・分散型エネルギーの導入の促進等
  - 再生可能エネルギーや水素エネルギー、コージェネレーションシステム、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する。【6-1】
- 施設の耐災害性強化
  - 電力やガス等の設備について、浸水する可能性がある主要な供給施設には、水密扉や防水壁などを設置するほか、施設の嵩上げや水の浸入箇所の閉鎖などの対策を実施しているが、浸水時に異常が発生する可能性がある施設については、引き続き計画的に取り替えを進めるなど、防災や保安に対する取組を強化する。【6-1】
  - また、災害発生前のリードタイムを活かして作業用車両等を安全な場所に移動するといったタイムライン策定を促進する。【6-1】
- 輸送基盤の災害対策の推進等
  - 燃料等の供給ルートに係る輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集など、輸送経路の啓開や施設の復旧を関係機関の連携により迅速に実施する体制の整備を推進する。【6-1】
- 民間事業者との連携による燃料の確保
  - サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合等との災害時の優先供給協定により、燃料を確保する。【2-5】

## ⑤情報通信

- 情報通信関係施策の推進
  - 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な市民への伝達、SNS など ICT を活用した情報共有等の情報関係施策を推進する。【1-2】、【1-3】、【1-4】
  - 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報等に5段階の警戒レベルを付して提供することにより、市民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする。【1-3】
- 情報提供手段の多重化・多様化の推進
  - 防災行政無線の戸別受信機の導入、ラジオ放送局の難聴対策、Lアラートの高度化、SNS など ICT を活用した情報共有、旅行者に対する情報提供アプリの開発等、情報提供手段の多重化・多様化を推進する。【1-5】
- 情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等
  - 災害情報システムや通信手段が、一部の地域若しくは市域全体にわたって途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化に資する対応策を推進する。【4-1】
- 情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進
  - 電力等の長期供給停止を発生させないように、電力等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備や道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する。また、電源の確保には、燃料も含めた電力供給ネットワークの災害対応力強化や移動電源車の確保、再生可能エネルギー等の導入を推進する。【4-1】
- 放送設備等の防災対策
  - 住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送が災害時に中断することがないように、放送設備の多重化等の対策を推進する。また、放送局等の被害を生じさせない洪水対策等を進める。【4-2】
- 情報伝達手段・体制の確保
  - 民間放送事業者（テレビ局、ラジオ局）の中継施設の耐震化を推進するとともに電源を確保するため、自家発電装置の設置やその燃料を確保し、情報伝達体制の維持を図る。【4-2】
- 多様な情報提供手段の確保
  - テレビ・ラジオ（コミュニティ放送を含む。）のいずれかが中断した際にも情報提供を可能にする体制の整備など、多様なメディアを活用した情報伝達体制の構築を図る。また、甚大な災害が発生した場合は、遭難情報、道路状況、交通情報、停電情報等の生活関連情報を自治体

自らが提供するため、臨時災害 FM 放送局の開局も検討する。【4-2】

- 民間通信事業者の情報通信機能の強化・高度化等
  - 民間通信事業者の情報通信機能の強化・高度化等を図るとともに、民間通信事業者の回線が停止した場合の情報通信システム基盤の耐災害性の向上等を促す。【4-2】
- 情報通信インフラの整備
  - 耐災害性、効率性、利便性及び冗長性の観点から、すべての地域におけるブロードバンド環境を維持する。また、観光地や防災拠点等において災害時にも有効に機能する無料公衆無線 LAN の整備を促進する。さらに、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線 LAN を使えるよう、災害用統一 SSID「00000JAPAN」の普及・啓発を図る。【4-2】
- 水防テレメータシステムの整備
  - 市管理河川の水位等に関する観測、情報設備の維持・更新を適切に行うとともに、必要に応じて、水位計・河川監視カメラ等を増設し、洪水時における河川水位等の情報伝達体制の充実を図る。【4-2】
- 土砂災害警戒情報等の提供
  - 土砂災害警戒情報等の継続的な配信のため、土砂災害監視システムの維持・更新を適切に行い、情報伝達体制の充実を図る。【4-2】
- 情報伝達手段の多様化の推進
  - 全ての市民に Jアラートによる緊急情報を確実に提供するため、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化に努める。また、市における全国瞬時警報システム（Jアラート）や災害情報共有システム（Lアラート）の関係者間の合同訓練、防災行政無線の難聴対策、旅行者など短期滞在者に対する情報提供や技能実習生を含む外国人へのやさしい日本語や多言語による情報発信のための体制整備など災害情報や行政情報を確実かつ迅速に提供する。【4-3】
- 情報収集手段の多様化の推進等
  - SNS を利用し個人から発信される災害関連情報の信憑性を高めるため、対災害 SNS 情報分析システム等の利用を検討する。【4-3】
- 情報の効果的な利活用に向けた人員・体制の整備
  - 国の災害情報ハブの取組等を参考に、情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるとともに、災害時に人員が不足した場合でも情報伝達が確保できるよう、情報収集・提供の主要な主体である市の人員・体制を整備する。【4-3】
- 情報伝達手段・体制の確保
  - 防災行政無線、消防等の通信施設及び民間放送事業者（テレビ局、ラジオ局）の中継施設の耐震化を推進するとともに電源を確保するため、

自家発電装置の設置やその燃料の確保に努め、情報伝達体制の確保を図る。【4-3】

- 夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、本市の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。【4-3】
- 状況情報を基にした主体的避難の促進
  - 最大規模の洪水・内水に係る浸水想定区域図を作成・公表することなどにより、市民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開していく。また、市民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に関する施策を展開していく。さらに、現在発表されている気象予警報等の各種防災情報について、必要な改善等を進め、丁寧に適切な情報提供に努めるほか、避難を促す状況情報の提供を行う。【4-3】
- 情報関係施策の推進
  - Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化などの情報関係施策を推進し、住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生等を防止する。【7-3】
- 風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化
  - 大規模災害の発生による、我が国の貴重な自然環境・観光資源の喪失や、安全安心な社会・経済環境が失われないよう、最大限の備えを進めるとともに、災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する。【8-7】
- 関係機関における円滑な情報共有
  - 国による SIP4D、災害情報ハブ 等の取組を踏まえ、関係機関における情報共有を円滑に進める。【6-5】

## ⑥産業・経済

- 個別企業 BCP 策定等の促進
  - 個別企業の BCP については、策定を引き続き支援するとともに、具体的な策定項目を充実させ、実効性を向上させる。特に、中小企業の BCP 策定率を向上させるため、中小企業庁が整備した BCP 策定運用指針やレベルに応じた BCP の様式等を活用し、普及活動を進める。また、製造業（荷主）と物流事業者間など企業が連携した BCP の策定を促進する。【5-1】
- 民間企業における事業継続に資する取組の促進
  - 災害に強い民間物流施設の整備促進を図るなど、民間企業における事

業継続に資する施設等整備を促進する。【5-1】

- 地域の具体的な被害予測などのきめ細やかな情報の提供を促進するとともに、総合相談窓口等の体制を整える。さらには、民間企業のレジリエンス向上をけん引する専門人材を、各地域において育成する。【5-1】
  - 企業の本社機能等の地方移転・拡充を積極的に支援するとともに、移転・拡充が円滑に進むよう、事業環境の整備を総合的に推進する。【5-1】
  - 「中小企業等の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 21 号）」に基づき、中小企業の災害対応力を高めるとともに、中小企業の事業活動継続に向けた支援を行う。【5-1】
  - 事業継続の観点から、テレワーク（在宅勤務）による事業継続の取組を促進する。【5-1】
- 豊田市の強靱化に資する適切な民間資金の活用
- 様々な主体との役割分担の中で、市が実施すべきとされた施策についても、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、更なる民間活力の導入を推進していく。【5-1】、【5-2】
- 地域連携 BCP 策定の促進
- 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するため、企業ごとの BCP 策定に加え、工業団地等重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携 BCP の普及を図るとともに、訓練等を通じて実効性を高める。【5-1】
  - 工業団地等重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携 BCP の普及を図るとともに、訓練等を通じて実効性を高める。【5-3】
- 中部圏の産業活動を守るための産学官連携による取組の推進
- 産業活動を支えるインフラやライフラインの相互依存関係や脆弱性を整理するとともに、限られた人的・物的資源の効率的な配分、事前・事後におけるハード対策等の優先順位の立案に向けた検討を産学官連携により進める。【5-2】
- 金融機関における防災対策の推進
- 全ての主要な金融機関等において早期に BCP 策定、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化、システムセンター等のバックアップサイトの確保を実施する。【5-5】
  - 金融機関の BCP の実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する。また、金融機関等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進める。【5-5】
- 建設業の担い手確保等
- 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担

う建設業においては将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。【8-6】

- 金融機関における BCP の策定の促進
  - 大規模災害発生時における、金融決済機能の継続性の確保のためには、金融機関における BCP の策定及びその実効性の確保が必要であり、BCP が未策定となっている金融機関に対して BCP の策定を促すとともに、策定された BCP の実効性の検証等を継続的に実施していく。【8-7】
- 災害に強い民間物流施設の整備促進等
  - 地震による産業施設への影響評価の手法の確立を進める。また、大規模自然災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、災害に強い民間物流施設の整備促進、製造業、物流事業者の BCP の策定、とりわけ、進捗が遅れている中小企業について重点的に進めるとともに、荷主と物流事業者が連携した BCP の策定を促進する。【8-7】
- 基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討
  - 基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的に取組を推進する。【6-4】
- 防災計画の見直し及び防災体制の強化
  - 重要な産業施設等の防災計画の見直しを図るとともに、特定事業所の自衛消防組織の活動について、訓練や関係機関間の連携強化を通じ、防災体制の充実強化を図る。【5-3】
  - 重要な産業施設周辺地域における常備消防力の強化に加え、産業施設の関係機関による連携体制を構築・強化する。【5-3】

## ⑦交通・物流

- 交通施設等における脆弱性の解消
  - 交通施設等及び避難路沿道建築物の複合的倒壊を割けるため、これらの耐震化を促進する。また交通施設等について、長時間・交通振動による影響、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術が不足していること、さらに重量を違法に超過した大型車両により道路橋に与える影響が大きいことから、構造安全性を確保するための対策を図る。また、交通施設等及び避難路沿道建築物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する。【1-1】
  - インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援する装備等に係る技

術開発を進め、実用化する。【1-1】

- 道路交通対策等の推進
  - 集中的な大雪に備え、タイムライン（時系列の行動計画）や除雪計画を策定し、車両滞留が予見される場合のリスク箇所を事前に把握した上で予防的な通行規制・集中除雪を行うとともに、チェーン等装着の徹底、除雪体制の増強、道路管理者間の連携、地域の実情に応じた待避所などのスポット対策等、ハード・ソフトの両面から道路交通確保の取組を推進する。また、鉄道交通を確保するため、在来線の除雪体制の構築等を進める。【1-5】
  - 雪害等の災害時に道路啓開等を担う建設業の、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。また、自動運転技術等を活用し、熟練技能者の不足を補う除雪機械などの装備の高度化を進める。【1-5】
- 輸送ルート確保対策の実施
  - 物資輸送ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備を進め、また、輸送基盤の地震、洪水、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、中山間地域その他の孤立の可能性がある地域へつながる災害に強い道路の整備を図る。【2-1】
- 迅速な輸送経路啓開に向けた体制整備
  - 迅速な輸送経路啓開に向けて、また、交通渋滞により、災害応急対策等に従事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、関係機関の連携等による総合啓開計画の策定、整備資機材の充実や、民間プローブ情報の活用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていくとともに、必要な体制整備を図る。【2-1】
  - 交通規制等の情報提供により、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。【2-1】
  - 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。【2-1】
- 物資調達・供給体制、受援体制の構築等
  - 災害時にラストマイルも含めて円滑に支援物資を輸送するため、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練等を実施することで、官民が連携した物資調達・供給体制を構築する。また、被災地の状況に合わせた、円滑かつ的確な救助物資の輸送等の実施に向けて、情報収集や物資・供給体制、受援体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進め、産官民の連携等による物資調達・供給体制、受援体制を構築する。【2-1】
  - 災害関連情報の収集・提供を行うため、情報収集・提供手段の確保に

に向けた取組を推進する。【2-1】

- 孤立集落の発生を防ぐ施設整備等の推進
  - 災害時に孤立の可能性がある集落等へつながる道路の整備や防災、地震対策、道路法面の崩壊を防止するための法面保護やアクセスルート多重化等を推進する。特に中山間地域では、道路網の充実に努める。また、空からのアクセスも可能となるようあらかじめヘリコプター離着陸適地の選定・確保・整備を図る。【2-2】
  - 道路の防災対策や無電柱化、鉄道施設等の耐震対策の強化、洪水・土砂災害・風水害対策、治山対策等を着実に推進する。【2-2】
  - 消防等を含む地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、施設の耐震化等の取組を進める。【2-2】
- 道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路啓開の円滑化の推進
  - 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅、踏切除却や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進めるとともに、装備資機材の充実、官民の自動車プローブ情報の活用等による交通状況の迅速な把握、ICTを活用した情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路啓開が行われるよう支援する。【2-3】
- いのちと暮らしを支える交通環境の形成
  - 地理的、自然的、社会的条件が厳しい地域においては、災害時の避難活動の迅速化や緊急輸送手段の確保が必要であるため、道路ネットワークの信頼性確保、国県によるヘリコプターの効率的な運用等、複数の手法を適切に組み合わせた対処を検討する。【2-3】
- 交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整
  - 交通インフラの早期復旧の実現に向けた関係機関の連携調整体制の強化を促進する。また、膨大な帰宅困難者の帰宅支援対策として徒歩での帰宅支援の取組を推進する。さらには、徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の整備を進める。【2-4】
- 鉄道の運行再開の調整等
  - 鉄道施設の被害を最小化するとともに、鉄道の運行再開について各事業者が定めている手順にのっとり、速やかに運行を再開できるよう備える。また、部分的な運行再開が旅客集中による混乱を招く可能性があること等も踏まえ、運行再開時の相互協力などが速やかに行えるよう関係事業者間における連携体制の強化を促す。【2-4】
- プローブ情報の活用による交通渋滞の把握等

## 5.1.2 施策分野ごとの強靱化施策の推進方針

- 災害時に自動車運転者等に、適切な情報を提示するため、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良等や、信号機電源付加装置を始めとする交通安全施設等の整備、環状交差点の活用等、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するための取組を進める。【2-4】
- 交通渋滞により代替バスの円滑な運行ができなくなる事態を回避するため、通行止めなどの交通規制、渋滞等の情報を光ビーコン、ETC2.0等を活用して自動車運転者等に提供し、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。【2-4】
- 代替輸送手段の確保等
  - 地震、土砂災害、洪水等による道路の被災リスク及び帰宅支援対象道路に指定する緊急輸送路等について、関係機関が情報を共有し、連携して、徒歩や自転車で安全・円滑に帰宅できる経路が確保されるようにするとともに、鉄道不通時の代替輸送について、代替バスの確保と運行経路等を、交通事業各社及び関係機関が連携し、速やかに調整できる体制を事前に構築する。【2-4】
- 道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進
  - 災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を進めるとともに、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進める。【2-5】
- 災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保
  - 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、代替性確保のための高規格幹線道路等の整備及びアクセス向上、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策（道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強等）や無電柱化、環状交差点の活用、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な進捗と医療機能の提供及び支援物資物流を確保する。【2-5】
  - 患者及び医薬品等の搬送ルートの優先的な確保など道路啓開計画の実効性向上の取組を進める。【2-5】
- 救急輸送の遅延の解消
  - 救急搬送の遅延を解消するため、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進める。【2-5】

## 5.1.2 施策分野ごとの強靱化施策の推進方針

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞の回避、電力・通信サービスの安定供給等の確保を推進する。また、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進める。【2-5】
- 通行止めなどの交通規制、渋滞等の情報を光ビーコン、ETC2.0等を活用して自動車運転者等に提供し、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。【2-5】
- 緊急交通路の確保
  - 停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進めるとともに、緊急交通路を確保するための効果的な装備の整備など、災害状況に応じた体制を早期に構築する。【3-1】
- 信号機電源付加装置の整備
  - 停電による信号機能の停止を回避するため、信号機電源付加装置を始めとする交通安全施設等の整備、環状交差点の活用等を進める。また、災害時に道路情報等を確実に提供するため、道路情報板等の停電対策を推進する。【3-1】
- 道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等
  - 交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規制の実施など、道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立する。併せて、一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する。【3-1】
- 道路の防災対策等
  - 市の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、地震対策や無電柱化、を進めるとともに、洪水、土砂災害対策、治山対策等の地域の防災対策を着実に進める。【3-2】
- 道路被害情報共有の強化
  - 大規模自然災害時の道路被害情報を共有する道路情報システムについて、道路啓開情報も含めた情報を有効かつ効率的に収集・共有するためシステム連携の強化を図る。【4-2】
- 交通渋滞による避難の遅れの回避
  - 交通渋滞による避難の遅れを回避するため、信号機電源付加装置の整備の推進や、自動車避難のルール検討、道路の雪寒対策、液状化対策、道路橋の耐震補強、斜面对策等を行う。また、通行実績情報等の自動車の通行に関する交通情報を迅速に一般道路利用者に提供していく。【4-3】
- 耐災害性を高める施策等の推進
  - 道路の防災対策や無電柱化、洪水・土砂災害対策等の物流施設・ルー

ト等の耐災害性を高める施策等を推進する。【5-1】

- 物流業者 BCP 策定の促進
  - 物流事業者の BCP について、企業毎の BCP 策定に加え、物資輸送に係る物流専門家の派遣、育成、救援物資の第一次集約拠点の検討などを含めた企業連携型 BCP の策定を促進する。【5-1】
- 道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進
  - 愛知の生産拠点と物流施設・ルートへの耐災害性を高めるため、幹線道路ネットワークの整備を推進する。また、道路の防災、地震対策や無電柱化対策を進めるとともに、地域全体の被災危険性も考慮しつつ、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する。【5-1】
- 交通施設の防災対策の推進
  - 災害時の代替性を確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワーク整備、道路の防災、地震対策、発災害時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や踏切除却など、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める。また、雪や大雨等の災害に強く、災害時には代替輸送ルートとして機能する高速道路における暫定2車線区間の4車線化などの機能強化等を推進する。さらに、緊急通行車両等の進入路の設置、高規格幹線道路等へのアクセス性の向上等を進める。【5-4】
  - 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める。【5-4】
  - 道路橋梁の耐震補強や鉄道施設の耐震化、液状化対策、浸水対策、停電対策、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強等、交通インフラそのものの強化を進める。また、洪水、土砂災害等、交通施設の閉塞を防ぐ周辺への対策を進める。【5-4】
  - 大規模自然災害発生後に、防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等の検討を推進する。【5-4】
  - 集中的な大雪に備え、タイムラインや除雪計画を策定し、車両滞留が予見される場合のリスク箇所を事前に把握した上で予防的な通行規制・集中除雪を行うとともに、チェーン等装備の徹底、除雪体制の増強、道路管理者間の連携、地域の実情に応じた待避所等のスポット対策など、ハード・ソフトの両面から道路交通確保の取組を推進する。【5-4】
- 幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進
  - 地震や洪水等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定

とともに対策の検討を進める。【5-4】

- 荷主、運送事業者、交通事業者、道路等の管理者、研究機関が幅広く連携し、幹線交通が分断するリスクの分析と認識の共通化を進め、それぞれのBCP等に反映する。例えば、運送事業者においては、暴風雨、暴風雪等が予測される地域や時間帯をう回する経路の選択等、需要側においては、一定量の部品在庫の確保等、大規模自然災害により交通網が利用できない事態を考慮した事業計画を検討しておく。【5-4】
  - 老朽化対策、道路啓開の計画策定と連携強化、農林道その他う回路となり得る道の情報把握と共有、信号機電源付加装置をはじめとした交通安全施設等の整備、環状交差点の活用等を進める。【5-4】
  - 交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用、官民の自動車プローブ情報の活用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する迅速な交通情報の把握、交通対策への活用、一般道路利用者への迅速な交通情報提供を行う。【5-4】
  - 現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供する。【5-4】
- 輸送モードの連携・代替性の確保
- 災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保を図る。また、公共交通機関の運行状況等を収集・整理し利用者・市民等への提供する体制を構築する。【5-4】
  - 交通網の部分的な被害が全体の交通麻痺につながらないように、関係者が連携し、啓開の優先順位決定や複数モード間の代替輸送、交通全体のマネジメント力を強化する。また、鉄道や自動車を利用できない時、自転車交通需要が急増することを考慮する。【5-4】
- サプライチェーン輸送モードの強化
- 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る。【5-4】
- 輸送ルート確保の強化
- 輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良、交通施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。また、災害のおそれのある区間を回避するネットワーク確保のため、う回路として活用できる道路について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する。【6-4】

- 道路啓開計画など総合啓開の実効性向上に向け、協定等に基づく訓練等の積み重ねを進める。【6-4】
  - 交通インフラの維持管理、更新に関する技術開発を進め、実用化を図る。【6-4】
  - 大規模自然災害発生後に、防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから道路啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等を推進する。【6-4】
  - 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める。【6-4】
  - 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。【6-4】
  - 集中的な大雪に備え、タイムラインや除雪計画を策定し、車両滞留が予見される場合のリスク箇所を事前に把握した上で予防的な通行規制・集中除雪を行うとともに、除雪体制の増強、道路管理者間の連携、地域の実情に応じた待避所等のスポット対策等、ハード・ソフトの両面から道路交通を早期に回復させる取組を推進する。【6-4】
- 交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の整備
- 大規模地震発災後、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練、BCPの策定など必要な体制整備を図る。また、代替輸送ルート計画の支援などについて、検討を進める。【6-4】
  - 地域に精通した技能労働者と重機等資機材を迅速に確保し行動できるよう、日頃から建設業従事者の育成、資機材の拠点が各地にある状態の保持に努める。【6-4】
  - 広域の応援も含め、被災地に複数ルートから並列的に復旧要員や資機材を送り込むため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める。【6-4】
  - 地方行政機関等（消防等を含む。）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する。【6-4】
  - ALOSシリーズに代表される広域高分解能衛星についての的確に運用するなど、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等に活用できる体制を維持する。また、電子基準点について位置情報インフラとしての安定的な運用を行う。さらに、天候や昼夜を問わず、被災状況をより正確・迅速に把握できる衛星の開発・導入を進める。また、人の立

ち入りが困難な災害現場でも、調査・復旧工事が可能な災害対応ロボット等の開発、導入、オペレーターの育成を進める。【6-4】

- 道路における冠水対策
  - 冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないように、道路冠水想定箇所マップ等による冠水危険箇所の周知を図るとともに、下流の排水能力に応じて冠水頻発箇所の排水ポンプ増強を検討する等、道路ネットワークの耐災害性の強化を図る。【6-4】
- 災害時における放置車両対策
  - 大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策や除雪作業等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急通行車両等の通行ルートを早期に確保する。【6-4】
- 幹線交通分断に伴うリスクの想定および対策の推進
  - 地震や洪水等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める。【6-4】
- 災害対応力の向上
  - 道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土補強、液状化対策、無電柱化等を進めるとともに、緊急輸送道路・広域避難路となる高規格道路等の整備、緊急通行車両等の進入路の整備、官民の自動車プローブ情報を融合し活用するシステムの運用等を進める。また、道路の通行可否情報を効率的に収集するため、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用に加え、自転車を活用したパトロール等を検討し、配備・訓練する。【7-1】
- 沿道の住宅・建築物の耐震化の促進
  - 沿道の住宅・建築物については、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務付け対象建築物への耐震診断・耐震改修等の対策を推進する。【7-2】
- 沿道に起因する事故・災害の防止に向けた取組
  - 沿道（道路区域外）に起因する事故・災害を防止するため、道路管理者が沿道区域の土地等の管理者による適切な管理を促す。【7-2】
- 道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策
  - 沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、沿道宅地の崩壊、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を進める。また、鉄道の閉塞についても、対策を検討する。【7-2】
  - 災害リスクの高い場所に交通網や目的地が集中している状態は、万一、

そこで閉塞又は陥没が発生すると全体の麻痺につながるおそれがあるため、分散化させておく。【7-2】

- 地下構造物の耐震化等の推進
  - 地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあり、路面下空洞調査、地下構造物の耐震化や、地下構造物周辺に空洞を作る原因となる漏水等の点検、修復、空洞の埋め戻し、地盤情報の収集・共有・利活用等を進める。【7-2】
- 災害情報の収集体制の強化
  - 各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化を図る。【7-2】
  - 自動車が通行できない時に、自転車など効率よく現地調査を行う手段の確保や、官民の自動車プローブ情報、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用など既設の計測・観測機器類等の活用により、通行できない場所を迅速に把握できるようにする。【7-2】
- 交通渋滞の回避
  - 信号機電源付加装置等の整備を推進し、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するとともに、迅速な道路交通情報の把握と、停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進める。【7-2】
- 災害廃棄物輸送体制の構築
  - 災害廃棄物の広域輸送に関し、貨物鉄道や海上輸送などの大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送体制の検討を行う。【8-1】
- 山間地等における避難路等の確保の促進
  - 既存の物流機能等を緊急物資輸送等に効果的に活用できるように、貨物輸送事業者のBCP策定、海拔表示シートの整備、山間地等において、民間等が管理する道の把握・活用、高規格幹線道路へのアクセス性の向上等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する。【2-2】

## ⑧農林水産

- 食品産業事業者等の災害対策の強化
  - 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する施設等の耐災害性強化、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制構築の促進・普及啓発、事業者によるBCPの策定を促進する。また、自立・分散型エネルギー設備の導入、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性を向上させていく。【5-6】
  - 水産物の一連の生産・流通過程に係る個別地域BCPの策定を推進する。

また、農業水利施設を管理する土地改良区等においても、BCPの策定を推進する。【5-6】

- 災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、自治体等の連携・協力体制を強化する。【5-6】
- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化
  - 農林水産業に係る生産基盤等については、ため池などの農業水利施設の耐震化等、農業水利施設や農道橋等の保全対策、老朽化対策等、災害対応力強化のためにハード対策の適切な推進を図るとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策を推進する。また、水産物の流通拠点や生産基盤施設等の耐震化等を推進する。【5-6】
- 山地災害への対策
  - 森林の適正な管理を推進する。山地災害については、発生のおそれの高い箇所の的確な把握、森林の整備の実施及び流木災害への対応強化を進める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。【7-3】
- 農地・農林等の荒廃の防止
  - 農山村における農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等の荒廃を防ぎ、保全機能を適切に発揮させる。【7-5】

## ⑨国土保全

- ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進
  - 河川堤防と水門等の耐震化、築堤・河道掘削等の河川改修、維持浚渫・樹木伐採等の維持管理、天端舗装や法尻補強等の堤防強化、洪水調節施設・雨水ポンプ場の整備や機能強化を進めるとともに、雨水ポンプ場や管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備・耐水化等のハード対策を推進する。併せて、大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップなど各種ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせて実施し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた施策を推進する。【1-3】
  - 洪水による広域的な浸水等を防ぐため、河川管理施設等を長寿命化計画等に基づき、適切に整備・維持管理・更新するとともに、気候変動や少子高齢化などの自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活

用及び危機管理体制の強化を進める。【1-3】

- 市街化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、地下施設等の浸水対策を推進するほか、雨水貯留浸透施設等の整備により、その流域のもつ保水・遊水機能を維持・向上させるなど、総合的な治水対策を推進する。【1-3】
- 河川堤防等の耐震化等の推進
  - 河川の堤防、水閘門、雨水ポンプ場等の耐震化、老朽化対策等を推進する。【1-3】
- 河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等の推進
  - 河川の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等を推進する。【1-3】
- 河川の改修
  - 河川整備計画に基づき、河川改修を進める。特に都市部を流域にもつ河川では、開発の進行による流出量増大等により治水安全度が著しく低下していることから、国管理河川の矢作川や、県管理河川の改修を推進するとともに、適切に維持管理を行う。  
(県管理河川：時間雨量おおむね 50mm～80mm に対応) 【1-3】
- 浸水想定区域の指定・見直し
  - 最大規模の洪水・内水に係る浸水想定区域図等を作成・公表することなどにより、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。【1-3】
- 気候変動を踏まえた水災害対策
  - 近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水害対策について、国・県の動向を踏まえ、対応について検討する。【1-3】
- 水防災意識社会の再構築に向けた取組の推進
  - 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、県及び国は水防災協議会を設立し、関係機関と連携して円滑な避難、水防活動、減災対策等のため、ハード・ソフト対策を一体的に取り組むため、市もこれに協力する。【1-3】
- 土砂災害対策の推進
  - 土砂災害に対して、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備を着実に進める。【1-4】
  - 近年の土砂災害発生状況を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進すること、及び大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫）等に対して人的被害の発生を防止するための調査及び施設整備を促す。【1-4】

- 土砂災害に対して人的被害を防止するため、土砂災害防止施設を適切に維持管理・更新する。【1-4】
- ソフト対策として、土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害警戒情報その他の防災情報の提供、避難訓練を始めとする啓発活動により、平常時及び異常気象時において、土砂災害の危険性の住民への周知を図り、警戒避難体制の整備を促進する。【1-4】
- 山地災害、森林・農地等の保全機能の低下への対応
  - 流木による被害を防止・軽減するため、流木捕捉式治山ダムを設置や健全な森林の状態を保つための間伐など、崩壊土砂や流木の発生・流出形態に応じたきめ細かな対策を促す。森林の整備にあたっては、必要に応じ森林被害の防止対策を図るとともに、在来種の活用など、自然と共生した多様な森林づくりを図る。【1-4】
  - 基幹的水利施設を始めとする農業水利施設の耐震化等を進める。【1-4】
- 亜炭鉱跡地対策の促進
  - 亜炭坑跡の実態を把握するための調査及び充填に関する事業の実施など、亜炭坑跡地対策を促進する。【1-4】
- 警戒避難体制の整備等
  - 警戒避難体制の整備、土砂災害に関する防災訓練などの地域の防災力を高めるためのソフト対策を組み合わせた対策を進めるとともに、身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、市民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。【1-4】
  - 災害リスクの見える化、建物等の立地に関する制度の活用等により、災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制、既存の住宅・建築物の安全な構造への改修及び同エリア外への移転を促進する。【1-4】
- 水道施設の老朽化対策等の推進
  - 水道事業者において新水道耐震化プランに基づき、水道施設の耐震化を推進する。【2-1】
  - 水道施設等は、老朽化対策と合わせて耐震化、液状化対策を着実に推進するとともに、飲料水循環式耐震性貯水槽の設置、応急給水計画の策定等を推進する。また、避難所となる施設で、井戸や給水タンクの設置、非常用電源の設置など水の確保に向けた取組を進める。【2-1】
- 下水道施設の耐震化・下水道 BCP の策定
  - 地震時においても下水道が最低限有すべき機能の確保のため、下水道施設及び主要な管渠の耐震化を早急に進めるとともに、下水道 BCP の充実を促進する。【2-6】

- 避難の円滑化・迅速化
  - 災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう避難に関するタイムラインや避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取り組みの充実を図る。【4-3】
- 水道施設等の耐震化等の促進
  - 上水道施設について新水道耐震化プランに基づき、耐震性の不足している施設について耐震化等を推進する。また、市や水道事業者間の連携による人材やノウハウの強化等を進める。【6-2】
  - 上水道施設等が被害を受けないよう洪水対策等を進める。【6-2】
  - 上水道の管路更新（耐震管への更新）及び基幹管路の2条化などの管路対策を計画的に進める。【6-2】
  - 上水道の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る。【6-2】
- 上水道等復旧の体制等の強化
  - 大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、道路防災対策等を促すとともに、雨水の利用の推進に関する法律（平成26年法律第17号）に基づく雨水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する。【6-2】
  - 上水道の応急復旧計画について、管理者同士の連携・調整の下、その実効性を向上させる。【6-2】
- 下水道施設の耐震化・下水道BCPの策定
  - 下水道の処理場施設及び幹線管きよ施設等の耐震化・耐水化、非常時の電源確保等を推進するとともに、老朽化が進む下水道施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理、改築・更新を進める。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道BCPの充実を促進する。【6-3】
- 農業集落排水施設の耐震化の推進
  - 農業集落排水施設等の耐震性や老朽化状況等の診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化対策、老朽化対策等を着実に推進する。【6-3】
- ハード・ソフト対策等を統合した対応策の推進
  - 復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策を着実に推進するほか、警戒避難体制整備等の対策を組み合わせるなど、ソフト対策を組み合わせた取組を推進する。【6-4】
- 防災インフラの耐震化・液状化対策等の推進
  - 大規模地震想定地域等における河川堤防等の防災インフラについては、市民の生命・財産を守るために計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を進めるとともに、被害リスクが高い河川において、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化等の整備を推進する。【6-5】
- 防災インフラの迅速な復旧に向けた取組

## 5.1.2 施策分野ごとの強靱化施策の推進方針

- 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保、迅速な応急・災害復旧のための地方公共団体への研修や講習会の開催、技術支援等を促す。  
【6-5】
- ため池の防災対策の推進
  - 防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともに、ハザードマップの活用など総合的な対策を実施する。  
【7-3】
- 雨水ポンプ場等の防災対策の推進
  - 排水不良による浸水の長期化を防ぐため、雨水ポンプ場等の耐震化を推進する。【7-3】
  - 雨水ポンプ場等は、常に施設機能の効果を発揮できる状態に保つ必要があるため、計画的な整備・維持管理を行う。【7-3】
- ダムの防災対策の推進
  - ダムは、常に施設機能の効果を発揮できる状態に保つ必要があるため、計画的な維持管理を行う。【7-3】
- 土砂災害対策の推進
  - 土砂災害防止機能を発揮させるため、土砂災害防止施設を適切に維持管理・更新する。【7-3】
  - 大規模地震や降雨等により土砂が堆積した箇所において、再度災害防止対策として堆積土砂の撤去を行う。【7-3】
  - 土石流、地すべり又は河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合に、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)に基づき、市が適切に住民へ避難勧告等を発令できるよう、県による緊急調査結果や被害が想定される区域・時期の情報を収集する。【7-3】
- ハード・ソフト対策等を総合した対応策の推進
  - ため池の耐震化等について、国・地方公共団体・地域住民・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策を進める。  
【7-3】
  - ダム等の安全性や二次災害発生のおそれのある箇所の把握など、ソフトとハードを適切に組み合わせた対策を検討する。【7-3】
  - 施設管理については、より効率的な点検・診断を推進する。また、地域特性を踏まえた予防保全型のアセットマネジメントシステムを地方公共団体に広げるとともに、地図情報・防災情報などの多様なデータを管理できる情報プラットフォームを構築し災害時にも活用する。  
【7-3】

- 発電専用ダムなど、我が国の電力システムを支える基幹設備について、自然災害等に対する耐性について不断の評価を行い、規制の整備等の必要な対策を実施する。【7-3】
- 農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備
  - 日本型直接支払制度等を活用し、地域の主体性・共働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進するとともに、排水施設等の機能確保を進める。【7-5】
  - 農業水利施設等の耐震化等の施設整備を進める。また、地域の主体性・共働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進する。さらに、地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進する。【7-5】
- 適切な森林の整備・保全
  - 森林が有する多面的機能を発揮するため、間伐等の適切な森林整備や治山対策など、効果的・効率的な手法による災害に強い森林づくりを推進する。また、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応を図る。【7-5】
  - 山地災害が発生する危険性の高い箇所の的確な把握、森林の整備の実施、流木捕捉式治山ダムの設置などの流木災害への対応の強化等を通じて、事前防災・減災に向けた山地災害対策の強化を図る。この際、自然環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。【7-5】
- 土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施等
  - 土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施や、大規模地震発生後の計画避難体制の構築、及び迅速な復旧に向け、先進技術の活用を図る。【7-5】
- 自然と共生した多様な森林づくりの推進
  - 森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能の発揮に向けて、条件不利地等を含む森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備の着実な実施を図るため、施業コストを低減させるとともに、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進する。また、在来種の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する。【7-5】
  - 地域の活動組織による森林の保全管理活動等を県等の協力を得て支援するとともに、施業の集約化を図るための条件整備や森林境界明確化等を推進する。【7-5】

- 浸水等の被害軽減に資する対策の推進
  - 河川堤防等の耐震化など地震、洪水等による浸水対策や総合的な土砂管理の取組を着実に推進するとともに、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、迅速な応急復旧対策・排水対策等による被害軽減に資する流域減災対策を促す。また、長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制整備を推進する。【8-3】
  - 国による地方公共団体等の支援のため、大規模災害を想定した広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化を促す。【8-3】
  - 被災市町村への応援体制を整備するとともに、県や市外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結や受援体制の整備を促進する。【8-3】
- 土砂災害対策の推進
  - 土砂災害に対して、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備を着実に進める。【1-4】
  - 近年の土砂災害発生状況を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進すること、及び大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫）等に対して人的被害の発生を防止するための調査及び施設整備を促す。【1-4】
  - 土砂災害に対して人的被害を防止するため、土砂災害防止施設を適切に維持管理・更新する。【1-4】
  - ソフト対策として、土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害警戒情報その他の防災情報の提供、避難訓練を始めとする啓発活動により、平常時及び異常気象時において、土砂災害の危険性の住民への周知を図り、警戒避難体制の整備を促進する。【1-4】

## ⑩環境

- 有害物質等の流出防止対策
  - 火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の対策を促進する。【5-3】
  - また、有害物質が飛散する兆候がある場合を想定し、Lアラート等から情報を関係機関、地域住民等に知らせる手順を検討する。【5-3】
- 浄化槽の整備
  - 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。また、位置情報を付

与した浄化槽台帳システム整備を進め、設置・管理状況の把握を推進する。【6-3】

- 有害物質の漏えい等の防止対策の推進
  - 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業所への立入検査等の機会を捉え、化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画等を定めた「特定化学物質等管理書」の作成等について指導を進める。【7-4】
  - 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練・研修を行う。また、化学物質に係る事故対応マニュアルのフォローアップを行うなど、マニュアルの実効性を高める。【7-4】
  - 災害時に有害物質の流出等を住民等へスムーズに情報提供できるよう、化学物質排出・移動量届出（PRTR）制度に基づくデータベースの有効活用を図る。【7-4】
- 石綿飛散防止対策
  - 災害発生時の倒壊建築物等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、立入検査等の機会を捉え、解体業者に対し「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に従った対策の徹底について指導を進めていく。また、所有者に対しても、平常時から吹き付け石綿及び石綿含有吹き付けロックウールの飛散防止に向けた対策を推進する。【7-4】
  - 災害発生時に速やかに石綿飛散防止等の応急対応を実施するため、平常時から、石綿使用建築物等を把握するとともに、災害時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備、応急対応に必要な資機材の確保等について検討し、マニュアルの策定を進める。【7-4】
  - 地震により生じる石綿管の浮き上がり、露出による破損やその処理の際に発生する石綿の飛散を未然に防止するため、石綿管から塩ビ管等への更新を進めていく。【7-4】
- PCB 廃棄物の適正処理による流出リスクの低減
  - 保管中の PCB 廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に対し、PCB 廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を指導していく。【7-4】
- 環境測定機能の強化
  - 大規模自然災害発生時にも、環境面における市民の安全・安心を確保するため、環境測定機能を強化する。【7-4】
- 高圧ガス施設の耐震化の推進等
  - 高圧ガスの漏えいを防止するための基準を踏まえた高圧ガス施設の耐震化を速やかに実施する。【7-4】
- 適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進

- 自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する。【7-5】
- 災害廃棄物仮置場の確保推進
  - 発生推計に合わせた災害廃棄物仮置場の確保、災害廃棄物処理に必要な資機材等の確保を促進する。仮置場の確保にあつては、応急仮設住宅建設用地など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う。【8-1】
- 災害廃棄物処理計画の推進等
  - 市における災害廃棄物処理計画の推進とともに、教育・訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る。【8-1】
- ごみ焼却施設の災害対応力の強化等
  - 自立稼働が可能なごみ焼却施設の導入など、大規模自然災害発生時においても速やかに災害廃棄物の処理が可能となる施設や体制の整備を進める。【8-1】
  - 老朽化したごみ焼却施設の計画的な更新を進めるとともに、廃棄物の広域的な処理体制を整備する。【8-1】
- 災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理
  - PCBや石綿など、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、有害物質の適正な処理について、事業者への指導や周知を図る。【8-1】
  - 廃冷蔵庫やエアコン等に含まれるフロンガスの回収が適正に行われるよう、回収・処理計画の策定を促進する。【8-1】
  - 市において災害時の有害廃棄物対策の検討を進める。【8-1】
- 漂着ごみの処理
  - 台風や洪水等の大規模自然災害により発生することが懸念される漂着ごみについて、関係機関が連携してその処理の迅速化を進める。【8-1】
- 市における災害廃棄物処理計画の推進等
  - 大規模自然災害から早期に復興が図られるよう、市の災害廃棄物処理計画の推進や災害廃棄物の広域輸送体制の検討を行う。また、将来の地場の産業の担い手育成や、地場産品の海外市場進出支援、地方創生の取組、地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、復興ビジョンを平常時から検討しておくなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む復興事業を円滑に実行できる環境を整える。【8-7】
- 地球温暖化の原因となるCO<sub>2</sub>の削減
  - ✓ 再生可能エネルギー導入や建築物の更なる省エネ化、次世代自動車普及を促進するとともに、森林吸収源対策やグリーンインフラの取組を着実に進める。【9-1】
- 気候変動による影響の評価

- ✓ 近年の異常気象による風水害や、熱中症の搬送者数の増加など、気候変動への影響について調査し、その対策を講じる。【9-2】
- 気候変動による影響に関する情報の共有
  - ✓ 市民の気候変動の影響やその対策に関する行動変容を促すため、ホームページでの情報発信や環境学習施設での教育を実施する。【9-2】
- 気候変動への適応策の推進
  - ✓ 地域気候変動適応計画を策定し、地理的条件や社会経済条件等の地域特性によって異なる気候変動影響に対して、地域の特徴や強みを生かし、地域の実情に合った適応策を推進する。【9-3】

## ⑪土地利用

- 事前復興、復興方針・体制づくりの推進
  - 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針を事前に策定するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に定める。【8-2】
  - 事前復興まちづくりの取組を促進する。【8-2】
  - 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。また、平常時から機能する地域コミュニティの拠点を構築するとともに、地域の活動組織による森林整備活動等により、地域住民同士のきずなを強めておく。【8-2】
- 災害情報共有の取組の推進
  - 平常時から基本的な地理空間情報を整備するとともに、準天頂衛星7機体制の実現により得られる高精度測位データ等も活用し、G空間情報センター、国によるSIP4D、災害情報ハブ等による取組を踏まえた災害情報共有の取組を進める。【8-3】
- 地籍整備の促進
  - 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査や都市部官民境界基本調査等により、更なる地籍整備を促進する。【8-3】
- 地籍調査の推進等
  - 市街地等の地籍調査を推進するとともに、GNSS測量などの最新の測量技術を導入して作業の効率化を図りつつ、被災想定地域における官民境界の基礎的な情報を重点的に整備する。また、「登記所備付地図作成作業第2次10か年計画」に基づき、大都市等において重点的に登記

所備付地図を作成する。【8-6】

- 電子基準点について、位置情報インフラとして安定的な運用を維持するとともに、リアルタイムに地殻変動を捉え、地震等の対策に役立つ情報を提供する。また、電子基準点の安定的な運用のため、故障・停止を未然に防ぎ、機器更新等その機能の最適化を実施する。【8-6】
  - 国・地方公共団体等が、被災状況を把握・整理する機能を維持するため、電子国土基本図などの基本的な地理空間情報や自然災害と地形の関係を表した全国活断層帯情報等の防災地理情報を継続して整備・更新・提供する。【8-6】
- 所有者不明土地への対策
- 所有者の全部又は一部が不明な土地について、一定の条件の下で収用手続きを合理化する特例制度や、一定期間の利用権を設定し、公共的事業のために活用できることとする新制度、所有者の探索を合理化する仕組みの普及を図り、復旧・復興のための用地確保の円滑化に資するようにする。【8-6】
- 用地の活用に係る平常時からの調整等
- 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、平常時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行っておく。【8-6】

## (2) 横断的分野

## ① リスクコミュニケーション

- 災害対応業務の標準化
  - 大規模自然災害発生時には、国・県や市、関連事業者等が、相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する。【4-2】
- 防災訓練の実施
  - 地震発生時における事業所等の災害予防や応急対策を円滑に実施するため、南海トラフ地震等を想定した訓練を実施する。【5-2】
- 災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携
  - 廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及び NPO・ボランティア団体が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する。【8-1】
- コミュニティの活力の確保
  - 都市部地方部問わず、コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を維持する、地域での共同活動等を平常時から仕掛けていく。【8-5】

## ② 人材育成

- 地方行政機関等の機能維持
  - 防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増員又は増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケアなどの体制強化を図る。また、市役所等の情報通信ネットワークの冗長化等を図る。【3-2】
- 復旧・復興を担う人材等の育成等
  - 地震、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。【8-2】
  - 復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する。また、復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく。【8-2】
  - 大規模災害の経験や教訓を現場に活かす専門的研究とその成果を現場

に活かしていく人材育成等を進める一方、各地域には、多分野に精通した技術者等を育成する。【8-2】

- コミュニティの活力の確保
  - 都市部地方部問わず、コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を維持する、地域での共同活動等を平常時から仕掛けていく。【8-5】
- 浸水等の被害軽減に資する対策の推進
  - 河川堤防等の耐震化など地震、洪水等による浸水対策総合的な土砂管理の取組を着実に推進するとともに、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、迅速な応急復旧対策・排水対策等による被害軽減に資する流域減災対策を促す。また、長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制整備を推進する。【8-3】
  - 国による地方公共団体等の支援のため、大規模災害を想定した広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化を促す。【8-3】
  - 被災市町村への応援体制を整備するとともに、県や市外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結など、受援体制の整備を促進する。【8-3】

### ③老朽化対策

- 河川の改修
  - 河川整備計画に基づき、河川改修を進める。特に都市部を流域にもつ河川では、開発の進行による流出量増大等により治水安全度が著しく低下していることから、国管理河川の矢作川や、県管理河川の改修を推進するとともに、適切に維持管理を行う。  
(県管理河川：時間雨量おおむね 50mm～80mm に対応) 【1-3】
- 水道施設の老朽化対策等の推進
  - 水道事業者において新水道耐震化プランに基づき、水道施設の耐震化を推進する。【2-1】
  - 水道施設等は、老朽化対策と合わせて耐震化、液状化対策を着実に推進するとともに、飲料水循環式耐震性貯水槽の設置、応急給水計画の策定等を推進する。また、避難所となる施設で、井戸や給水タンクの設置、非常用電源の設置など水の確保に向けた取組を進める。【2-1】
- 下水道施設の耐震化・下水道 BCP の策定
  - 地震時においても下水道が最低限有すべき機能の確保のため、下水道施設及び主要な管渠の耐震化を早急に進めるとともに、下水道 BCP の

充実を促進する。【2-6】

- ため池の防災対策の推進
  - 防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともに、ハザードマップの活用など総合的な対策を実施する。【7-3】

#### ④研究開発

- 災害対応力の向上
  - 大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める。また、通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進めるとともに、アクセス集中等によるシステムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実する。さらには、情報発信業務に従事する職員の不足を生じないよう交通ネットワークの確保対策を促進する。【4-3】
  - 情報収集・整備・分析・伝達に関する要素技術やシステム等の研究開発を促す。【4-3】

#### ⑤産官学民・広域連携

- 復旧・復興を担う人材等の育成等
  - 地震、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。【8-2】
  - 復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する。また、復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく。【8-2】
  - 大規模災害の経験や教訓を現場に活かす専門的研究とその成果を現場に活かしていく人材育成等を進める一方、各地域には、多分野に精通した技術者等を育成する。【8-2】
- 災害ボランティアの円滑な受け入れ
  - 市内ボランティア団体との連携による訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制の構築を図る。【8-2】
  - ボランティアによる適切な支援が行われるよう、関係者が連携し受け

## 5.1 強靱化施策の推進方針

### 5.1.2 施策分野ごとの強靱化施策の推進方針

入れ体制の整備を図る。【8-2】

## 5.2 愛知県及び他市町村と連携して取り組む施策

「国土強靱化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等による地域の国土強靱化の取組推進」(国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議(2019年8月2日開催))などを受け、現在、各市町村では国土強靱化地域計画の策定に向けた動きが加速している状況にある。

本市は、自動車産業を核としたものづくり産業の中核都市として、我が国の産業ならびに経済活動の中で大変重要な役割を担っている。このため、本市は大規模災害に見舞われた場合でも、被害を最小限にとどめ、速やかに市民生活や産業活動を再開できるようにしておく必要がある。このように本市の強靱化を実効あるものとするためには、本市だけでなく、県や近隣自治体と相互協力・補完により共通する課題に対応する連携を強めて強靱化施策を推進する取組も必要不可欠である。

特に、本市が属する三河地域9市1町の西三河地域は、製造品出荷額等が全国の8.3%（年間約25兆円）を占め、日本を代表する産業集積地である。こうした活発な産業活動を背景に約160万人が居住しており、製造業の従業員とその生活を支える3次産業に携わる住民によりまちが形成されている。

このため、大規模災害が発生した場合には、住民の生命財産を守るにとどまらず、早期の復旧復興を果たすことが西三河地域共通の使命であり、地域の強靱化や、国全体の強靱化への貢献に向けては、西三河地域で方針を共有し、連携を強化しながら取り組むことが重要となる。

なお、西三河地域では、2013年7月の西三河災害時相互応援協定の締結を機に、西三河防災減災連携研究会が立ち上がり、企業や大学との連携により、水（上下水道、工業用水、農業用水等）をテーマにしたワークショップの開催など、広域連携に向けた取組が進められている。

今後、この地域の強靱化を実効あるものとするために、広域にわたる大規模自然災害の発生も想定し、西三河地域全体の強靱化に向けて方針を共有、連携を強化し、さらには、国、県、近隣自治体等との連携・協力も考慮した、「広域連携」の視点を取り入れながら推進する計画である。

## 第6章 計画推進の方策

豊田市の強靱化を着実に推進するため、PDCA サイクルを通じて、本計画の不断の点検・改善を行う。

### 6.1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、全庁的な体制の下、国、県、関係機関並びに民間事業者、NPO 等の関係者による取組を進める。また、西三河地域の各市町との連携を密にし、必要に応じて各分野の有識者や関係者による意見・助言を受ける場を設けるとともに、個別分野ごとの推進・検討体制等や、関係者における推進・検討体制等と連携を図る。

### 6.2 計画の進捗管理

毎年度、重要業績指標等を用いて可能な限り定量化することも含めて、各施策の進捗状況の把握等を行い、個別の計画におけるフォローアップと連動することにより、施策の進捗状況の把握等を効果的に進める。

### 6.3 計画の見直し等

本計画については、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、概ね5年ごとに本計画全体を見直すこととする。また、地域活性化、地域創生との連携など、国や県の強靱化施策等の動向を踏まえるとともに、年度の進行管理を行う中で、新たに実施すべき事業が出てきた場合なども、第5章「推進すべき施策」を中心に適宜、本計画を見直すこととする。

さらに、見直しにあたっては、関係する他の計画等における見直しの状況等を考慮するとともに、見直し後の本計画を指針として他の計画等に適切に反映されるなど、本計画と関係するその他の計画との、双方向の連携を考慮する。

## (別紙 1) リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

### 1) 直接死を最大限防ぐ

#### 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

##### 住宅・建築物等の耐震化等の促進

- ✓ 住宅・建物等の耐震化を促進するため、老朽化マンションの建て替え促進を含め、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の住宅・建築物の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。
- ✓ 住宅や建築物の開口部における飛来物対策など、強風時の飛来物の衝突による被害を抑制する取組を推進する必要がある。

##### 不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進

- ✓ 不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の建築物の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。

##### 公共施設等の耐震化の推進・促進

- ✓ 市役所、学校施設、医療施設、社会福祉施設等の耐震化については、早期完了を目指し、取組を強化する必要がある。また、天井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める必要がある。

##### 交通施設等における脆弱性の解消

- ✓ 交通施設等及び避難路沿道建築物の複合的倒壊を割けるため、これらの耐震化を促進する必要がある。また交通施設等について、長時間・交通振動による影響、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術が不足していること、さらに重量を違法に超過した大型車両により道路橋に与える影響が大きいことから、構造安全性を確保するための対策を図るとともに、交通施設等及び避難路沿道建築物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する必要がある。
- ✓ インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援する装備等に係る技術開発を進め、実用化する必要がある。

##### 電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等

- ✓ 大規模地震発生時に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物については、無電柱化の推進や、大規模盛土造成地マップに基づき、施設等の所有者に啓発するなど、施設の安全性を向上させる必要がある。

##### 地下空間等の施設・構造物の脆弱性の解消等

- ✓ 地下空間については、ハード・ソフト両面から防災対策を進める必要がある。また、倒壊のおそれのある建物等から一時避難する空間や経路の整備を進めること

も必要である。

家具の転倒防止策等の継続的な防災訓練や防災教育等の推進

- ✓ 緊急地震速報等の活用を進めるとともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

災害対応力の向上

- ✓ 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る必要がある。

消防団等の充実強化の促進等

- ✓ 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進するとともに、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

火災に強いまちづくり等の推進

- ✓ 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除去や小規模な道路整備等により改善を促進する必要がある。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や、火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進することも必要である。

水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等

- ✓ 民間事業者等との協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地について、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る必要がある。

災害対応力の向上

- ✓ 大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の広域的な連携を推進するとともに、災害警備訓練等の被災者救助、捜索関係施策を推進する必要がある。
- ✓ 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る必要がある。

情報通信関係施策の推進

- ✓ 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、ICT を活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する必要がある。

消防団等の充実強化の促進等

- ✓ 公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関す

る計画策定を促す必要がある。

### 1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

#### ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進

- ✓ 河川堤防と水門等の耐震化、築堤・河道掘削等の河川改修、維持浚渫・樹木伐採等の維持管理、天端舗装や法尻補強等の堤防強化、洪水調節施設・雨水ポンプ場の整備や機能強化を進めるとともに、雨水ポンプ場や管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備・耐水化等のハード対策を推進する必要がある。併せて、大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップなど各種ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせて実施し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた施策を推進する必要がある。
- ✓ 洪水による広域的な浸水等を防ぐため、河川管理施設等を長寿命化計画等に基づき、適切に整備・維持管理・更新するとともに、気候変動や少子高齢化などの自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用及び危機管理体制の強化を進める必要がある。
- ✓ 市街化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、地下施設等の浸水対策を推進するほか、雨水貯留浸透施設等の整備により、その流域のもつ保水・遊水機能を維持・向上させるなど、総合的な治水対策を推進する必要がある。

#### 継続的な防災訓練や防災教育等の推進等

- ✓ 身を守る避難行動の取り方等について自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。また、地区防災計画制度の普及・啓発等により、市民の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

#### 河川堤防等の耐震化等の推進

- ✓ 河川の堤防、水閘門、雨水ポンプ場等の耐震化、老朽化対策等を推進する必要がある。

#### 河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等の推進

- ✓ 河川の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等を推進する必要がある。

#### 地下空間における浸水対策等の強化

- ✓ 地下空間を管理する主体と連携し、地下空間の浸水に対する危険性について、事前の周知を図るとともに、G 空間地下街防災システム（GPS（全地球測位システム）及び GIS（地理情報システム）を活用した位置情報をういたシステム）など情報通信技術の利用を検討し、浸水対策及び避難誘導等安全対策の強化を図る必要がある。

#### 河川の改修

- ✓ 河川整備計画に基づき、河川改修を進める。特に都市部を流域にもつ河川では、開発の進行による流出量増大等により治水安全度が著しく低下していることから、国管理河川の矢作川や、県管理河川の改修を推進するとともに、適切に維持管理を行う必要がある。(県管理河川：時間雨量おおむね 50mm～80mm に対応)

#### 浸水想定区域の指定・見直し

- ✓ 最大規模の洪水・内水に係る浸水想定区域図等を作成・公表することなどにより、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る必要がある。

#### 気候変動を踏まえた水災害対策

- ✓ 近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水害対策について、国・県の動向を踏まえ、対応について検討する必要がある。

#### 水防災意識社会の再構築に向けた取組の推進

- ✓ 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、県及び国は水防災協議会を設立し、関係機関と連携して円滑な避難、水防活動、減災対策等のため、ハード・ソフト対策を一体的に取り組むため、市もこれに協力する必要がある。

#### 情報通信関係施策の推進

- ✓ 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な市民への伝達、SNS など ICT を活用した情報共有等の情報関係施策を推進する必要がある。
- ✓ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報等に5段階の警戒レベルを付して提供することにより、市民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする必要がある。

#### 災害対応力の強化

- ✓ 多数の死傷者を発生させないため、災害警備訓練などの被災者救助、捜索関係施策を推進する必要がある。
- ✓ 被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備し、加えて市町村間の応援協定の締結など、受援体制の整備を促進する必要がある。
- ✓ 消防団の充実強化等による人材育成、適切な組織体制を構築する必要がある。

### 1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

#### 土砂災害対策の推進

- ✓ 土砂災害に対して、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備を着

実に進める必要がある。

- ✓ 近年の土砂災害発生状況を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進すること、及び大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫）等に対して人的被害の発生を防止するための調査及び施設整備を促すことが必要である。
- ✓ 土砂災害に対して人的被害を防止するため、土砂災害防止施設を適切に維持管理・更新する必要がある。
- ✓ ソフト対策として、土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害警戒情報その他の防災情報の提供、避難訓練を始めとする啓発活動により、平常時及び異常気象時において、土砂災害の危険性の住民への周知を図り、警戒避難体制の整備を促進する必要がある。

#### 山地災害、森林・農地等の保全機能の低下への対応

- ✓ 流木による被害を防止・軽減するため、流木捕捉式治山ダムの設置や健全な森林の状態を保つための間伐など、崩壊土砂や流木の発生・流出形態に応じたきめ細かな対策を促すとともに、森林の整備にあたっては、必要に応じ森林被害の防止対策を図りつつ、在来種の活用など、自然と共生した多様な森林づくりを図る必要がある。
- ✓ 基幹的水利施設を始めとする農業水利施設の耐震化等を進める必要がある。

#### 亜炭鉱跡地対策の促進

- ✓ 亜炭坑跡の実態を把握するための調査及び充填に関する事業の実施など、亜炭坑跡地対策を促進する必要がある。

#### 警戒避難体制の整備等

- ✓ 警戒避難体制の整備、土砂災害に関する防災訓練などの地域の防災力を高めるためのソフト対策を組み合わせた対策を進めるとともに、身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、市民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。
- ✓ 災害リスクの見える化、建物等の立地に関する制度の活用等により、災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制、既存の住宅・建築物の安全な構造への改修及び同エリア外への移転を促進する必要がある。

#### 情報関係施策の推進

- ✓ 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な市民への伝達、SNS など ICT を活用した情報共有などの情報通信関係施策を推進すべきである。

#### 災害対応力の強化等

- ✓ 多数の死者を発生させないため、災害警備訓練などの被災者救助、捜索関係施策

を推進する必要がある。

- ✓ 地域コミュニティと連携した施設の保全・管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。

#### 1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

##### 死傷者の発生防止のための対策

- ✓ 暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生を防ぐため、防災気象情報の利活用を進めるとともに、平常時から、それら情報の適切な利活用についての取組の推進や、暴風雪・豪雪が予測される時の不要不急の外出を抑制させる取組を推進するとともに、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階から利用者へ情報提供を図る必要がある。
- ✓ 寒さによる死傷者の発生を防ぐため、無電柱化や送配電の耐雪害対策、復旧迅速化のための行政・自衛隊と電力会社の連携、復旧マニュアル整備等、エネルギー供給施設について、ハード・ソフト対策を実施する必要がある。

##### 情報提供手段の多重化・多様化の推進

- ✓ 防災行政無線の戸別受信機の導入、ラジオ放送局の難聴対策、Lアラートの高度化、SNS など ICT を活用した情報共有、旅行者に対する情報提供アプリの開発等、情報提供手段の多重化・多様化を推進する必要がある。

##### 災害対応力の強化

- ✓ 降雪の影響等の情報の収集を行うため、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用、官民の自動車プローブ情報の活用、早期の被害情報の把握を行うシステムの拡充・運用開始等、多様な情報収集を確保するとともに、消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を進める必要がある。

##### 道路交通対策等の推進

- ✓ 集中的な大雪に備え、タイムライン（時系列の行動計画）や除雪計画を策定し、車両滞留が予見される場合のリスク箇所を事前に把握した上で予防的な通行規制・集中除雪を行うとともに、チェーン等装着の徹底、除雪体制の増強、道路管理者間の連携、地域の実情に応じた待避所などのスポット対策等、ハード・ソフトの両面から道路交通確保の取組を推進する必要がある。また、鉄道交通を確保するため、在来線の除雪体制の構築等を進める必要がある。
- ✓ 雪害等の災害時に道路啓開等を担う建設業の、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図るとともに、自動運転技術等を活用し、熟練技能者の不足を補う除雪機械などの装備の高度化を進める必要がある。

##### 継続的な防災訓練や防災教育等の推進等

- ✓ 身を守る行動のとり方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育、除排雪時の安全管理の徹底等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、市民等の自

発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。

2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

輸送ルートの確保対策の実施

- ✓ 物資輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む）などを含む幹線道路ネットワークの整備を進め、また、輸送基盤の地震、洪水、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、中山間地域その他の孤立の可能性のある地域へつながる災害に強い道路の整備を図る必要がある。

迅速な輸送経路啓開に向けた体制整備

- ✓ 迅速な輸送経路啓開に向けて、また、交通渋滞により、災害応急対策等に従事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、関係機関の連携等による総合啓開計画の策定、整備資機材の充実や、民間プローブ情報の活用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていくとともに、必要な体制整備を図る必要がある。
- ✓ 交通規制等の情報提供により、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す必要がある。
- ✓ 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う必要がある。

水道施設の老朽化対策等の推進

- ✓ 水道事業者において新水道耐震化プランに基づき、水道施設の耐震化を推進する。
- ✓ 水道施設等は、老朽化対策と合わせて耐震化、液状化対策を着実に推進するとともに、飲料水循環式耐震性貯水槽の設置、応急給水計画の策定等を推進するとともに、避難所となる施設で、井戸や給水タンクの設置、非常用電源の設置など水の確保に向けた取組を進める必要がある。

ガス管の耐震対策等の推進

- ✓ 経年劣化したガス管について、耐震設計指針を周知し、耐食性・耐震性に優れたガス管への取替えを推進する。また、ガス供給の迅速な復旧に関する訓練等について継続する必要がある。

電力設備等の早期復旧体制整備の推進

- ✓ 大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、県や市による倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための

協力体制の整備を進める必要がある。

- ✓ 電力事業者は、現場の情報を迅速に収集・共有する体制を整備し、停電の早期復旧やユーザーへの迅速かつ適切な情報発信を行う必要がある。

#### 停電時における電動車等の活用

- ✓ 停電している避難所や住宅等へ、非常用電源として電力供給が可能な電動車等の活用を推進・促進する必要がある。

#### 応急用食料等の調達

- ✓ 南海トラフ地震等の広域的かつ大規模な災害が発生した場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食料等を調達できないおそれがある。そのため、民間事業者との連携等による県全体の備蓄の推進や企業連携型 BCP の策定の促進を図るとともに、応急用食料の調達の実効性について、図上訓練等を通じ検証を継続する必要がある。さらには、被災地の道路状況や食品工場の操業状況等を勘案して、最適な食料供給の方法を検討するとともに、調理の必要性も勘案し、調達方法と合わせて精査する必要がある。

#### 食料・燃料等の備蓄

- ✓ 地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力の強化を図る必要がある。公的施設・避難所等においては自立・分散型エネルギーの導入、耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能強化、断水時のトイレ確保などの防災機能強化を促進しつつ、加えて物資供給までに時間がかかることが想定されるため、各家庭、事業所、避難所等における備蓄量の確保を促進する必要がある。
- ✓ 地域の拠点となる「道の駅」の防災機能の充実、促進を図る必要がある。

#### 燃料等の仮貯蔵

- ✓ 燃料仮貯蔵施設の関連企業の BCP 等の策定の促進を図る必要がある。また、消防庁の「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」について、関係機関への十分な周知・情報提供を図る必要がある。

#### 物資調達・供給体制、受援体制の構築等

- ✓ 災害時にラストマイルも含めて円滑に支援物資を輸送するため、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練等を実施することで、官民が連携した物資調達・供給体制を構築する必要がある。また、被災地の状況に合わせた、円滑かつ的確な救助物資の輸送等の実施に向けて、情報収集や物資・供給体制、受援体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進め、産官民の連携等による物資調達・供給体制、受援体制を構築する必要がある。
- ✓ 災害関連情報の収集・提供を行うため、情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する必要がある。

#### 住宅・建築物の耐震化等の促進

- ✓ 避難者の発生防止や緊急輸送路等の確保のため、住宅・建築物等の耐震化を進める必要がある。

### 消防団等の充実強化の促進等

- ✓ 消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。

## 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

### 孤立集落の発生を防ぐ施設整備等の推進

- ✓ 災害時に孤立の可能性がある集落等へつながる道路の整備や防災、地震対策、道路法面の崩壊を防止するための法面保護やアクセスルート多重化等を推進する必要がある。特に中山間地域では、道路網の充実に努めるとともに、空からのアクセスも可能となるようあらかじめヘリコプター離着陸適地の選定・確保・整備を図る必要がある。
- ✓ 道路の防災対策や無電柱化、鉄道施設等の耐震対策の強化、洪水・土砂災害・風水害対策、治山対策等を着実に推進する必要がある。
- ✓ 消防等を含む地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、施設の耐震化等の取組を進める必要がある。

### 山間地等における避難路等の確保を促進

- ✓ 既存の物流機能等を緊急物資輸送等に効果的に活用できるよう、貨物輸送事業者のBCP策定、海拔表示シートの整備、山間地等において、民間等が管理する道の把握・活用、高規格幹線道路へのアクセス性の向上等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する必要がある。

### 孤立集落等の救出計画の策定等

- ✓ 孤立集落発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実、通信基盤・施設の地域の実情に即した堅牢化・高度化、災害対策用ドローン（小型無人機）の導入、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用、官民の自動車プローブ情報の活用、災害関連情報の収集・提供のためのシステムの活用、地理空間情報の活用等により多様な情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進するとともに、孤立集落に対する救援等の計画の策定を促進する必要がある。

### 家庭における備蓄の促進等

- ✓ 災害時に備え家庭における食料等の備蓄を進めるため、普及を行うとともに、孤立対策を検討する必要がある。また、広範囲に被災が及ぶ場合を想定し、応急用食料等の調達品目及び業種の必要な見直しを行うとともに、関係機関の情報共有円滑化の仕組みの構築、訓練などを通じた関係者の習熟度の向上を推進することも必要である。

## 2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

### 災害対応の体制・資機材強化

- ✓ 消防の迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、情報通信施設、夜間対応も含めた装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化、自主防災組織等の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材等の確保等を推進するとともに、応援部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る必要がある。
- ✓ SNSによる市民からの救助要請等の情報を収集し、関係機関で共有し、救助活動の効率化を図りつつ、災害対策本部から住民へきめ細かな情報を発信し、市民の不安を取り除くよう努める必要がある。

#### 災害対応業務の実効性の向上

- ✓ 災害対応において関係機関毎に体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務、情報共有・利活用等について、標準化を推進する必要がある。
- ✓ 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標をもって合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めつつ、広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を促進する必要がある。

#### 地域の活動拠点施設の耐災害性の強化

- ✓ 消防施設等の地域の活動拠点となる施設の耐災害性をさらに強化し、併せて消防救急無線等の情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。

#### 消防団員の確保

- ✓ 地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する必要がある。

#### 自治体等の活動の支援

- ✓ 広域防災活動拠点等となる公園緑地の整備を促進し、関係自治体等の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させる等、円滑な救助・救援活動等を支援する必要がある。

#### 後方支援を担う新たな防災拠点の確保

- ✓ 広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する後方支援を行うため、被災リスクが低く、かつ高速輸送が可能な高速道路網に直結した新たな防災拠点の確保を促進する必要がある。

#### 道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路啓開の円滑化の推進

- ✓ 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅、踏切除却や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策、洪水、土砂災害対策等の地域の防

災対策を着実に進めるとともに、装備資機材の充実、官民の自動車プローブ情報の活用等による交通状況の迅速な把握、ICT を活用した情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路啓開が行われるよう支援する必要がある。

#### いのちとくらしを支える交通環境の形成

- ✓ 地理的、自然的、社会的条件が厳しい地域においては、災害時の避難活動の迅速化や緊急輸送手段の確保が必要であるため、道路ネットワークの信頼性確保、国県によるヘリコプターの効率的な運用等、複数の手法を適切に組み合わせた対処を検討することが必要である。

#### 避難行動要支援者の救助・救急活動

- ✓ 避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえらる人材を育成するほか、防災訓練等を実施するにあたっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検する必要がある。

#### 住宅・建築物の耐震化等の促進

- ✓ 住宅・建築物の耐震化等を進め、死傷者の発生を抑制する必要がある。

#### 消防団の充実強化の促進等

- ✓ 公助の手が回らないことも想定し、消防団の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。

## 2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

#### 帰宅困難者対策の推進

- ✓ 鉄道・バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報、子供の安否情報等を逐次的確に得られる仕組みの導入や、住宅の耐震化など家族の安全を確信できる条件整備を進める必要がある。
- ✓ 混乱の発生を避けるため、駅等に Wi-Fi スポットなど帰宅困難者が情報を得られる環境を整備・強化することを検討するとともに、駅等に多数の人を集中させないよう対策を講じる必要がある。

#### 帰宅困難者等の受入態勢の確保

- ✓ 豊田市駅周辺など、不特定多数が集まる駅施設や大規模集客施設等について、市と関連事業者の連携を強化し、膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保等の対策を図るとともに、滞在場所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設（自家発電設備、貯水槽、マンホールトイレ等）の耐震化その他の整備を促進し、滞在者等の安全の確保に向けた取組を一層促進する必要がある。

#### 交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整

- ✓ 交通インフラの早期復旧の実現に向けた関係機関の連携調整体制の強化を促進

する必要がある。また、膨大な帰宅困難者の帰宅支援対策として徒歩での帰宅支援の取組を推進し、さらには、徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の整備を進める必要がある。

#### 鉄道の運行再開の調整等

- ✓ 鉄道施設の被害を最小化するとともに、鉄道の運行再開について各事業者が定めている手順にのっとり、速やかに運行を再開できるよう備える必要がある。また、部分的な運行再開が旅客集中による混乱を招く可能性があること等も踏まえ、運行再開時の相互協力などが速やかに行えるよう関係事業者間における連携体制の強化を促す必要がある。

#### プローブ情報の活用による交通渋滞の把握等

- ✓ 交通渋滞により代替バスの円滑な運行ができなくなる事態を回避するため、通行止めなどの交通規制、渋滞等の情報を光ビーコン、ETC2.0等を活用して自動車運転者等に提供し、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す必要がある。

#### 地方行政機関等の機能低下の回避

- ✓ 地方行政機関等の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するための取組を進める必要がある。

#### 代替輸送手段の確保等

- ✓ 地震、土砂災害、洪水等による道路の被災リスク及び帰宅支援対象道路に指定する緊急輸送路等について、関係機関が情報を共有し、連携して、徒歩や自転車で安全・円滑に帰宅できる経路が確保されるようにするとともに、鉄道不通時の代替輸送について、代替バスの確保と運行経路等を、交通事業各社及び関係機関が連携し、速やかに調整できる体制を事前に構築する必要がある。

### 2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

#### 医療リソースの供給体制の確立

- ✓ 南海トラフ地震など多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース（水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等）の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高いため、その輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含め、関係自治体間や民間団体等と具体の検討を行い、医療リソースの供給体制の確立を図る必要がある。
- ✓ 相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制を構築する必要がある。

#### 災害拠点病院における自立・分散型エネルギー供給の促進

- ✓ 災害拠点病院において、長期間（3日程度）の停電の際に、診療機能を維持するために必要な電力を確保するとともに、非常用自家発電設備の増設等への支

援を行う必要がある。

- ✓ 災害拠点病院におけるエネルギー確保については、自家用発電設備等に使用する燃料等の自衛的備蓄の必要性について継続的に認識を促すとともに、燃料等が優先的に分配されるよう、関係機関の連携を高めるとともに、エネルギー効率の高い設備の導入や、非常用電源の確保、自立・分散型エネルギー設備の導入、LP ガスや灯油など、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性の向上を促進することが必要である。

#### 民間事業者との連携による燃料の確保

- ✓ サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合等との災害時の優先供給協定により、燃料を確保する必要がある。

#### 災害拠点病院の耐震化等の促進

- ✓ 災害拠点病院は、大規模地震の際、災害時医療の中核としての機能を提供できるように、国庫補助金等を活用して耐震化を着実に促進する必要がある。

#### 災害拠点病院の防災・減災機能の強化

- ✓ 災害拠点病院や第二次救急医療機関については、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに、広域災害時を想定した訓練の実施等を行う必要がある。

#### 人工透析患者等への対策

- ✓ 人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、平常時からの地下水活用など水源の多重化や、水道管路の耐震化、優先的に水道を復旧させる等の協力体制を構築する必要がある。また、下水道が使用できない場合にも備える必要がある。
- ✓ 入院患者や人工透析患者等の搬送手段の確保を図る必要がある。

#### 多数の負傷者が発生した場合の対応

- ✓ 多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者を、被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等を十分に確保する必要がある。

#### 災害時における医療機能の確保・支援体制強化

- ✓ 大規模自然災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、災害時医療救護活動に関する協定締結の継続のほか、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図るとともに、応援医療チームの活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る必要がある。

#### 道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進

- ✓ 災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を進めるとともに、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進める必要がある。

#### 災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保

- ✓ 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、代替性確保のための高規格幹線道路等の整備及びアクセス向上、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策（道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強等）や無電柱化、環状交差点の活用、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な進捗と医療機能の提供及び支援物資物流を確保する必要がある。
- ✓ 患者及び医薬品等の搬送ルートの優先的な確保など道路啓開計画の実効性向上の取組を進める必要がある。

#### 救急輸送の遅延の解消

- ✓ 救急搬送の遅延を解消するため、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進める必要がある。
- ✓ 通行止めなどの交通規制、渋滞等の情報を光ビーコン、ETC2.0等を活用して自動車運転者等に提供し、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す必要がある。

#### 医師の確保

- ✓ 現在、常駐医師がおらず、災害時の迅速な医療提供が困難な地域にあっては、人的被害を拡大させることから、平常時から人口減少・流出対策を含めた医師不足が解消される取組を実施するとともに、発災時に常駐医師がいないことに対する対応方を検討しておく必要がある。

#### 要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備

- ✓ 要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図る必要がある。

#### 要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築

- ✓ 災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の支援ネットワークを構築する必要がある。

#### 住宅・建築物の耐震化、家具の転倒防止策等の促進

- ✓ 住宅・建築物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組む必要がある。

### 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

#### 衛生環境の確保等

- ✓ 災害発生時に、地方公共団体において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制を維持するとともに、感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進する必要がある。
- ✓ 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止する必要がある。

#### 下水道施設の耐震化・下水道 BCP の策定

- ✓ 地震時においても下水道が最低限有すべき機能の確保のため、下水道施設及び主要な管渠の耐震化を早急に進めるとともに、下水道 BCP の充実を促進する必要がある。

#### 避難所となる施設の衛生環境の確保

- ✓ 避難者にインフルエンザ、ノロウイルス、O157 などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つとともに、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を計画しておく必要がある。
- ✓ 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておくことが必要である。

#### 医療活動を支える取組の推進

- ✓ 医療活動を支える取組を着実に推進する必要がある。

#### 住宅・建築物の耐震化の促進

- ✓ 住宅・建築物の倒壊による避難者の発生を抑制するために、住宅・建築物の耐震化を進める必要がある。

### 2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

#### 避難所における良好な生活環境の確保等

- ✓ 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める必要がある。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能を強化する必要がある。

#### 避難所の運営体制等の整備

- ✓ 被災者の避難生活を市が適正に支援できるよう、本市の避難所の再点検及び点検結果に対する対応の促進を図るとともに、避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、障がい者、外国人等の被災者の多様性や地域の実情に合わせた避難所運営マニュアルの作成を促進する必要がある。また、地域住民と共働した避難所開設・運営訓練の実施など地域が主体となった取組を促すことも必要である。
- ✓ 一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所の指定促進を図る必要がある。
- ✓ 福祉避難所が不足する場合などにおける、高齢者や障がい者、外国人などの要配慮者の受け入れについて、市とホテルや旅館などの宿泊施設との協力体制の構築を推進する必要がある。

継続的な防災訓練や防災教育等の推進等

- ✓ 地区防災計画制度の普及・啓発等により、市民の自発的な行動計画策定を促すとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

避難所における必要物資の確保等

- ✓ 避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、ラストマイルも含めて円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする必要がある。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める必要がある。

避難所外避難者への対策の整備

- ✓ 在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる避難所外避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう対策を進めるとともに、迅速な被災者支援のために被災者台帳作成の事前準備をする必要がある。

被災者の健康管理

- ✓ 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する必要がある。

防災拠点となる庁舎等の耐震化の推進

- ✓ 災害時に防災拠点となる庁舎等についても耐震性を高め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする必要がある。

保健医療機能の確保等

- ✓ 被災各地区の保健医療ニーズに応じた各保健医療活動チーム等の支援資源の配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する必要がある。
- ✓ かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、医療に関する情報の活用を通じた広域的な連携体制の構築等により、適切な処置が行われるようにする必要がある。
- ✓ 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る必要がある。

被災者の生活支援等

- ✓ 避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、市民同士の交流の機会等を提供する必要がある。

✓ 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する必要がある。

✓ 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る必要がある。

#### 住宅・建築物の耐震化等

✓ 膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住宅・建築物の耐震化や常時消防力の強化、消防団等の充実強化等を進めるとともに、指定避難所とされている公共施設の耐震化等を進める必要がある。

#### 避難所の耐震化等の推進

✓ 避難所となる施設等の耐震改修やバリアフリー化、避難場所となる施設等の屋上部分等への対空表示の標示（防災関係機関への地点番号のデータ配布）を行うとともに、避難所における再生可能エネルギー等の導入、ライフラインの確保等を促進する必要がある。

✓ 下水道が使用できない場合に備え、マンホールトイレの整備などの取組を促進する必要がある。

#### 避難生活における要配慮者支援

✓ 高齢者や障がい者、妊産婦などの要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じるとともに、避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ることなどにより、避難生活支援体制の構築を図る必要がある。また、福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な施設等の体制を構築することも必要である。

✓ 災害時に障がい者が必要な情報を取得することができるよう、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する必要がある。

#### 避難行動要支援者への支援

✓ 避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を促進することなどにより、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援をする必要がある。

#### 避難所の絶対量の不足に対する相互連携

✓ 多数の避難者に相当な収容能力のある施設が不足する地域について、県・近隣市町村等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討を進める必要がある。

### 3) 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

##### 治安確保のための体制の確保と装備資機材の充実強化

✓ 治安の確保に必要な体制の確保を図るとともに、非常用電源設備や装備資機材等

の充実強化を図る必要がある。

#### 公共の安全等の秩序維持体制の整備

- ✓ 公共の安全と秩序の維持を図るため、本市として当該業務を円滑に継続するための対応方針及び執行体制等を速やかに定め、派遣要領に基づく派遣体制の確立を図る必要がある。
- ✓ 警察、防犯ボランティアとの連携の強化を図る必要がある。

#### 緊急交通路の確保

- ✓ 停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進めるとともに、緊急交通路を確保するための効果的な装備の整備など、災害状況に応じた体制を早期に構築する必要がある。

#### 信号機電源付加装置の整備

- ✓ 停電による信号機能の停止を回避するため、信号機電源付加装置を始めとする交通安全施設等の整備、環状交差点の活用等を進めるとともに、災害時に道路情報等を確実に提供するため、道路情報板等の停電対策を推進する必要がある。

#### 道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等

- ✓ 交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規制の実施など、道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立するとともに、一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する必要がある。

#### 地域コミュニティの強化に向けた行政等の支援

- ✓ 災害が起きた時の対応力を向上するため、必要な地域コミュニティの構築を推進する必要がある。また、ハザードマップの作成や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有による地域コミュニティを強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る必要がある。
- ✓ 人口減少地域においては、少子高齢社会の進行による地域コミュニティ崩壊の防止を図る必要がある。

#### 地方行政機関等の職員・施設等の被災による機能低下の回避

- ✓ 治安の悪化等を防ぐため、地方行政機関等（警察/消防等含む。）の機能維持のための体制強化に係る取組を推進する必要がある。

#### 警察施設の機能強化

- ✓ 南海トラフ地震のような大規模自然災害発生時においても、警察機能が十分機能するよう警察施設の耐震化や非常用電源設備の充実を促す必要がある。

### 3-2 市職員・市有施設等の被災による機能の大幅な低下

#### 地方行政機関等の機能維持

- ✓ 防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増員又は増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員

へのメンタルケアなどの体制強化を図るとともに、市役所等の情報通信ネットワークの冗長化等を図る必要がある。

#### 自治体の業務継続計画の見直し

- ✓ 庁舎、職員等の被害想定に基づいた業務継続計画（BCP）の見直しや、訓練をすることで実効性の向上を図り、業務継続力を強化する必要がある。また、災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や、参集途上での情報収集伝達手段の確保等をするるとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図り、様々な事態を想定した教育及び明確な目的を持った合同訓練等を継続していく必要がある。

#### 行政職員の不足への対応

- ✓ 行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進める必要がある。
- ✓ 被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備するとともに、市町村間の応援協定の締結など、受援体制の整備を促進する必要がある。

#### 防災拠点等の耐震化等の推進

- ✓ 防災拠点として位置付けられている官庁施設等の耐震化については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震に対して耐震化や水害対策等を着実に推進する必要がある。

#### 業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等

- ✓ 庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る、学校、公立社会教育施設、社会体育施設等の耐震化等を促進する必要がある。

#### 防災拠点等の電力確保等

- ✓ 電力供給遮断などの非常時においても、避難市民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）においては、機能維持等に電力を必要とするため、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。
- ✓ 非常用電源の耐震化や水害対策を推進する必要がある。
- ✓ 災害拠点病院、防災関連施設等の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る必要がある。
- ✓ 被災リスクに備えた救急・救助、医療活動等の維持に必要なエネルギーの確保については、備蓄等を促進するとともに、石油製品の備蓄方法、供給体制に係る訓練、情報共有等に係る国・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進する必要がある。

#### 道路の防災対策等

- ✓ 市の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能

不全が発生する可能性があるため、道路の防災、地震対策や無電柱化、を進めるとともに、洪水、土砂災害対策、治山対策等の地域の防災対策を着実に進める必要がある。

#### 復旧・復興施策や被災者支援の取組等

- ✓ 平常時から、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を国・県と市で共有し、災害からの復旧・復興施策や発災時の被災者支援の取組の向上を図る必要がある。
- ✓ 被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、災害発生時に被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう取り組む必要がある。

#### 住民等の自発的な防災行動の促進

- ✓ 地区防災計画制度の普及・啓発等により、市民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。

#### 公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進

- ✓ 公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策を推進する必要がある。学校施設について安全対策の観点から、古い工法のものや経年劣化した非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策等を進めるとともに、学校施設以外の避難所における非構造部材を含む耐震対策等を推進し、避難所としての機能を強化していく必要がある。

#### タイムラインの策定

- ✓ 最大規模の洪水等に係る浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難、救助・救急、緊急輸送等ができるよう、共働してタイムラインの策定を検討する必要がある。
- ✓ 大型台風等の接近時などの実際のオペレーションについて、関係者が情報を共有し、連携しつつ対応を行うための関係者一体型タイムラインの策定を検討する必要がある。

#### 応急活動等の継続のための事前対策

- ✓ 関係機関が応急活動、復旧・復興活動等を継続できるよう、庁舎や消防署等の重要施設の浸水防止対策やバックアップ機能の確保等を計画的に実施する必要がある。

#### 災害応急対策の実施体制の確立

- ✓ 降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る必要がある。

#### 国・県・市町村間の連携強化

- ✓ 市の避難勧告等に関する意思決定に対する県からの助言の実施や気象台から県への要員の派遣など、国・県・市間の連携強化・情報共有を図る態勢をあらかじめ整備しておく必要がある。

- ✓ 迅速な応急・災害復旧のための地方公共団体への研修や講習会の開催、技術支援等を進める必要がある。

#### 4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

##### 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

###### 情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等

- ✓ 災害情報システムや通信手段が、一部の地域若しくは市域全体にわたって途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化に資する対応策を推進する必要がある。

###### 情報通信システムの電源途絶に対する対応検討

- ✓ 電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備や重要な行政情報確保のための「自治体クラウド」の導入などの対策を検討するとともに、市 BCP の見直しを図る必要がある。

###### 情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進

- ✓ 電力等の長期供給停止を発生させないように、電力等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備や道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。また、電源の確保には、燃料も含めた電力供給ネットワークの災害対応力強化や移動電源車の確保、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。

###### 災害対応力の強化等

- ✓ 大規模災害を想定した広域的な訓練等を実施し、総合的な防災力の強化を進める必要がある。また、民間通信事業者の回線が停止した場合の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上や小型無人機などの新技術活用等を図る。
- ✓ 準天頂衛星システム等を活用した防災機能の強化等を進める必要がある。

##### 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

###### 放送設備等の防災対策

- ✓ 住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送が災害時に中断することがないように、放送設備の多重化等の対策を推進する。また、放送局等の被害を生じさせない洪水対策等を進める必要がある。

###### 情報伝達手段・体制の確保

- ✓ 民間放送事業者（テレビ局、ラジオ局）の中継施設の耐震化を推進するとともに電源を確保するため、自家発電装置の設置やその燃料を確保し、情報伝達体制の維持を図る必要がある。

###### 多様な情報提供手段の確保

- ✓ テレビ・ラジオ（コミュニティ放送を含む。）のいずれかが中断した際にも情報提供を可能にする体制の整備など、多様なメディアを活用した情報伝達体制の

構築を図る。また、甚大な災害が発生した場合は、遭難情報、道路状況、交通情報、停電情報等の生活関連情報を自治体自らが提供するため、臨時災害 FM 放送局の開局も検討する。

#### 民間通信事業者の情報通信機能の強化・高度化等

- ✓ 民間通信事業者の情報通信機能の強化・高度化等を図るとともに、民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察、自衛隊等の重要な施設における情報通信システム基盤の耐災害性の向上等を促す必要がある。

#### 災害対応業務の標準化

- ✓ 大規模自然災害発生時には、国・県や市、関連事業者等が、相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する必要がある。

#### 情報通信インフラの整備

- ✓ 耐災害性、効率性、利便性及び冗長性の観点から、すべての地域におけるブロードバンド環境を維持する必要がある。また、観光地や防災拠点等において災害時にも有効に機能する無料公衆無線 LAN の整備を促進すし、さらに、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線 LAN を使えるよう、災害用統一 SSID「00000JAPAN」の普及・啓発を図る必要がある。

#### 道路被害情報共有の強化

- ✓ 大規模自然災害時の道路被害情報を共有する道路情報システムについて、道路啓開情報も含めた情報を有効かつ効率的に収集・共有するためシステム連携の強化を図る必要がある。

#### 水防テレメータシステムの整備

- ✓ 市管理河川の水位等に関する観測、情報設備の維持・更新を適切に行うとともに、必要に応じて、水位計・河川監視カメラ等を増設し、洪水時における河川水位等の情報伝達体制の充実を図る必要がある。

#### 土砂災害警戒情報等の提供

- ✓ 土砂災害警戒情報等の継続的な配信のため、土砂災害監視システムの維持・更新を適切に行い、情報伝達体制の充実を図る必要がある。

### 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

#### 効果的な教育・啓発の実施

- ✓ 住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修等による住宅・建築物等の耐震化、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップの作成・周知など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する必要がある。

#### 情報伝達手段の多様化の推進

- ✓ 全ての市民にJアラートによる緊急情報を確実に提供するため、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化に努める。また、市における全国瞬時警報システム（Jアラート）や災害情報共有システム（Lアラート）の関係者間の合同訓練、防災行政無線の難聴対策、旅行者など短期滞在者に対する情報提供や技能実習生を含む外国人へのやさしい日本語や多言語による情報発信のための体制整備など災害情報や行政情報を確実にかつ迅速に提供する。

#### 情報収集手段の多様化の推進等

- ✓ SNS を利用し個人から発信される災害関連情報の信憑性を高めるため、対災害 SNS 情報分析システム等の利用を検討する必要がある。

#### 情報の効果的な利活用に向けた人員・体制の整備

- ✓ 国の災害情報ハブの取組等を参考に、情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるとともに、災害時に人員が不足した場合でも情報伝達が確保できるよう、情報収集・提供の主要な主体である市の人員・体制を整備する必要がある。

#### 情報伝達手段・体制の確保

- ✓ 防災行政無線、消防等の通信施設及び民間放送事業者（テレビ局、ラジオ局）の中継施設の耐震化を推進するとともに電源を確保するため、自家発電装置の設置やその燃料の確保に努め、情報伝達体制の確保を図る必要がある。
- ✓ 夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、本市の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する必要がある。

#### 交通渋滞による避難の遅れの回避

- ✓ 交通渋滞による避難の遅れを回避するため、信号機電源付加装置の整備の推進や、自動車避難のルールを検討、道路の雪寒対策、液状化対策、道路橋の耐震補強、斜面对策等を行うとともに、通行実績情報等の自動車の通行に関する交通情報を迅速に一般道路利用者に提供していく必要がある。

#### 災害対応力の向上

- ✓ 大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める必要がある。また、通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進めるとともに、アクセス集中等によるシステムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実させ、さらには、情報発信業務に従事する職員の不足を生じないように交通ネットワークの確保対策を促進する必要がある。
- ✓ 情報収集・整備・分析・伝達に関する要素技術やシステム等の研究開発を促す必要がある。

#### 避難勧告の発令

- ✓ 避難勧告等の発令については、空振りをおそれず、市民等が適切な避難行動をとれることを基本とし、市民に対して適時・適切・確実に情報を提供する必要がある。

る。また、関係機関が連携して、説明会の開催やデータ提供等、専門的知見に基づく技術的助言を行うとともに、要配慮者に対しても避難勧告等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる必要がある。

- ✓ 避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令するとともに、そのような事態が生じ得ることを市民にも平常時から周知する必要がある。
- ✓ 市の避難判断プロセスの効率化、災害対応業務の省力化を図るため、県が運用する市町村防災支援システムの導入を検討する必要がある。

#### 状況情報を基にした主体的避難の促進

- ✓ 最大規模の洪水・内水に係る浸水想定区域図を作成・公表することなどにより、市民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開していくとともに、市民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に関する施策を展開していく必要がある。さらに、現在発表されている気象予警報等の各種防災情報について、必要な改善等を進め、丁寧で適切な情報提供に努めるほか、避難を促す状況情報の提供を行うことが必要である。

#### 避難の円滑化・迅速化

- ✓ 災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう避難に関するタイムラインや避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取り組みの充実を図る必要がある。

### 5) 経済活動を機能不全に陥らせない

#### 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下 (サプライチェーンの寸断等による地元企業生産力低下)

##### 個別企業 BCP 策定等の促進

- ✓ 個別企業の BCP については、策定を引き続き支援するとともに、具体的な策定項目を充実させ、実効性を向上させる必要がある。特に、中小企業の BCP 策定率を向上させるため、中小企業庁が整備した BCP 策定運用指針やレベルに応じた BCP の様式等を活用し、普及活動を進める。また、製造業（荷主）と物流事業者間など企業が連携した BCP の策定を促進する必要がある。

##### 民間企業における事業継続に資する取組の促進

- ✓ 災害に強い民間物流施設の整備促進を図るなど、民間企業における事業継続に資する施設等整備を促進する必要がある。
- ✓ 地域の具体的な被害予測などのきめ細やかな情報の提供を促進するとともに、総合相談窓口等の体制を整える。さらには、民間企業のレジリエンス向上をけん引する専門人材を、各地域において育成する必要がある。

- ✓ 企業の本社機能等の地方移転・拡充を積極的に支援するとともに、移転・拡充が円滑に進むよう、事業環境の整備を総合的に推進する必要がある。
- ✓ 「中小企業等の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 21 号）」に基づき、中小企業の災害対応力を高めるとともに、中小企業の事業活動継続に向けた支援を行う必要がある。
- ✓ 事業継続の観点から、テレワーク（在宅勤務）による事業継続の取組を促進する必要がある。

#### 耐災害性を高める施策等の推進

- ✓ 道路の防災対策や無電柱化、洪水・土砂災害対策等の物流施設・ルート等の耐災害性を高める施策等を推進する必要がある。

#### 豊田市の強靱化に資する適切な民間資金の活用

- ✓ 様々な主体との役割分担の中で、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、更なる民間活力の導入を推進していく必要がある。

#### 地域連携 BCP 策定の促進

- ✓ 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するため、企業ごとの BCP 策定に加え、工業団地等重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携 BCP の普及を図るとともに、訓練等を通じて実効性を高める必要がある。

#### 物流業者 BCP 策定の促進

- ✓ 物流事業者の BCP について、企業毎の BCP 策定に加え、物資輸送に係る物流専門家の派遣、育成、救援物資の第一次集約拠点の検討などを含めた企業連携型 BCP の策定を促進する必要がある。

#### 道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進

- ✓ 愛知の生産拠点と物流施設・ルートの耐災害性を高めるため、幹線道路ネットワークの整備を推進する。また、道路の防災、地震対策や無電柱化対策を進めるとともに、地域全体の被災危険性も考慮しつつ、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。

#### 水の安定供給

- ✓ 水資源関連施設の改築や建設により、水資源の安定確保を図り、大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制を目指さなくてはならない。また、異常渇水等による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策を検討する必要がある。特に、現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、水循環基本法（平成 26 年法律第 16 号）に基づき、水資源関連施設の機能強化、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める必要がある。

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備

- ✓ 緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震、洪水、土砂災害対策等を着実に進め、燃料供給ルートを実際に確保し、サプライチェーンを維持する必要がある。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討することも必要である。

末端供給拠点の災害対応力強化と自立型エネルギー設備の導入

- ✓ 再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、LP ガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する必要がある。
- ✓ ガソリン等の不足に備え、電気自動車、CNG 燃料自動車、LPG 燃料自動車、LNG 燃料自動車など、輸送用燃料タイプの多様化、分散化を図る必要がある。

防災訓練の実施

- ✓ 地震発生時における事業所等の災害予防や応急対策を円滑に実施するため、南海トラフ地震等を想定した訓練を実施する必要がある。

災害時のエネルギー供給の優先順位の整理

- ✓ 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、災害時のエネルギー供給の優先順位を整理するとともに、災害時物流に係る重要拠点と優先啓開経路を検討する必要がある。

豊田市の強靱化に資する適切な民間資金の活用

- ✓ 様々な主体との役割分担の中で、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、更なる民間活力の導入を推進していく必要がある。

中部圏の産業活動を守るための産学官連携による取組の推進

- ✓ 産業活動を支えるインフラやライフラインの相互依存関係や脆弱性を整理するとともに、限られた人的・物的資源の効率的な配分、事前・事後におけるハード対策等の優先順位の立案に向けた検討を産学官連携により進める必要がある。

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

防災体制の強化

- ✓ 特定事業所の自衛消防組織の活動について、訓練や関係機関間の連携強化を通じ、防災体制の充実強化を図る必要がある。
- ✓ 重要な産業施設周辺地域における常備消防力の強化に加え、産業施設の関係機関による連携体制を構築・強化する必要がある。

#### 有害物質等の流出防止対策

- ✓ 火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の対策を促進する必要がある。
- ✓ また、有害物質が飛散する兆候がある場合を想定し、Lアラート等から情報を関係機関、地域住民等に知らせる手順を検討する必要がある。

#### 地域連携 BCP 策定の促進

- ✓ 工業団地等重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携 BCP の普及を図るとともに、訓練等を通じて実効性を高める必要がある。

### 5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止による甚大な影響

#### 交通施設の防災対策の推進

- ✓ 災害時の代替性を確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワーク整備、道路の防災、地震対策、発災害時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や踏切除却など、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める必要がある。また、雪や大雨等の災害に強く、災害時には代替輸送ルートとして機能する高速道路における暫定2車線区間の4車線化などの機能強化等を推進し、さらに、緊急通行車両等の進入路の設置、高規格幹線道路等へのアクセス性の向上等を進める必要がある。
- ✓ 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める必要がある。
- ✓ 道路橋梁の耐震補強や鉄道施設の耐震化、液状化対策、浸水対策、停電対策、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強等、交通インフラそのものの強化を進めるとともに、洪水、土砂災害等、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進める必要がある。
- ✓ 大規模自然災害発生後に、防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開や道路啓開等総合啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等の検討を推進する必要がある。
- ✓ 集中的な大雪に備え、タイムラインや除雪計画を策定し、車両滞留が予見される場合のリスク箇所を事前に把握した上で予防的な通行規制・集中除雪を行うとともに、チェーン等装備の徹底、除雪体制の増強、道路管理者間の連携、地域の実情に応じた待避所等のスポット対策など、ハード・ソフトの両面から道路交通確保の取組を推進する必要がある。

#### 幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進

- ✓ 地震や洪水等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対

策の検討を進める必要がある。

- ✓ 荷主、運送事業者、交通事業者、道路等の管理者、研究機関が幅広く連携し、幹線交通が分断するリスクの分析と認識の共通化を進め、それぞれの BCP 等に反映する必要がある。例えば、運送事業者においては、暴風雨、暴風雪等が予測される地域や時間帯を迂回する経路の選択等、需要側においては、一定量の部品在庫の確保等、大規模自然災害により交通網が利用できない事態を考慮した事業計画を検討しておく必要がある。
- ✓ 老朽化対策、道路啓開の計画策定と連携強化、農林道その他迂回路となり得る道の情報把握と共有、信号機電源付加装置をはじめとした交通安全施設等の整備、環状交差点の活用等を進める必要がある。
- ✓ 交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用、官民の自動車プローブ情報の活用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する迅速な交通情報の把握、交通対策への活用、一般道路利用者への迅速な交通情報提供を行う必要がある。
- ✓ 現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供する必要がある。

#### 輸送モードの連携・代替性の確保

- ✓ 災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保を図るとともに、公共交通機関の運行状況等を収集・整理し利用者・市民等への提供する体制を構築する必要がある。
- ✓ 交通網の部分的な被害が全体の交通麻痺につながらないように、関係者が連携し、啓開の優先順位決定や複数モード間の代替輸送、交通全体のマネジメント力を強化する必要がある。また、鉄道や自動車が利用できない時、自転車交通需要が急増することを考慮する必要がある。

### 5-5 金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響

#### 金融機関における防災対策の推進

- ✓ 全ての主要な金融機関等において早期に BCP 策定、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化、システムセンター等のバックアップサイトの確保を実施する必要がある。
- ✓ 金融機関の BCP の実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施するとともに、金融機関等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進める必要がある。

### 5-6 食料等の安定供給の停滞

#### 食品産業事業者等の災害対策の強化

- ✓ 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する施設等の耐災害性強化、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制

構築の促進・普及啓発、事業者による BCP の策定を促進しつつ、自立・分散型エネルギー設備の導入、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性を向上させていく必要がある。

- ✓ 水産物の一連の生産・流通過程に係る個別地域 BCP の策定を推進し、農業水利施設を管理する土地改良区等においても、BCP の策定を推進する必要がある。
- ✓ 災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、自治体等の連携・協力体制を強化する必要がある。

#### 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化

- ✓ 農林水産業に係る生産基盤等については、ため池などの農業水利施設の耐震化等、農業水利施設や農道橋等の保全対策、老朽化対策等、災害対応力強化のためにハード対策の適切な推進を図るとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策を推進する必要がある。また、水産物の流通拠点や生産基盤施設等の耐震化等を推進することも必要である。

#### サプライチェーン輸送モードの強化

- ✓ 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る必要がある。

### 5-7 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

#### 上水道、農業水利施設の耐震化等の推進

- ✓ 上水道、農業水利施設の耐震化について、近隣市町や水道事業者間等の連携による人材やノウハウの強化等を進める必要がある。また、老朽化が進む上水道、農業水利施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める必要がある。

#### 水資源の有効な利用等の普及・推進

- ✓ 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用の推進に関する法律（平成 26 年法律第 17 号）に基づく雨水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する必要がある。

#### 水の安定供給

- ✓ 水資源関連施設の改築や建設により、水資源の安定確保を図り、大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制を目指す必要がある。また、異常渇水等による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策を検討する必要がある。特に、現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、水循環基本法（平成

26 年法律第 16 号) に基づき、水資源関連施設の機能強化、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める必要がある。

- 6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

#### 6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

##### 電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化

- ✓ 電力の長期供給停止を発生させないため、太陽光発電を含む電気設備の自然災害に対する国による耐性評価や、基準の整備等を踏まえ、発電所、送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る必要がある。また、各機関における BCP の作成・見直しを促進するとともに、災害時において被害状況や復旧に向けた対応等について必要な連絡調整を行うことができるよう、平常時も含め関係機関と事業者の間で連携体制を構築する必要がある。
- ✓ 災害に備え、耐震性に優れたガス管への取り換えを計画的に促進するとともに、県や他市町村や道路管理者等との間で災害情報を共有するなどの連携強化を図る必要がある。

##### 石油燃料の確保

- ✓ 発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する必要がある。

##### 自立・分散型エネルギーの導入の促進等

- ✓ 再生可能エネルギーや水素エネルギー、コージェネレーションシステム、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する必要がある。

##### 施設の耐災害性強化

- ✓ 電力やガス等の設備について、浸水する可能性がある主要な供給施設には、水密扉や防水壁などを設置するほか、施設の嵩上げや水の浸入箇所の閉鎖などの対策を実施しているが、浸水時に異常が発生する可能性がある施設については、引き続き計画的に取り替えを進めるなど、防災や保安に対する取組を強化する必要がある。
- ✓ また、災害発生前のリードタイムを活かして作業用車両等を安全な場所に移動するといったタイムライン策定を促進する必要がある。

##### 輸送基盤の災害対策の推進等

- ✓ 燃料等の供給ルートに係る輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材

の充実や、通行可否情報等の収集など、輸送経路の啓開や施設の復旧を関係機関の連携により迅速に実施する体制の整備を推進する必要がある。

## 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

### 水道施設等の耐震化等の促進

- ✓ 上水道施設について新水道耐震化プランに基づき、耐震性の不足している施設について耐震化等を推進するとともに、県や水道事業者間の連携による人材やノウハウの強化等を進める必要がある。
- ✓ 上水道施設等が被害を受けないよう洪水対策等を進める必要がある。
- ✓ 上水道の管路更新（耐震管への更新）及び基幹管路の2条化などの管路対策を計画的に進める必要がある。
- ✓ 上水道の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る必要がある。

### 上水道等復旧の体制等の強化

- ✓ 大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、道路防災対策等を進めるとともに、雨水の利用の推進に関する法律（平成 26 年法律第 17 号）に基づく雨水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する必要がある。
- ✓ 上水道の応急復旧計画について、管理者同士の連携・調整の下、その実効性を向上させる必要がある。

## 6-3 下水道施設等の長期間にわたる機能停止

### 下水道施設の耐震化・下水道 BCP の策定

- ✓ 下水道の処理場施設及び幹線管きょ施設等の耐震化・耐水化、非常時の電源確保等を推進するとともに、老朽化が進む下水道施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理、改築・更新を進める。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道 BCP の充実を促進する必要がある。

### 農業集落排水施設の耐震化の推進

- ✓ 農業集落排水施設等の耐震性や老朽化状況等の診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化対策、老朽化対策等を着実に推進する必要がある。

### 浄化槽の整備

- ✓ 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、位置情報を付与した浄化槽台帳システム整備を進め、設置・管理状況の把握を推進する必要がある。

### 汚水処理施設等の防災対策の強化

- ✓ 施設の耐震化等の推進と合わせて、管理体制の強化等を図る必要がある。

## 6-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

### 輸送ルート確保の強化

- ✓ 輸送ルートの実確な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良、交通施設等の耐震化等を着実に進める。
- ✓ 道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、災害のおそれのある区間を回避するネットワーク確保のため、う回路として活用できる道路について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有することも必要である。
- ✓ 道路啓開計画など総合啓開の実効性向上に向け、協定等に基づく訓練等の積み重ねを進める必要がある。
- ✓ 交通インフラの維持管理、更新に関する技術開発を進め、実用化を図る必要がある。
- ✓ 大規模自然災害発生後に、防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから道路啓開や道路啓開等総合啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等を推進する必要がある。
- ✓ 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める必要がある。
- ✓ 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う必要がある。
- ✓ 集中的な大雪に備え、タイムラインや除雪計画を策定し、車両滞留が予見される場合のリスク箇所を事前に把握した上で予防的な通行規制・集中除雪を行うとともに、除雪体制の増強、道路管理者間の連携、地域の実情に応じた待避所等のスポット対策等、ハード・ソフトの両面から道路交通を早期に回復させる取組を推進する必要がある。

#### 交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の整備

- ✓ 大規模地震発災後、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練、BCPの策定など必要な体制整備を図るとともに、代替輸送ルート計画の支援などについて、検討を進める必要がある。
- ✓ 地域に精通した技能労働者と重機等資機材を迅速に確保し行動できるよう、日頃から建設業従事者の育成、資機材の拠点が各地にある状態の保持に努める必要がある。
- ✓ 広域の応援も含め、被災地に複数ルートから並列的に復旧要員や資機材を送り込むため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化

や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める必要がある。

#### 道路における冠水対策

- ✓ 冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないよう、道路冠水想定箇所マップ等による冠水危険箇所の周知を図るとともに、下流の排水能力に応じて冠水頻発箇所の排水ポンプ増強を検討する等、道路ネットワークの耐災害性の強化を図る必要がある。

#### 災害時における放置車両対策

- ✓ 大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策や除雪作業等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急通行車両等の通行ルートを早期に確保する必要がある。

#### 幹線交通分断に伴うリスクの想定および対策の推進

- ✓ 地震や洪水等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める必要がある。

#### 基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討

- ✓ 基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的に取組を推進する必要がある。

#### ハード・ソフト対策等を統合した対応策の推進

- ✓ 復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策を着実に推進するほか、警戒避難体制整備等の対策を組み合わせるなど、ソフト対策を組み合わせた取組を推進する必要がある。

### 6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

#### 防災インフラの耐震化・液状化対策等の推進

- ✓ 大規模地震想定地域等における河川堤防等の防災インフラについては、市民の生命・財産を守るために計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を進めるとともに、被害リスクが高い河川において、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化等の整備を推進する必要がある。

#### 防災インフラの迅速な復旧に向けた取組

- ✓ 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保、迅速な応急・災害復旧のための地方公共団体への研修や講習会の開催、技術支援等を進める必要がある。

#### 関係機関における円滑な情報共有

- ✓ 国による SIP4D、災害情報ハブ 等の取組を踏まえ、関係機関における情報共有を円滑に進める必要がある。

7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

救助活動能力の充実・強化

- ✓ 大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。また、消防団、自主防災組織の充実強化を進める必要もある。
- ✓ 高機能消防指令センターや耐震性貯水槽等の消防防災施設の整備、防災拠点となる公共施設等の耐震化等による防災基盤等の整備を進める必要がある。また、常備消防力の強化のため、消防の広域化等を検討する必要がある。

火災に強いまちづくり等の推進

- ✓ 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、解消に向けた取組を進める必要がある。解消に至らないまでも、延焼防止効果のある道路や緑地、公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等を推進し、また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する必要がある。

農業用燃料タンクの燃料流失防止対策の推進

- ✓ 消防法に基づく条例の周知や、防止対策に関する情報提供など農業用燃料タンクの燃料流出防止対策を推進する必要がある。

住宅・建築物の耐震化の促進

- ✓ 住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建て替え促進を含め、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進するとともに、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。

公共施設等の耐震化の推進・促進

- ✓ 官庁施設、学校施設、社会教育施設、体育施設、医療施設、社会福祉施設、矯正施設等について耐震化を進めるとともに、天井など非構造部材の落下防止対策や、老朽化対策等を進める必要がある。

感震ブレーカー等の普及

- ✓ 地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を実施する必要がある。

災害対応力の向上

- ✓ 道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土補強、液状化対策、無電柱化等を進めるとともに、緊急輸送道路・広域避難路となる高規格道路等の整備、緊急通行車両等の進入路の整備、官民の自動車プローブ情報を融合し活用するシ

ステムの運用等を進める必要がある。また、道路の通行可否情報を効率的に収集するため、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用に加え、自転車を活用したパトロール等を検討し、配備・訓練する必要がある。

#### 消防水利の確保

- ✓ 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備、持続可能な地下水の保全と利用の検討を進める必要がある。

#### 消防団員の確保等

- ✓ 地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する必要がある。
- ✓ 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。

### 7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

#### 関係機関の連携

- ✓ 沿線・沿道の建築物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関が連携した取組を強化しつつ、救助・救急活動等が十分になされるよう、被害による人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を回避する取組を進める必要がある。

#### 沿道の住宅・建築物の耐震化の促進

- ✓ 沿道の住宅・建築物については、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務付け対象建築物への耐震診断・耐震改修等の対策を推進する必要がある。

#### 沿道に起因する事故・災害の防止に向けた取組

- ✓ 沿道（道路区域外）に起因する事故・災害を防止するため、道路管理者が沿道区域の土地等の管理者による適切な管理を促す必要がある。

#### 道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策

- ✓ 沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、沿道宅地の崩壊、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を進める必要がある。また、鉄道の閉塞についても、対策を検討する必要がある。
- ✓ 災害リスクの高い場所に交通網や目的地が集中している状態は、万一、そこで閉塞又は陥没が発生すると全体の麻痺につながるおそれがあるため、分散化させておく必要がある。

#### 地下構造物の耐震化等の推進

- ✓ 地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあり、路面下空

洞調査、地下構造物の耐震化や、地下構造物周辺に空洞を作る原因となる漏水等の点検、修復、空洞の埋め戻し、地盤情報の収集・共有・利活用等を進める必要がある。

#### 災害情報の収集体制の強化

- ✓ 各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化を図る必要がある。

### 7-3 雨水ポンプ場等の防災施設、ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

#### ため池の防災対策の推進

- ✓ 防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともに、ハザードマップの活用など総合的な対策を実施する必要がある。

#### 雨水ポンプ場等の防災対策の推進

- ✓ 排水不良による浸水の長期化を防ぐため、雨水ポンプ場等の耐震化を推進する必要がある。
- ✓ 雨水ポンプ場等は、常に施設機能の効果を発揮できる状態に保つ必要があるため、計画的な整備・維持管理を行う必要がある。

#### 土砂災害対策の推進

- ✓ 土砂災害防止機能を発揮させるため、土砂災害防止施設を適切に維持管理・更新する必要がある。
- ✓ 大規模地震や降雨等により土砂が堆積した箇所において、再度災害防止対策として堆積土砂の撤去を行う必要がある。
- ✓ 土石流、地すべり又は河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合に、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号）に基づき、適切に住民へ避難勧告等を発令できるよう、県による緊急調査結果や被害が想定される区域・時期の情報を収集する必要がある。

#### 山地災害への対策

- ✓ 森林の適正な管理を推進する。山地災害については、発生のおそれの高い箇所の的確な把握、森林整備の実施及び流木災害への対応強化を進める。必要がある。この際、自然環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進するべきである。

#### ハード・ソフト対策等を総合した対応策の推進

- ✓ ため池の耐震化等について、国・地方公共団体・地域住民・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策を進める必要がある。
- ✓ ダム等の安全性や二次災害発生のおそれのある箇所の把握など、ソフトとハード

を適切に組み合わせた対策を検討する必要がある。

#### 情報関係施策の推進

- ✓ Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化などの情報関係施策を推進し、住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生等を防止する必要がある。

#### 消防団等の充実強化の促進等

- ✓ 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進する必要がある。また、身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進することも必要である。

### 7-4 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃

#### 有害物質の漏えい等の防止対策の推進

- ✓ 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業所への立入検査等の機会を捉え、化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画等を定めた「特定化学物質等管理書」の作成等について指導を進める必要がある。
- ✓ 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練・研修を行うとともに、化学物質に係る事故対応マニュアルのフォローアップを行うなど、マニュアルの実効性を高める必要がある。

#### 石綿飛散防止対策

- ✓ 災害発生時の倒壊建築物等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、立入検査等の機会を捉え、解体業者に対し「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に従った対策の徹底について指導を進めていく必要がある。また、所有者に対しても、平常時から吹き付け石綿及び石綿含有吹き付けロックウールの飛散防止に向けた対策を推進する必要がある。
- ✓ 災害発生時に速やかに石綿飛散防止等の応急対応を実施するため、平常時から、石綿使用建築物等を把握するとともに、災害時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備、応急対応に必要な資機材の確保等について検討し、マニュアルの策定を進める必要がある。
- ✓ 地震により生じる石綿管の浮き上がり、露出による破損やその処理の際に発生する石綿の飛散を未然に防止するため、石綿管から塩ビ管等への更新を進めていく必要がある。

#### PCB 廃棄物の適正処理による流出リスクの低減

- ✓ 保管中の PCB 廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に対し、PCB 廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を指導していく必要がある。

#### 環境測定機能の強化

- ✓ 大規模自然災害発生時にも、環境面における市民の安全・安心を確保するため、環境測定機能を強化する必要がある。

#### 7-5 農地・森林等の被害による国土の荒廃

##### 農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備

- ✓ 日本型直接支払制度等を活用し、地域の主体性・共働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進するとともに、排水施設等の機能確保を進める必要がある。
- ✓ 農業水利施設等の耐震化等の施設整備を進める必要がある。また、地域の主体性・共働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進するとともに、地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進する必要がある。

##### 適切な森林の整備・保全

- ✓ 森林が有する多面的機能を発揮するため、間伐等の適切な森林整備や治山対策など、効果的・効率的な手法による災害に強い森林づくりを推進する必要がある。また、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応を図る必要がある。
- ✓ 山地災害が発生する危険性の高い箇所の的確な把握、森林整備の実施、流木捕捉式治山ダムの設置などの流木災害への対応の強化等を通じて、事前防災・減災に向けた山地災害対策の強化を図る必要がある。この際、自然環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。

##### 土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施等

- ✓ 土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施や、大規模地震発生後の計画避難体制の構築、及び迅速な復旧に向け、先進技術の活用を図る必要がある。

##### 自然と共生した多様な森林づくりの推進

- ✓ 森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能の発揮に向けて、条件不利地等を含む森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備の着実な実施を図るため、施業コストを低減させるとともに、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進する必要がある。また、在来種の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応することも必要である。
- ✓ 地域の活動組織による森林の保全管理活動等を県等の協力を得て支援するとともに、施業の集約化を図るための条件整備や森林境界明確化等を推進する必要がある。

##### 適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進

- ✓ 自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する必要がある。

農地・農林等の荒廃の防止

- ✓ 農山村における農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等の荒廃を防ぎ、県土保全機能を適切に発揮させる必要がある。

8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

災害廃棄物仮置場の確保推進

- ✓ 発生推計に合わせた災害廃棄物仮置場の確保、災害廃棄物処理に必要な資機材等の確保を促進する必要がある。仮置場の確保にあつては、応急仮設住宅建設用地など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行うことが必要である。

災害廃棄物処理計画の推進等

- ✓ 豊田市災害廃棄物処理計画の実効性の向上を図るため、教育・訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る必要がある。

ごみ焼却施設の災害対応力の強化等

- ✓ 自立稼働が可能なごみ焼却施設の導入など、大規模自然災害発生時においても速やかに災害廃棄物の処理が可能となる施設や体制の整備を進める必要がある。
- ✓ 老朽化したごみ焼却施設の計画的な更新を進めるとともに、廃棄物の広域的な処理体制を整備する必要がある。

災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理

- ✓ PCBや石綿など、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、有害物質の適正な処理について、事業者への指導や周知を図る必要がある。
- ✓ 廃冷蔵庫やエアコン等に含まれるフロンガスの回収が適正に行われるよう、回収・処理計画の策定を促進する必要がある。
- ✓ 市において災害時の有害廃棄物対策の検討を進める必要がある。

漂着ごみの処理

- ✓ 台風や洪水等の大規模自然災害により発生することが懸念される漂着ごみについで、関係機関が連携してその処理の迅速化を進める必要がある。

災害廃棄物輸送体制の構築

- ✓ 災害廃棄物の広域輸送に関し、貨物鉄道や海上輸送などの大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送体制の検討を行う必要がある。

災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携

- ✓ 県の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する必要がある。

住宅・建築物の耐震化の促進等

- ✓ 住宅・建築物の耐震化を進めるなど、災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制する対策、災害廃棄物の再利用等を推進する必要がある。

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

復旧・復興を担う人材等の育成等

- ✓ 地震、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。
- ✓ 復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する必要がある。併せて、復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく必要がある。
- ✓ 大規模災害の経験や教訓を現場に活かす専門的研究とその成果を現場に活かしていく人材育成等を進める一方、各地域には、多分野に精通した技術者等を育成する必要がある。

地方行政機関等の機能低下の回避

- ✓ 大規模自然災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、体制・施設の強化を図る必要がある。

事前復興、復興方針・体制づくりの推進

- ✓ 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針を事前に策定するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に定める必要がある。
- ✓ 市における事前復興まちづくりの取組を促進する必要がある。
- ✓ 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する必要がある。また、平常時から機能する地域コミュニティの拠点を構築するとともに、地域の活動組織による森林整備活動等により、地域住民同士のきずなを強めておく必要がある。

災害ボランティアの円滑な受け入れ

- ✓ 市内ボランティア団体との連携による訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制の構築を図る必要がある。
- ✓ ボランティアによる適切な支援が行われるよう、関係者が連携し受け入れ体制の整備を図る必要がある。
- ✓ また、西三河地域でボランティアの受け入れに関する調整を行うため、関係市町や県と連携体制の構築について協議を進める必要がある。

円滑な遺体の処理に向けた体制の確保

- ✓ 遺体の処置を円滑に行うため、各火葬場の体制・物資等の整備や訓練を実施する。  
医療機関の耐災害性の向上
- ✓ 被災地の医療の喪失が、住民の暮らしの安心と、医療関係従事者の職場の喪失、ひいては住民の流出につながるのを防ぐため、医療機関の耐災害性を高める必要がある。

### 8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

#### 浸水等の被害軽減に資する対策の推進

- ✓ 河川堤防等の耐震化など地震、洪水等による浸水対策や総合的な土砂管理の取組を着実に推進するとともに、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、迅速な応急復旧対策・排水対策等による被害軽減に資する流域減災対策を推進する必要がある。また、長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制整備を推進する必要がある。
- ✓ 国による地方公共団体等の支援のため、大規模災害を想定した広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化を進める必要がある。
- ✓ 被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県や他の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。また、市町村間の応援協定の締結など、受援体制の整備を促進する必要がある。

#### 地籍整備の促進

- ✓ 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査や都市部官民境界基本調査等により、更なる地籍整備を促進する必要がある。

### 8-4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

#### 仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化

- ✓ 応急仮設住宅の建設候補地における建設の実現性を考慮した見直しと定期的な候補地台帳の更新を図るほか、県や民間企業等との連携により、人材や資機材の確保等、災害後の迅速な建設体制を整備する必要がある。候補地の確保にあっては、災害廃棄物仮置場など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う必要がある。
- ✓ 仮設住宅、復興住宅等建設用木材の安定供給に資する取組として、森林計画制度の円滑な運営や低コスト木材生産技術の開発、木材の生産・流通・加工体制の強化を図るとともに、仮設住宅資材として、県有林材の緊急時の供給の検討を促す必要がある。

#### 既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保

- ✓ 被災者が早期に住居を確保することができるよう、県や民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図

ることができる体制を整備する必要がある。

#### 自宅居住による生活再建の促進

- ✓ 被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する必要がある。
- ✓ 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制を構築する必要がある。
- ✓ 市民の保険・共済への加入の促進を図る必要がある。

### 8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

#### 文化財の耐震化等の推進

- ✓ 石垣等も含め、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進めるとともに、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める必要がある。この際、自然環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。

#### コミュニティの活力の確保

- ✓ 都市部地方部問わず、コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を維持する、地域での共同活動等を平常時から仕掛けていく必要がある。

#### 美術館等の展示物・収蔵物の被害の最小化

- ✓ 美術館等における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留める必要がある。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブなど、文化財の保護対策を進める必要がある。
- ✓ 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承を図る必要がある。

### 8-6 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

#### 地籍調査の推進等

- ✓ 市街地等の地籍調査を推進するとともに、GNSS 測量などの最新の測量技術を導入して作業の効率化を図りつつ、被災想定地域における官民境界の基礎的な情報を重点的に整備しつつ、「登記所備付地図作成作業第 2 次 10 か年計画」に基づき、大都市等において重点的に登記所備付地図を作成する必要がある。
- ✓ 電子基準点について、位置情報インフラとして安定的な運用を維持するとともに、リアルタイムに地殻変動を捉え、地震等の対策に役立つ情報を提供する必要がある。また、電子基準点の安定的な運用のため、故障・停止を未然に防ぎ、機器更新等その機能の最適化を促す必要がある。
- ✓ 国・地方公共団体等が、被災状況を把握・整理する機能を維持するため、電子国

土基本図などの基本的な地理空間情報や自然災害と地形の関係を表した全国活断層帯情報等の防災地理情報を継続して整備・更新・提供する必要がある。

#### 建設業の担い手確保等

- ✓ 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。

#### 復興体制や手順の検討等

- ✓ 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、震災復興都市計画模擬訓練の実施等を推進するとともに、事前復興まちづくりの取組等を促進する必要がある。
- ✓ 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する必要がある。
- ✓ 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る必要がある。

#### 用地の活用に係る平常時からの調整等

- ✓ 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、平常時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行っておく必要がある。

### 8-7 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

#### 風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化

- ✓ 大規模災害の発生による、我が国の貴重な自然環境・観光資源の喪失や、安全安心な社会・経済環境が失われないよう、最大限の備えを進めるとともに、災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する必要がある。

#### 災害からの復旧・復興施策等の推進

- ✓ 平常時から、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を国及び県と共有し、災害からの復旧・復興施策や発災時の被災者支援の取組を行う本市の対応力向上を図る必要がある。

#### 市における災害廃棄物処理計画の推進等

- ✓ 大規模自然災害から早期に復興が図られるよう、市の災害廃棄物処理計画の推進や災害廃棄物の広域輸送体制の検討を行う必要がある。また、将来の地場の産業の担い手育成や、地場産品の海外市場進出支援、地方創生の取組、地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、復興ビジョンを平常時から検討しておくなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む復興事業を円滑に実行できる環境を整える必要がある。

金融機関における BCP の策定の促進

- ✓ 大規模災害発生時における、金融決済機能の継続性の確保のためには、金融機関における BCP の策定及びその実効性の確保が必要であり、BCP が未策定となっている金融機関に対して BCP の策定を促すとともに、策定された BCP の実効性の検証等を継続的に実施していく必要がある。

災害に強い民間物流施設の整備促進等

- ✓ 地震による産業施設への影響評価の手法の確立を進める必要がある。また、大規模自然災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、災害に強い民間物流施設の整備促進、製造業、物流事業者の BCP の策定、とりわけ、進捗が遅れている中小企業について重点的に進めるとともに、荷主と物流事業者が連携した BCP の策定を促進する必要がある。

9) 気候変動による影響をできる限り最小化する

9-1 地球温暖化により、異常気象などの自然災害が増加

地球温暖化の原因となるCO<sub>2</sub>の削減

- ✓ 再生可能エネルギー導入や建築物の更なる省エネ化、次世代自動車普及を促進するとともに、森林吸収源対策やグリーンインフラの取組を着実に進める必要がある。

9-2 気候変動による影響の情報不足により、対策が遅れる事態

気候変動による影響の評価

- ✓ 近年の異常気象による風水害や、熱中症の搬送者数の増加など、気候変動への影響について調査し、その対策を講じる必要がある。

気候変動による影響に関する情報の共有

- ✓ 市民の気候変動の影響やその対策に関する行動変容を促すため、ホームページでの情報発信や環境学習施設での教育を実施する必要がある。

9-3 気候変動の影響により、甚大な被害・経済損失が発生する事態

気候変動への適応策の推進

- ✓ 地域気候変動適応計画を策定し、地理的条件や社会経済条件等の地域特性によって異なる気候変動影響に対して、地域の特徴や強みを生かし、地域の実情に合った適応策を推進する必要がある。

10) 感染症による健康被害、健康危機を発生させない

10-1 災害時、避難所での集団感染、死亡者の発生

感染症対策用物品（マスク、消毒液、パーテーション等）の備蓄

- ✓ 必然的に集団生活となる避難所等において、避難者同士、運営スタッフへの感染を予防するため、配布用マスク、手指及び施設の消毒に必要な消毒液、避難者同士の距離確保や飛沫防止に役立つパーテーション等を備蓄する必要がある。

感染予防対策の周知、啓発

- ✓ 手洗いや手指消毒、体調不良時の休息、マスクの着用、3密（密集、密接、密閉）の回避、ソーシャルディスタンスの確保など、感染予防の基本的な取組について、季節性インフルエンザが流行する冬季を中心に、市民に周知、啓発する必要がある。

感染対策の実施による収容可能人数の減少に伴う避難所の指定、運営方法、施設設備等の見直し

- ✓ 避難者同士の間隔確保や飛沫防止用の資機材設置を想定した避難所の収容可能人数を再検討し、新たな避難所の指定等、必要数確保のための対策を検討する必要がある。

避難所レイアウトの見直し

- ✓ 施設管理者と協議の上、利用可能な部屋の活用や感染症対策資機材の設置を想定した避難所レイアウトを検討し、レイアウト図や資機材の使用方法等について避難所運営マニュアルに備える必要がある。

避難所開設、受入訓練の実施

- ✓ 感染症対策を踏まえた避難所の開設・運営訓練を実施し、感染症対策物品の使用方法、開設時の事前準備、避難者の受入れ及び体調に応じた対応方法、パーテーションの設置方法等を共有する。課題と対策を整理し、避難所運営マニュアルに反映する必要がある。

避難所施設の感染対策設備の整備（トイレ、手洗い場、空調設備等）

- ✓ 施設本来の機能に加え、避難所としての機能を考慮し、必要な設備、機器等の計画的な整備を検討する必要がある。

10-2 感染者の治療、入院のために災害被災者への医療提供ができない（医療機関への負担増）

豊田市新型インフルエンザ等対策行動計画の整備、見直し

- ✓ 策定済みの豊田市新型インフルエンザ等対策行動計画や保健所マニュアルなどを適宜、見直しする。また、計画に基づく訓練や資材備蓄等を進める必要がある。

医療機関の機能分担とその周知

- ✓ 感染拡大時には患者が特定の医療機関に集中することで、他の疾患や傷病に必要な救急医療等に影響が出ないように、感染の有無の確認、症状や程度に応じた医療や入院に対応するなど各医療機関の機能分担を明確にする。また、その機能分担を市民に分かりやすく伝え、適切な医療機関への受診を促すように、必要な情報を様々な媒体や機会を利用して周知する必要がある。

医療用感染防止資材の備蓄（備蓄支援、手袋・ガウン・マスク・消毒液等の備蓄）

- ✓ 感染症を疑う患者に限定することなく、その他の疾患等の患者の診療時に医療従事者や患者が感染することや医療現場が感染源にならないように、必要な感染防止資材の備蓄を各医療機関に促すとともに、供給が需要に追い付かない際には緊急的に提供できるように行政においても一定量を備蓄する必要がある。

感染症対応薬剤の備蓄

- ✓ 感染者や感染を疑う患者が急激に増加し、通常に流通する医薬品の供給量が需要に対して不足すると、医療提供ができないことだけでなく、感染拡大の防止にも多大な影響を与えることになる。平時から、想定される医薬剤を一定量、行政が備蓄し、必要時には医療機関に提供できる体制を構築する必要がある。

仮設医療機関開設設備の備蓄

- ✓ 感染症事案が発生し拡大した場合には、通常診療とは時間をずらしたり、医療機関内での移動経路や診察室を分離して対応する必要がある。そこで、各医療機関には感染症に対応できる施設改修や事案発生時に必要な資材等の準備を促していく。また、既存の医療施設では対応できない場合を想定し、コンテナハウスやエアートtent、可搬組立て式ハウスを利用した仮設医療機関や簡易施設が開設できるように、必要な資材等を計画的に備蓄する。さらに、平時から訓練等を通して実際に稼働し、万一の際には円滑な開設ができる体制や条件の確認をする必要がある。

10-3 感染により、復旧・復興作業が遅れる

ワクチン接種の実施（接種補助・支援）

- ✓ 感染症に応じたワクチンは国の計画に基づき製薬事業者が製造、供給するが、市民への接種は各自治体が国のガイドライン等に従って、医療機関の協力の下実施をする。感染予防を目的とするワクチン接種は、身近な医療機関での個別接種を基本とするが、緊急的に短期間で多くの接種を行うような場合には集団接種も考えられ、その際には公共施設等を利用した環境整備などを市が行う必要があり、それを想定した資材等を準備する。また、接種に係る費用は、公費負担だけで済まず自己負担が生じる場合があるが、情勢や状況に応じて自己負担の免除や全額公費負担とする制度の設計等をする必要がある。

1 1) 平時においても、感染症による社会活動の停止、制約をさせない

11-1 感染者の大量発生、感染症やそれを発端とする死亡

感染予防対策の日常的な周知、啓発

- ✓ 手洗いや手指消毒、体調不良時の休息、マスクの着用、3密（密集、密接、密閉）の回避、ソーシャルディスタンスの確保など、感染予防の基本的な取組について、季節性インフルエンザが流行する冬季を中心に、日常的に市民に周知、啓発する

必要がある。

#### 感染症予防のための設備の充実

- ✓ 施設利用前後に利用者が使用する消毒液や、施設入口の手洗い設備、換気設備、検温機能を備えた防犯カメラ等、感染症防止に資する設備環境整備を検討する必要がある。

### 11-2 感染者の治療、入院のために、他の疾病、疾患への医療提供ができない

#### 医療機関の機能分担とその周知

- ✓ 感染拡大時には患者が特定の医療機関に集中することで、他の疾患や傷病に必要な救急医療等に影響が出ないように、感染の有無の確認、症状や程度に応じた医療や入院に対応するなど各医療機関の機能分担を明確にする。また、その機能分担を市民に分かりやすく伝え、適切な医療機関への受診を促すように、必要な情報を様々な媒体や機会を利用して周知する必要がある。

#### 医療用感染防止資材の備蓄（備蓄支援、手袋・ガウン・マスク・消毒液等の備蓄）

- ✓ 感染症を疑う患者に限定することなく、その他の疾患等の患者の診療時に医療従事者や患者が感染することや医療現場が感染源にならないように、必要な感染防止資材の備蓄を各医療機関に促すとともに、供給が需要に追い付かない際には緊急的に提供できるように行政においても一定量を備蓄する必要がある。

#### 感染症対応薬剤の備蓄

- ✓ 感染者や感染を疑う患者が急激に増加し、通常に流通する医薬品の供給量が需要に対して不足すると、医療提供ができないことにだけでなく、感染拡大の防止にも多大な影響を与えることになる。平時から、想定される医薬剤を一定量、行政が備蓄し、必要時には医療機関に提供できる体制を構築する必要がある。

#### 仮設医療機関開設設備の備蓄

- ✓ 感染症事案が発生し拡大した場合には、通常診療とは時間をずらしたり、医療機関内での移動経路や診察室を分離して対応する必要がある。そこで、各医療機関には感染症に対応できる施設改修や事案発生時に必要な資材等の準備を促していく。また、既存の医療施設では対応できない場合を想定し、コンテナハウスやエアータント、可搬組立て式ハウスを利用した仮設医療機関や簡易施設が開設できるように、必要な資材を計画的に備蓄する。また、平時より訓練等を通して実際に稼働し、万一の際には円滑な開設ができる体制や条件の確認をする必要がある。

### 11-3 社会活動（経済活動）の中止、抑制

#### テレワーク、リモートワーク環境の充実

- ✓ 中小企業等が行うテレワーク導入に要する費用の一部を補助することにより、テレワーク導入を促進し、活動の継続や働き方改革の推進による生産性向上を図る必要がある。

- ✓ 市役所においては、感染症対応策として在宅勤務制度を引き続き実施するとともに、行政組織としての機能性・生産性を向上し、市民サービスの充実を図る必要がある。

電子申請、申告などの紙や対人を不要とする情報更新

- ✓ 申請手続の電子化、キャッシュレス化、AI・RPA等の活用による窓口のスマート化を推進し、「行かない・書かない・待たない」仕組みづくりを推進する必要がある。

## (別紙 2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果

## (1) 個別施策分野

## ①行政機能/警察・消防等/防災教育等

## 【行政機能】

災害対応力の向上

- ✓ 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る必要がある。
- ✓ 大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の広域的な連携を推進するとともに、災害警備訓練等の被災者救助、捜索関係施策を推進する必要がある。

火災に強いまちづくり等の推進

- ✓ 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除去や小規模な道路整備等により改善を促進するとともに、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や、火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する必要がある。

水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等

- ✓ 民間事業者等との協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進するとともに、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地について、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る必要がある。

災害対応力の強化

- ✓ 多数の死傷者を発生させないため、災害警備訓練などの被災者救助、捜索関係施策を推進する必要がある。
- ✓ 被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県、その他の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備するとともに、市町村間の応援協定の締結など、受援体制の整備を促進する必要がある。
- ✓ 消防団の充実強化等による人材育成、適切な組織体制を構築する必要がある。
- ✓ 地域コミュニティと連携した施設の保全・管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。
- ✓ 降雪の影響等の情報の収集を行うため、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用、官民の自動車プローブ情報の活用、早期の被害情報の把握を行うシステムの拡充・運用開始等、多様な情報収集を確保するとともに、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を進める必要がある。

死傷者の発生防止のための対策

- ✓ 暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生を防ぐため、防災気象情報の利活用を進めるとともに、平常時から、それら情報の適切な利活用についての取組の推進や、暴風雪・豪雪が予測される時の不要不急の外出を抑制させる取組を推進し、交通機

関の運行中止の的確な判断と、早い段階から利用者へ情報提供を図る必要がある。

- ✓ 寒さによる死傷者の発生を防ぐため、無電柱化や送配電の耐雪害対策、復旧迅速化のための行政・自衛隊と電力会社の連携、復旧マニュアル整備等、エネルギー供給施設について、ハード・ソフト対策を実施する必要がある。

#### 応急用食料等の調達

- ✓ 南海トラフ地震等の広域かつ大規模な災害が発生した場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食料等を調達できないおそれがある。そのため、民間事業者との連携等による県全体の備蓄の推進や企業連携型 BCP の策定の促進を図る必要がある。また、応急用食料の調達の実効性について、図上訓練等を通じ検証を継続し、さらには、被災地の道路状況や食品工場の操業状況等を勘案して、最適な食料供給の方法を検討するとともに、調理の必要性も勘案し、調達方法と合わせて精査する必要がある。

#### 食料・燃料等の備蓄

- ✓ 地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力の強化を図りつつ、公的施設・避難所等における自立・分散型エネルギーの導入、耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能強化、断水時のトイレ確保などの防災機能強化を促進する必要がある。また、物資供給までに時間がかかることが想定されるため、各家庭、事業所、避難所等における備蓄量の確保を促進する必要がある。
- ✓ 地域の拠点となる「道の駅」の防災機能の充実、促進を図る必要がある。

#### 物資調達・供給体制、受援体制の構築等

- ✓ 災害時にラストマイルも含めて円滑に支援物資を輸送するため、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練等を実施することで、官民が連携した物資調達・供給体制を構築する必要がある。また、被災地の状況に合わせた、円滑かつ的確な救助物資の輸送等の実施に向けて、情報収集や物資・供給体制、受援体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進め、産官民の連携等による物資調達・供給体制、受援体制を構築する必要がある。
- ✓ 災害関連情報の収集・提供を行うため、情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する必要がある。

#### 孤立集落等の救出計画の策定等

- ✓ 孤立集落発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実、通信基盤・施設の地域の実情に即した堅牢化・高度化、災害対策用ドローン（小型無人機）の導入、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用、官民の自動車プローブ情報の活用、災害関連情報の収集・提供のためのシステムの活用、地理空間情報の活用等により多様な情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進するとともに、孤立集落に対する救援等の計画の策定を促進する必要がある。

#### 災害対応の体制・資機材強化

- ✓ 消防の迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、情報通信施設、夜間対応も含めた装備資機材等の充実強化を推進するとともに、消防団の体制・装備・訓練の充実強化、自主防災組織等の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材等の確保等を推進する必要がある。また、応援部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る必要がある。
- ✓ SNSによる市民からの救助要請等の情報を収集し、関係機関で共有し、救助活動の効率化を図るとともに、災害対策本部から住民へきめ細かな情報を発信し、市民の不安を取り除くよう努める必要がある。

#### 災害対応業務の実効性の向上

- ✓ 災害対応において関係機関毎に体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務、情報共有・利活用等について、標準化を推進する必要がある。
- ✓ 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標をもって合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。また、広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を促進することも必要である。

#### 地域の活動拠点施設の耐災害性の強化

- ✓ 消防施設等の地域の活動拠点となる施設の耐災害性をさらに強化するとともに、消防救急無線等の情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。

#### 後方支援を担う新たな防災拠点の確保

- ✓ 広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する後方支援を行うため、被災リスクが低く、かつ高速輸送が可能な高速道路網に直結した新たな防災拠点の確保を促進する必要がある。

#### 地方行政機関等の機能低下の回避

- ✓ 地方行政機関等の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するための取組を進める必要がある。

#### 避難所における良好な生活環境の確保等

- ✓ 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める必要がある。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能を強化することが必要である。

#### 避難所の運営体制等の整備

- ✓ 被災者の避難生活を市が適正に支援できるよう、本市の避難所の再点検及び点検

結果に対する対応の促進を図るとともに、避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、障がい者、外国人等の被災者の多様性や地域の実情に合わせた避難所運営マニュアルの作成を促進する必要がある。また、地域住民と共働した避難所開設・運営訓練の実施など地域が主体となった取組を促す必要がある。

- ✓ 一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所の指定促進を図る必要がある。
- ✓ 福祉避難所が不足する場合などにおける、高齢者や障がい者、外国人などの要配慮者の受け入れについて、市とホテルや旅館などの宿泊施設との協力体制の構築を推進する必要がある。

#### 継続的な防災訓練や防災教育等の推進等

- ✓ 地区防災計画制度の普及・啓発等により、市民の自発的な行動計画策定を促すとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

#### 避難所における必要物資の確保等

- ✓ 避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、ラストマイルも含めて円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする必要がある。併せて、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める必要がある。

#### 避難所外避難者への対策の整備

- ✓ 在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる避難所外避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう対策を進める必要がある。また、迅速な被災者支援のために被災者台帳作成の事前準備をする必要がある。

#### 防災拠点となる庁舎等の耐震化の推進

- ✓ 災害時に防災拠点となる庁舎等についても耐震性を高め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする必要がある。

#### 避難所の絶対量の不足に対する相互連携

- ✓ 多数の避難者に相当な収容能力のある施設が不足する地域について、県・市等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討を進める必要がある。

#### 治安確保のための体制の確保と装備資機材の充実強化

- ✓ 治安の確保に必要な体制の確保を図るとともに、非常用電源設備や装備資機材等の充実強化を図る必要がある。

#### 公共の安全等の秩序維持体制の整備

- ✓ 公共の安全と秩序の維持を図るため、本市として当該業務を円滑に継続するための対応方針及び執行体制等を速やかに定め、派遣要領に基づく派遣体制の確立を

図る必要がある。

- ✓ 警察、防犯ボランティアとの連携の強化を図る必要がある。

#### 地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援

- ✓ 災害が起きた時の対応力を向上するため、必要な地域コミュニティ力の構築を推進するとともに、ハザードマップの作成や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有による地域コミュニティ力を強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る必要がある。
- ✓ 人口減少地域においては、少子高齢社会の進行による地域コミュニティ崩壊の防止を図る必要がある。

#### 地方行政機関等の職員・施設等の被災による機能低下の回避

- ✓ 治安の悪化等を防ぐため、地方行政機関等（警察/消防等含む。）の機能維持のための体制強化に係る取組を推進する必要がある。

#### 地方行政機関等の機能維持

- ✓ 防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増員又は増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケアなどの体制強化を図るとともに、市役所等の情報通信ネットワークの冗長化等を図る必要がある。

#### 自治体の業務継続計画の見直し

- ✓ 庁舎、職員等の被害想定に基づいた業務継続計画（BCP）の見直しや、訓練をすることで実効性の向上を図り、業務継続力を強化する必要がある。また、災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や、参集途上での情報収集伝達手段の確保等をするるとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図り、様々な事態を想定した教育及び明確な目的を持った合同訓練等を継続していく必要がある。

#### 行政職員の不足への対応

- ✓ 行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進める必要がある。
- ✓ 被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県、その他の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備するとともに、市町村間の応援協定の締結など、受援体制の整備を促進する必要がある。

#### 防災拠点等の耐震化等の推進

- ✓ 防災拠点として位置付けられている官庁施設等の耐震化については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震に対して耐震化や水害対策等を着実に推進する必要がある。

業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等

- ✓ 庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る、学校、公立社会教育施設、社会体育施設等の耐震化等を促進する必要がある。

防災拠点等の電力確保等

- ✓ 電力供給遮断などの非常時においても、避難市民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）においては、機能維持等に電力を必要とするため、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。

復旧・復興施策や被災者支援の取組等

- ✓ 平常時から、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を国・県と市で共有し、災害からの復旧・復興施策や発災時の被災者支援の取組の向上を図る必要がある。
- ✓ 被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、災害発生時に被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう取り組む必要がある。

タイムラインの策定

- ✓ 最大規模の洪水等に係る浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難、救助・救急、緊急輸送等ができるよう、共働してタイムラインの策定を検討する必要がある。
- ✓ 大型台風等の接近時などの実際のオペレーションについて、関係者が情報を共有し、連携しつつ対応を行うための関係者一体型タイムラインの策定を検討する必要がある。

応急活動等の継続のための事前対策

- ✓ 関係機関が応急活動、復旧・復興活動等を継続できるよう、庁舎や消防署等の重要施設の浸水防止対策やバックアップ機能の確保等を計画的に実施する必要がある。

災害応急対策の実施体制の確立

- ✓ 降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る必要がある。

国・県・市間の連携強化

- ✓ 市の避難勧告等に関する意思決定に対する県からの助言の実施や气象台から県への要員の派遣など、国・県・市間の連携強化・情報共有を図る態勢をあらかじめ整備しておく必要がある。
- ✓ 迅速な応急・災害復旧のための地方公共団体への研修や講習会の開催、技術支援等を進める必要がある。

情報通信システムの電源途絶に対する対応検討

- ✓ 電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備や重要な行政情報確保のための「自治体クラウド」の導入などの対策を検討すると

ともに、市 BCP の見直しを図る必要がある。

#### 災害対応力の強化等

- ✓ 大規模災害を想定した広域的な訓練等を実施し、総合的な防災力の強化を進めるとともに、民間通信事業者の回線が停止した場合の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上や小型無人機などの新技術活用等を図る必要がある。
- ✓ 準天頂衛星システム等を活用した防災機能の強化等を進める必要がある。

#### 災害対応力の向上

- ✓ 大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める必要がある。また、通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進めるとともに、アクセス集中等によるシステムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実させ、さらには、情報発信業務に従事する職員の不足を生じないよう交通ネットワークの確保対策を促進する必要がある。
- ✓ 情報収集・整備・分析・伝達に関する要素技術やシステム等の研究開発を促す必要がある。

#### 水の安定供給

- ✓ 水資源関連施設の改築や建設により、水資源の安定確保を図り、大規模自然災害発生時においても、安定供給が可能となる給水体制を目指しつつ、異常渇水等による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関が連携して水利調整等の対策を検討する必要がある。特に、現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、水循環基本法（平成 26 年法律第 16 号）に基づき、水資源関連施設の機能強化、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用等の取組を進める必要がある。

#### 水資源の有効な利用等の普及・推進

- ✓ 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用の推進に関する法律（平成 26 年法律第 17 号）に基づく雨水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する必要がある。

#### エレベーター閉じ込め対策

- ✓ エレベーターが緊急停止した場合の、閉じ込められた乗員の救出策を検討する必要がある。

#### 防災インフラの迅速な復旧に向けた取組

- ✓ 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保、迅速な応急・災害復旧のための地方公共団体への研修や講習会の開催、技術支援等を進める必要がある。

#### 火災に強いまちづくり等の推進

- ✓ 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、解消に向けた取組を進め、解消に至らないまでも、延焼防止効果のある道路や緑地、公園等の整備、老朽建築物の

除却や建替え、不燃化等を推進する必要がある。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する必要がある。

- ✓ 避難場所としての公園、緑地、広場等の整備を進める必要がある。

#### 農業用燃料タンクの燃料流失防止対策の推進

- ✓ 消防法に基づく条例の周知や、防止対策に関する情報提供など農業用燃料タンクの燃料流出防止対策を推進する必要がある。

#### 関係機関の連携

- ✓ 沿線・沿道の建築物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関が連携した取組を強化し、また、救助・救急活動等が十分になされるよう、被害による人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を回避する取組を進める必要がある。
- ✓ 国による地方公共団体等の支援のため、大規模災害を想定した広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化を進める必要がある。

#### 災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携

- ✓ 廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する必要がある。

#### 復旧・復興を担う人材等の育成等

- ✓ 地震、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。
- ✓ 復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する必要がある。また、復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく必要がある。
- ✓ 大規模災害の経験や教訓を現場に活かす専門的研究とその成果を現場に活かしていく人材育成等を進める一方、各地域には、多分野に精通した技術者等を育成する必要がある。

#### 地方行政機関等の機能低下の回避

- ✓ 大規模自然災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、体制・施設の強化を図る必要がある。

#### 事前復興、復興方針・体制づくりの推進

- ✓ 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針を事前に策定するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に定める必要がある。

- ✓ 事前復興まちづくりの取組を促進する必要がある。
- ✓ 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する必要がある。また、平常時から機能する地域コミュニティの拠点を構築するとともに、地域の活動組織による森林整備活動等により、地域住民同士のきずなを強めておくことが必要である。

#### 円滑な遺体の処理に向けた体制の確保

- ✓ 遺体の処置を円滑に行うため、各火葬場の体制・物資等の整備や訓練を実施する。

#### 自宅居住による生活再建の促進

- ✓ 被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する必要がある。
- ✓ 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制を構築する必要がある。
- ✓ 市民の保険・共済への加入の促進を図る必要がある。

#### 災害からの復旧・復興施策等の推進

- ✓ 平常時から、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を国及び地方公共団体で共有し、災害からの復旧・復興施策や発災時の被災者支援の取組を行う地方公共団体等の対応力向上を図る必要がある。

### **【警察・消防等】**

#### 災害対応力の向上

- ✓ 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る必要がある。

#### 消防団等の充実強化の促進等

- ✓ 公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。
- ✓ 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進するとともに、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。
- ✓ 消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。

#### 消防団員の確保

- ✓ 地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることか

ら、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する必要がある。

- ✓ 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。

#### 警察施設の機能強化

- ✓ 南海トラフ地震のような大規模自然災害発生時においても、警察機能が十分機能するよう警察施設の耐震化や非常用電源設備の充実を促す必要がある。

#### 消防水利の確保

- ✓ 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備、持続可能な地下水の保全と利用の検討を進める必要がある。

#### 消防団等の充実強化の促進等

- ✓ 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進する必要がある。また、身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進することが必要である。

### **【防災教育】**

#### 家具の転倒防止策等の継続的な防災訓練や防災教育等の推進

- ✓ 緊急地震速報等の活用を進めるとともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

#### 継続的な防災訓練や防災教育等の推進等

- ✓ 身を守る避難行動の取り方等について自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。また、地区防災計画制度の普及・啓発等により、市民の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。
- ✓ 身を守る行動のとり方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育、除排雪時の安全管理の徹底等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、市民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。

#### 住民等の自発的な防災行動の促進

- ✓ 地区防災計画制度の普及・啓発等により、市民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。

効果的な教育・啓発の実施

- ✓ 住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修等による住宅・建築物等の耐震化、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップの作成・周知など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する必要がある。

避難の円滑化・迅速化

- ✓ 災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう避難に関するタイムラインや避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取り組みの充実を図る必要がある。

②住宅・都市

住宅・建築物等の耐震化等の促進

- ✓ 住宅・建物等の耐震化を促進するため、老朽化マンションの建て替え促進を含め、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進するとともに、天井、外装材、ブロック塀等の住宅・建築物の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。
- ✓ 住宅や建築物の開口部における飛来物対策など、強風時の飛来物の衝突による被害を抑制する取組を推進する必要がある。
- ✓ 避難者の発生防止や緊急輸送路等の確保のため、住宅・建築物等の耐震化を進める必要がある。
- ✓ 住宅・建築物の耐震化等を進め、死傷者の発生を抑制する必要がある。
- ✓ 住宅・建築物の倒壊による避難者の発生を抑制するために、住宅・建築物の耐震化を進める必要がある。
- ✓ 膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住宅・建築物の耐震化や常時消防力の強化、消防団等の充実強化等を進めるとともに、指定避難所とされている公共施設の耐震化等を進める必要がある。
- ✓ 住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建て替え促進を含め、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を推進し、併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。
- ✓ 住宅・建築物の耐震化を進めるなど、災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制する対策、災害廃棄物の再利用等を推進する必要がある。

不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進

- ✓ 不特定多数の者が利用する大規模建築物や防災上重要な建築物の耐震化を促進するため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進し、併せて、天井、外装材、ブロック塀等の建築物の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する必要がある。

#### 公共施設等の耐震化の推進・促進

- ✓ 市役所、学校施設、医療施設、社会福祉施設等の耐震化については、早期完了を目指し、取組を強化する必要がある。また、天井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める必要がある。
- ✓ 官庁施設、学校施設、社会教育施設、体育施設、医療施設、社会福祉施設、矯正施設等について耐震化を進めるとともに、天井など非構造部材の落下防止対策や、老朽化対策等を進める必要がある。

#### 地下空間等の施設・構造物の脆弱性の解消等

- ✓ 地下空間については、ハード・ソフト両面から防災対策を進め、また、倒壊のおそれのある建物等から一時避難する空間や経路の整備を進める必要がある。

#### 電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等

- ✓ 大規模地震発生時に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物については、無電柱化の推進や、大規模盛土造成地マップに基づき、施設等の所有者に啓発するなど、施設の安全性を向上させる必要がある。

#### 火災に強いまちづくり等の推進

- ✓ 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除去や小規模な道路整備等により改善を促進する必要がある。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や、火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する必要がある。
- ✓ 大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地については、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、解消に向けた取組を進め、解消に至らないまでも、延焼防止効果のある道路や緑地、公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等を推進する必要がある。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進や火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースを確保する市街化区域内の公園緑地整備を推進する必要がある。
- ✓ 避難場所としての公園、緑地、広場等の整備を進める必要がある。

#### 地下空間における浸水対策等の強化

- ✓ 地下空間を管理する主体と連携し、地下空間の浸水に対する危険性について、事前の周知を図るとともに、G 空間地下街防災システム（GPS（全地球測位システム）及び GIS（地理情報システム）を活用した位置情報を用いたシステム）など情報通信技術の利用を検討し、浸水対策及び避難誘導等安全対策の強化を図る必要がある。

#### 水道施設の老朽化対策等の推進

- ✓ 水道事業者において新水道耐震化プランに基づき、水道施設の耐震化を推進する。
- ✓ 水道施設等は、老朽化対策と合わせて耐震化、液状化対策を着実に推進するとと

もに、飲料水循環式耐震性貯水槽の設置、応急給水計画の策定等を推進する必要がある。また、避難所となる施設で、井戸や給水タンクの設置、非常用電源の設置など水の確保に向けた取組を進める必要がある。

#### 食料・燃料等の備蓄

- ✓ 地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力の強化を図る必要がある。公的施設・避難所等における自立・分散型エネルギーの導入、耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能強化、断水時のトイレ確保などの防災機能強化を促進し、また、物資供給までに時間がかかることが想定されるため、各家庭、事業所、避難所等における備蓄量の確保を促進する必要がある。
- ✓ 地域の拠点となる「道の駅」の防災機能の充実、促進を図る必要がある。

#### 自治体等の活動の支援

- ✓ 広域防災活動拠点等となる公園緑地の整備を促進し、関係自治体等の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させる等、円滑な救助・救援活動を支援する必要がある。

#### 帰宅困難者対策の推進

- ✓ 鉄道・バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報、子供の安否情報等を逐次的確に得られる仕組みの導入や、住宅の耐震化など家族の安全を確信できる条件整備を進める必要がある。
- ✓ 混乱の発生を避けるため、駅等に Wi-Fi スポットなど帰宅困難者が情報を得られる環境を整備・強化することを検討するとともに、駅等に多数の人を集中させないよう対策を講じる必要がある。

#### 帰宅困難者等の受入態勢の確保

- ✓ 豊田市駅周辺など、不特定多数が集まる駅施設や大規模集客施設等について、市と関連事業者の連携を強化し、膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保等の対策を図る必要がある。滞在場所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設（自家発電設備、貯水槽、マンホールトイレ等）の耐震化その他の整備を促進し、また、滞行者等の安全の確保に向けた取組を一層促進する必要がある。

#### 住宅・建築物の耐震化、家具の転倒防止策等の促進

- ✓ 住宅・建築物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組む必要がある。

#### 被災者の生活支援等

- ✓ 避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、市民同士の交流の機会等を提供する必要がある。
- ✓ 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境や

コミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する必要がある。

- ✓ 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る必要がある。

#### 避難所の耐震化等の推進

- ✓ 避難所となる施設等の耐震改修やバリアフリー化、避難場所となる施設等の屋上部分等の屋上部分等への対空表示の標示(防災関係機関への地点番号のデータ配布)を行う。また、避難所における再生可能エネルギー等の導入、ライフラインの確保等を促進する必要がある。
- ✓ 下水道が使用できない場合に備え、マンホールトイレの整備などの取組を促進する必要がある。

#### 公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進

- ✓ 公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策を推進する必要がある。学校施設について安全対策の観点から、古い工法のものや経年劣化した非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策等を進めるとともに、学校施設以外の避難所における非構造部材を含む耐震対策等を推進し、避難所としての機能を強化していく必要がある。

#### 郵便局舎における防災対策の推進

- ✓ 日本郵便株式会社において、直営の郵便局舎について耐震化を進める必要がある。また、BCP については、実効性を確保できるよう、必要に応じて見直しを行うとともに、交通の麻痺による郵便サービスの停止を防ぐため、道路防災対策等を進める必要がある。

#### 上水道、農業水利施設の耐震化等の推進

- ✓ 上水道、農業水利施設の耐震化について、県や水道事業者間等の連携による人材やノウハウの強化等を進めるとともに、老朽化が進む上水道、農業水利施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める必要がある。

#### 汚水処理施設等の防災対策の強化

- ✓ 施設の耐震化等の推進と合わせて、管理体制の強化等を図る必要がある。

#### 感震ブレーカー等の普及

- ✓ 地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を実施する必要がある。

#### 危険な空き家の除却等への支援

- ✓ 県の支援を受けて、危険な空き家の除却や空家等対策計画の策定を促進する必要がある。

#### 仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化

- ✓ 応急仮設住宅の建設候補地における建設の実現性を考慮した見直しと定期的な候補地台帳の更新を図るほか、県や民間企業等との連携により、人材や資機材の確保等、災害後の迅速な建設体制を整備する必要がある。候補地の確保にあって

は、災害廃棄物仮置場など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う必要がある。

- ✓ 仮設住宅、復興住宅等建設用木材の安定供給に資する取組として、森林計画制度の円滑な運営や低コスト木材生産技術の開発、木材の生産・流通・加工体制の強化を図る必要がある。また、仮設住宅資材として、県有林材の緊急時の供給を促す必要がある。

#### 既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保

- ✓ 被災者が早期に住居を確保することができるよう、県や民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する必要がある。

#### 文化財の耐震化等の推進

- ✓ 石垣等も含め、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める必要がある。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。

#### 美術館等の展示物・収蔵物の被害の最小化

- ✓ 美術館等における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留める必要がある。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブなど、文化財の保護対策を進めることも必要である。
- ✓ 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承を図る必要がある。

#### 復興体制や手順の検討等

- ✓ 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、震災復興都市計画模擬訓練の実施等を推進するとともに、事前復興まちづくりの取組等を促進する必要がある。
- ✓ 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する必要がある。
- ✓ 仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備及び稼働に必要な燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向けた対策を進める必要がある。
- ✓ 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る必要がある。

#### 家庭における備蓄の促進等

- ✓ 災害時に備え家庭における食料等の備蓄を進めるため、普及を行うとともに、孤立対策を検討する必要がある。また、広範囲に被災が及ぶ場合を想定し、応急用食料等の調達品目及び業種の必要な見直しを行うとともに、関係機関の情報共有円滑化の仕組みの構築、訓練などを通じた関係者の習熟度の向上を推進することも必要である。

**③保健医療・福祉**避難行動要支援者の救助・救急活動

- ✓ 避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえ人材を育成するほか、防災訓練等を実施するにあたっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検する必要がある。

医療リソースの供給体制の確立

- ✓ 南海トラフ地震など多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース（水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等）の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高いため、その輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含め、関係自治体間や民間団体等と具体の検討を行い、医療リソースの供給体制の確立を図る必要がある。
- ✓ 相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等に対応する体制を構築する必要がある。

災害拠点病院における自立・分散型エネルギー供給の促進

- ✓ 災害拠点病院において、長期間（3日程度）の停電の際に、診療機能を維持するために必要な電力を確保するとともに、非常用自家発電設備の増設等への支援を行う必要がある。
- ✓ 災害拠点病院におけるエネルギー確保については、自家用発電設備等に使用する燃料等の自衛的備蓄の必要性について継続的に認識を促すとともに、燃料等が優先的に分配されるよう、関係機関の連携を高める必要がある。また、エネルギー効率の高い設備の導入や、非常用電源の確保、自立・分散型エネルギー設備の導入、LP ガスや灯油など、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性の向上を促進することも必要である。

災害拠点病院の耐震化等の促進

- ✓ 災害拠点病院は、大規模地震の際、災害時医療の中核としての機能を提供できるように、国庫補助金等を活用して耐震化を着実に促進する必要がある。

災害拠点病院の防災・減災機能の強化

- ✓ 災害拠点病院や第二次救急医療機関については、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに、広域災害時を想定した訓練の実施等を行う必要がある。

人工透析患者等への対策

- ✓ 人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、平常時からの地下水活用など水源の多重化や、水道管路の耐震化、優先的に水道を復旧させる等の協力体制を構築するとともに、下水道が使用できない場合にも備える必要がある。

✓ 入院患者や人工透析患者等の搬送手段の確保を図る必要がある。

#### 多数の負傷者が発生した場合の対応

✓ 多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者を、被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等を十分に確保する必要がある。

#### 災害時における医療機能の確保・支援体制強化

✓ 大規模自然災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、災害時医療救護活動に関する協定締結の継続のほか、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図るとともに、応援医療チームの活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る必要がある。

#### 医師の確保

✓ 現在、常駐医師がおらず、災害時の迅速な医療提供が困難な地域にあっては、人的被害を拡大させることから、平常時から人口減少・流出対策を含めた医師不足が解消される取組を実施するとともに、発災時に常駐医師がいないことに対する対応方策を検討しておく必要がある。

#### 要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備

✓ 要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図る必要がある。

#### 要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築

✓ 災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の支援ネットワークを構築する必要がある。

#### 衛生環境の確保等

✓ 災害発生時に、地方公共団体において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制を維持する必要がある。また、感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を推進する必要がある。

✓ 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止する必要がある。

#### 避難所となる施設の衛生環境の確保

✓ 避難者にインフルエンザ、ノロウイルス、O157 などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つとともに、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を計画しておく必要がある。

✓ 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく必要がある。

#### 医療活動を支える取組の推進

✓ 医療活動を支える取組を着実に推進する必要がある。

#### 避難所の運営体制等の整備

✓ 被災者の避難生活を市が適正に支援できるよう、本市の避難所の再点検及び点検結果に対する対応の促進を図るとともに、避難所の自主運営のため、乳幼児を抱

える世帯や女性、高齢者、障がい者、外国人等の被災者の多様性や地域の実情に合わせた避難所運営マニュアルの作成を促進する必要がある。また、地域住民と共働した避難所開設・運営訓練の実施など地域が主体となった取組を促すことも必要である。

- ✓ 一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所の指定促進を図る必要がある。
- ✓ 福祉避難所が不足する場合などにおける、高齢者や障がい者、外国人などの要配慮者の受け入れについて、市とホテルや旅館などの宿泊施設との協力体制の構築を推進する必要がある。

#### 被災者の健康管理

- ✓ 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないよう、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する必要がある。

#### 保健医療機能の確保等

- ✓ 被災各地区の保健医療ニーズに応じた各保健医療活動チーム等の支援資源の配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する必要がある。
- ✓ かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、医療に関する情報の活用を通じた広域的な連携体制の構築等により、適切な処置が行われるようにする必要がある。
- ✓ 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る必要がある。

#### 避難生活における要配慮者支援

- ✓ 高齢者や障がい者、妊産婦などの要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じるとともに、避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ることなどにより、避難生活支援体制の構築を図る必要がある。また、福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な施設等の体制を構築する必要がある。
- ✓ 災害時に障がい者が必要な情報を取得することができるよう、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する必要がある。

#### 避難行動要支援者への支援

- ✓ 避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を促進することなどにより、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援をする必要がある。

#### 防災拠点等の電力確保等

- ✓ 電力供給遮断などの非常時においても、避難市民の受入れを行う避難所や防災拠

点等（公共施設等）においては、機能維持等に電力を必要とするため、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。

- ✓ 非常用電源の耐震化や水害対策を推進する必要がある。
- ✓ 災害拠点病院、防災関連施設等の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る必要がある。
- ✓ 被災リスクに備えた救急・救助、医療活動等の維持に必要なエネルギーの確保については、備蓄等を促進するとともに、石油製品の備蓄方法、供給体制に係る訓練、情報共有等に係る国・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進する必要がある。

#### 救助活動能力の充実・強化

- ✓ 大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進するとともに、消防団、自主防災組織の充実強化を進める必要がある。
- ✓ 高機能消防指令センターや耐震性貯水槽等の消防防災施設の整備、防災拠点となる公共施設等の耐震化等による防災基盤等の整備を進める必要がある。また、常備消防力の強化のため、消防の広域化等を検討する必要がある。

#### 円滑な遺体の処理に向けた体制の確保

- ✓ 遺体の処置を円滑に行うため、各火葬場の体制・物資等の整備や訓練を実施する必要がある。

#### 医療機関の耐災害性の向上

- ✓ 被災地の医療の喪失が、住民の暮らしの安心と、医療関係従事者の職場の喪失、ひいては住民の流出につながるのを防ぐため、医療機関の耐災害性を高める必要がある。

#### 災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保

- ✓ 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、代替性確保のための高規格幹線道路等の整備及びアクセス向上、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策（道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強等）や無電柱化、環状交差点の活用、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な進捗と医療機能の提供及び支援物資物流を確保する必要がある。
- ✓ 患者及び医薬品等の搬送ルートの優先的な確保など道路啓開計画の実効性向上の取組を進める必要がある。

#### 感染症対策用物品（マスク、消毒液、パーテーション等）の備蓄

- ✓ 必然的に集団生活となる避難所等において、避難者同士、運営スタッフへの感染を予防するため、配布用マスク、手指及び施設の消毒に必要な消毒液、避難者同士の距離確保や飛沫防止に役立つパーテーション等を備蓄する必要がある。

#### 感染予防対策の周知、啓発

- ✓ 手洗いや手指消毒、体調不良時の休息、マスクの着用、3密（密集、密接、密閉）の回避、ソーシャルディスタンスの確保など、感染予防の基本的な取組について、季節性インフルエンザが流行する冬季を中心に、市民に周知、啓発する必要がある。

#### 感染対策の実施による収容可能人数の減少に伴う避難所の指定、運営方法、施設設備等の見直し

- ✓ 避難者同士の間隔確保や飛沫防止用の資機材設置を想定した避難所の収容可能人数を再検討し、新たな避難所の指定等、必要数確保のための対策を検討する必要がある。

#### 避難所レイアウトの見直し

- ✓ 施設管理者と協議の上、利用可能な部屋の活用や感染症対策資機材の設置を想定した避難所レイアウトを検討し、レイアウト図や資機材の使用方法等について避難所運営マニュアルに備える必要がある。

#### 避難所開設、受入訓練の実施

- ✓ 感染症対策を踏まえた避難所の開設・運営訓練を実施し、感染症対策物品の使用方法、開設時の事前準備、避難者の受入れ及び体調に応じた対応方法、パーティションの設営方法等を共有する。課題と対策を整理し、避難所運営マニュアルに反映する必要がある。

#### 避難所施設の感染対策設備の整備（トイレ、手洗い場、空調設備等）

- ✓ 施設本来の機能に加え、避難所としての機能を考慮し、必要な設備、機器等の計画的な整備を検討する必要がある。

#### 豊田市新型インフルエンザ等対策行動計画の整備、見直し

- ✓ 策定済みの豊田市新型インフルエンザ等対策行動計画や保健所マニュアルなどを適宜、見直しする。また、計画に基づく訓練や資材備蓄等を進める必要がある。

#### 医療機関の機能分担とその周知

- ✓ 感染拡大時には患者が特定の医療機関に集中することで、他の疾患や傷病に必要な救急医療等に影響が出ないように、感染の有無の確認、症状や程度に応じた医療や入院に対応するなど各医療機関の機能分担を明確にする。また、その機能分担を市民に分かりやすく伝え、適切な医療機関への受診を促すように、必要な情報を様々な媒体や機会を利用して周知する必要がある。

#### 医療用感染防止資材の備蓄（備蓄支援、手袋・ガウン・マスク・消毒液等の備蓄）

- ✓ 感染症を疑う患者に限定することなく、その他の疾患等の患者の診療時に医療従事者や患者が感染することや医療現場が感染源にならないように、必要な感染防止資材の備蓄を各医療機関に促すとともに、供給が需要に追いつかない際には緊急的に提供できるように行政においても一定量を備蓄する必要がある。

#### 感染症対応薬剤の備蓄

- ✓ 感染者や感染を疑う患者が急激に増加し、通常に流通する医薬品の供給量が需要

に対して不足すると、医療提供ができないことだけでなく、感染拡大の防止にも多大な影響を与えることになる。平時から、想定される医薬剤を一定量、行政が備蓄し、必要時には医療機関に提供できる体制を構築する必要がある。

#### 仮設医療機関開設設備の備蓄

- ✓ 感染症事案が発生し拡大した場合には、通常診療とは時間をずらしたり、医療機関内での移動経路や診察室を分離して対応する必要がある。そこで、各医療機関には感染症に対応できる施設改修や事案発生時に必要な資材等の準備を促していく。また、既存の医療施設では対応できない場合を想定し、コンテナハウスやエアートント、可搬組立て式ハウスを利用した仮設医療機関や簡易施設が開設できるように、必要な資材を計画的に備蓄する。さらに、平時から訓練等を通して実際に稼働し、万一の際には円滑な開設ができる体制や条件の確認をする必要がある。

#### ワクチン接種の実施（接種補助・支援）

- ✓ 感染症に応じたワクチンは国の計画に基づき製薬事業者が製造、供給するが、市民への接種は各自治体が国のガイドライン等に従って、医療機関の協力の下実施をする。感染予防を目的とするワクチン接種は、身近な医療機関での個別接種を基本とするが、緊急的に短期間で多くの接種を行うような場合には集団接種も考えられ、その際には公共施設等を利用した環境整備などを市が行う必要があり、それを想定した資材等を準備する。また、接種に係る費用は、公費負担だけで済まず自己負担が生じる場合があるが、情勢や状況に応じて自己負担の免除や全額公費負担とする制度の設計等をする必要がある。

#### 感染予防対策の日常的な周知、啓発

- ✓ 手洗いや手指消毒、体調不良時の休息、マスクの着用、3密（密集、密接、密閉）の回避、ソーシャルディスタンスの確保など、感染予防の基本的な取組について、季節性インフルエンザが流行する冬季を中心に、日常的に市民に周知、啓発する必要がある。

#### 感染症予防のための設備の充実

- ✓ 施設利用前後に利用者が使用する消毒液や、施設入口の手洗い設備、換気設備、検温機能を備えた防犯カメラ等、感染症防止に資する設備環境整備を検討する必要がある。

#### 医療機関の機能分担とその周知

- ✓ 感染拡大時には患者が特定の医療機関に集中することで、他の疾患や傷病に必要な救急医療等に影響が出ないように、感染の有無の確認、症状や程度に応じた医療や入院に対応するなど各医療機関の機能分担を明確にする。また、その機能分担を市民に分かりやすく伝え、適切な医療機関への受診を促すように、必要な情報を様々な媒体や機会を利用して周知する必要がある。

#### 医療用感染防止資材の備蓄（備蓄支援、手袋・ガウン・マスク・消毒液等の備蓄）

- ✓ 感染症を疑う患者に限定することなく、その他の疾患等の患者の診療時に医療従

事者や患者が感染することや医療現場が感染源にならないように、必要な感染防止資材の備蓄を各医療機関に促すとともに、供給が需要に追いつかない際には緊急的に提供できるように行政においても一定量を備蓄する必要がある。

#### 感染症対応薬剤の備蓄

- ✓ 感染者や感染を疑う患者が急激に増加し、通常に流通する医薬品の供給量が需要に対して不足すると、医療提供ができないことにだけでなく、感染拡大の防止にも多大な影響を与えることになる。平時から、想定される医薬剤を一定量、行政が備蓄し、必要時には医療機関に提供できる体制を構築する必要がある。

#### 仮設医療機関開設設備の備蓄

- ✓ 感染症事案が発生し拡大した場合には、通常診療とは時間をずらしたり、医療機関内での移動経路や診察室を分離して対応する必要がある。そこで、各医療機関には感染症に対応できる施設改修や事案発生時に必要な資材等の準備を促していく。また、既存の医療施設では対応できない場合を想定し、コンテナハウスやエアータント、可搬組立て式ハウスを利用した仮設医療機関や簡易施設が開設できるように、必要な資材を計画的に備蓄する。また、平時より訓練等を通して実際に稼働し、万一の際には円滑な開設ができる体制や条件の確認をする必要がある。

#### テレワーク、リモートワーク環境の充実

- ✓ 中小企業等が行うテレワーク導入に要する費用の一部を補助することにより、テレワーク導入を促進し、活動の継続や働き方改革の推進による生産性向上を図る必要がある。
- ✓ 市役所においては、感染症対応策として在宅勤務制度を引き続き実施するとともに、行政組織としての機能性・生産性を向上し、市民サービスの充実に図る必要がある。

#### 電子申請、申告などの紙や対人を不要とする情報更新

- ✓ 申請手続の電子化、キャッシュレス化、AI・RPA等の活用による窓口のスマート化を推進し、「行かない・書かない・待たない」仕組みづくりを推進する必要がある。

### ④エネルギー

#### ガス管の耐震対策等の推進

- ✓ 経年劣化したガス管について、耐震設計指針を周知し、耐食性・耐震性に優れたガス管への取替えを推進するとともに、ガス供給の迅速な復旧に関する訓練等について継続する必要がある。

#### 電力設備等の早期復旧体制整備の推進

- ✓ 大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、県や市による倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、

電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める必要がある。

- ✓ 電力事業者は、現場の情報を迅速に収集・共有する体制を整備し、停電の早期復旧やユーザーへの迅速かつ適切な情報発信を行う必要がある。

#### 停電時における電動車等の活用

- ✓ 停電している避難所や住宅等へ、非常用電源として電力供給が可能な電動車等の活用を推進・促進する必要がある。

#### 燃料等の仮貯蔵

- ✓ 燃料仮貯蔵施設の関連企業の BCP 等の策定の促進を図る必要がある。また、消防庁の「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」について、関係機関への十分な周知・情報提供を図ることも必要である。

#### 燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備

- ✓ 緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震、洪水、土砂災害対策等を着実に進め、燃料供給ルートを実際に確保し、サプライチェーンを維持する必要がある。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する必要がある。

#### 末端供給拠点の災害対応力強化と自立型エネルギー設備の導入

- ✓ 住民拠点 SS の整備や災害訓練等を通じ、災害時に地域のエネルギー拠点となるサービスステーション・LP ガス充てん所の災害対応力の強化を推進する必要がある。また、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向けた対策や燃料備蓄など需要側の対策を推進することも必要である。
- ✓ エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーションや第二の公共交通機関となるタクシー用の燃料を確保するため、LP ガス充填所等の災害対応力を強化する必要がある。
- ✓ また、工場・事業所等において移転などの抜本的な対策や自家発電設備の導入、燃料の備蓄量の確保等を促進する必要がある。
- ✓ 再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、LP ガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する必要がある。
- ✓ ガソリン等の不足に備え、電気自動車、CNG 燃料自動車、LPG 燃料自動車、LNG 燃料自動車など、輸送用燃料タイプの多様化、分散化を図る必要がある。

#### 災害時のエネルギー供給の優先順位の整理

- ✓ 被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需

要の増大が想定されるため、災害時のエネルギー供給の優先順位を整理するとともに、災害時物流に係る重要拠点と優先啓開経路を検討する必要がある。

#### 電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化

- ✓ 電力の長期供給停止を発生させないため、太陽光発電を含む電気設備の自然災害に対する国による耐性評価や、基準の整備等を踏まえ、発電電所、送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る必要がある。また、各機関におけるBCPの作成・見直しを促進するとともに、災害時において被害状況や復旧に向けた対応等について必要な連絡調整を行うことができるよう、平常時も含め関係機関と事業者の間で連携体制を構築する必要がある。
- ✓ 災害に備え、耐震性に優れたガス管への取り換えを計画的に促進するとともに、県や他市町村や道路管理者等との間で災害情報を共有するなどの連携強化を図る必要がある。

#### 石油燃料の確保

- ✓ 発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する必要がある。

#### 自立・分散型エネルギーの導入の促進等

- ✓ 再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する必要がある。

#### 施設の耐災害性強化

- ✓ 電力やガス等の設備について、浸水する可能性がある主要な供給施設には、水密扉や防水壁などを設置するほか、施設の嵩上げや水の浸入箇所の閉鎖などの対策を実施しているが、浸水時に異常が発生する可能性がある施設については、引き続き計画的に取り替えを進めるなど、防災や保安に対する取組を強化する必要がある。
- ✓ また、災害発生前のリードタイムを活かして作業用車両等を安全な場所に移動するといったタイムライン策定を促進する必要がある。

#### 輸送基盤の災害対策の推進等

- ✓ 燃料等の供給ルートに係る輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集など、輸送経路の啓開や施設の復旧を関係機関の連携により迅速に実施する体制の整備を推進する必要がある。

#### 民間事業者との連携による燃料の確保

- ✓ サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合等と災害時の優先供給協定により、燃料を確保する必要がある。

## ⑤情報通信

情報通信関係施策の推進

- ✓ 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な市民への伝達、SNS など ICT を活用した情報共有等の情報関係施策を推進する必要がある。
- ✓ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報等に5段階の警戒レベルを付して提供することにより、市民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする必要がある。

情報提供手段の多重化・多様化の推進

- ✓ 防災行政無線の戸別受信機の導入、ラジオ放送局の難聴対策、Lアラートの高度化、SNS など ICT を活用した情報共有、旅行者に対する情報提供アプリの開発等、情報提供手段の多重化・多様化を推進する必要がある。

情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等

- ✓ 災害情報システムや通信手段が、一部の地域若しくは市域全体にわたって途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化に資する対応策を推進する必要がある。

情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進

- ✓ 電力等の長期供給停止を発生させないように、電力等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備や道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する。また、電源の確保には、燃料も含めた電力供給ネットワークの災害対応力強化や移動電源車の確保、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。

放送設備等の防災対策

- ✓ 住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送が災害時に中断することがないよう、放送設備の多重化等の対策を推進するとともに、放送局等の被害を生じさせない洪水対策等を進める必要がある。

情報伝達手段・体制の確保

- ✓ 民間放送事業者（テレビ局、ラジオ局）の中継施設の耐震化を推進するとともに電源を確保するため、自家発電装置の設置やその燃料を確保し、情報伝達体制の維持を図る必要がある。

多様な情報提供手段の確保

- ✓ テレビ・ラジオ（コミュニティ放送を含む。）のいずれかが中断した際にも情報提供を可能にする体制の整備など、多様なメディアを利活用した情報伝達体制の構築を図る。また、甚大な災害が発生した場合は、遭難情報、道路状況、交通情報、停電情報等の生活関連情報を自治体自らが提供するため、臨時災害 FM 放送局の開局も検討する。

民間通信事業者の情報通信機能の強化・高度化等

- ✓ 民間通信事業者の情報通信機能の強化・高度化等を図るとともに、民間通信事業

者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察、自衛隊等の重要な施設における情報通信システム基盤の耐災害性の向上等を促す必要がある。

#### 情報通信インフラの整備

- ✓ 耐災害性、効率性、利便性及び冗長性の観点から、すべての地域におけるブロードバンド環境を維持する必要がある。また、観光地や防災拠点等において災害時にも有効に機能する無料公衆無線 LAN の整備を促進するとともに、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線 LAN を使えるよう、災害用統一 SSID「00000JAPAN」の普及・啓発を図る必要がある。

#### 水防テレメータシステムの整備

- ✓ 市管理河川の水位等に関する観測、情報設備の維持・更新を適切に行うとともに、必要に応じて、水位計・河川監視カメラ等を増設し、洪水時における河川水位等の情報伝達体制の充実を図る必要がある。

#### 土砂災害警戒情報等の提供

- ✓ 土砂災害警戒情報等の継続的な配信のため、土砂災害監視システムの維持・更新を適切に行い、情報伝達体制の充実を図る必要がある。

#### 情報伝達手段の多様化の推進

- ✓ 全ての市民に Jアラートによる緊急情報を確実に提供するため、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化に努める。また、市における全国瞬時警報システム（Jアラート）や災害情報共有システム（Lアラート）の関係者間の合同訓練、防災行政無線の難聴対策、旅行者など短期滞在者に対する情報提供や技能実習生を含む外国人へのやさしい日本語や多言語による情報発信のための体制整備など災害情報や行政情報を確実かつ迅速に提供する。

#### 情報収集手段の多様化の推進等

- ✓ SNS を利用し個人から発信される災害関連情報の信憑性を高めるため、対災害 SNS 情報分析システム等の利用を検討する必要がある。

#### 情報の効果的な利活用に向けた人員・体制の整備

- ✓ 国の災害情報ハブの取組等を参考に、情報収集・提供手段の整備により得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させるとともに、災害時に人員が不足した場合でも情報伝達が確保できるよう、情報収集・提供の主要な主体である市の人員・体制を整備する必要がある。

#### 情報伝達手段・体制の確保

- ✓ 防災行政無線、消防等の通信施設及び民間放送事業者（テレビ局、ラジオ局）の中継施設の耐震化を推進するとともに電源を確保するため、自家発電装置の設置やその燃料の確保に努め、情報伝達体制の確保を図る必要がある。
- ✓ 夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、本市の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する必要がある。

#### 状況情報を基にした主体的避難の促進

- ✓ 最大規模の洪水・内水に係る浸水想定区域図を作成・公表することなどにより、市民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開していく必要がある。また、市民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に関する施策を展開していくとともに、現在発表されている気象予警報等の各種防災情報について、必要な改善等を進め、丁寧に適切な情報提供に努めるほか、避難を促す状況情報の提供を行う必要がある。

#### 情報関係施策の推進

- ✓ Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化などの情報関係施策を推進し、住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生等を防止する必要がある。

#### 風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化

- ✓ 大規模災害の発生による、我が国の貴重な自然環境・観光資源の喪失や、安全安心な社会・経済環境が失われないよう、最大限の備えを進めるとともに、災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する必要がある。

#### 関係機関における円滑な情報共有

- ✓ 国による SIP4D、災害情報ハブ 等の取組を踏まえ、関係機関における情報共有を円滑に進める必要がある。

### ⑥産業・経済

#### 個別企業 BCP 策定等の促進

- ✓ 個別企業の BCP については、策定を引き続き支援するとともに、具体的な策定項目を充実させ、実効性を向上させる必要がある。特に、中小企業の BCP 策定率を向上させるため、中小企業庁が整備した BCP 策定運用指針やレベルに応じた BCP の様式等を活用し、普及活動を進めるとともに、製造業（荷主）と物流事業者間など企業が連携した BCP の策定を促進する必要がある。

#### 民間企業における事業継続に資する取組の促進

- ✓ 災害に強い民間物流施設の整備促進を図るなど、民間企業における事業継続に資する施設等整備を促進する必要がある。
- ✓ 地域の具体的な被害予測などのきめ細やかな情報の提供を促進するとともに、総合相談窓口等の体制を整える。さらには、民間企業のレジリエンス向上をけん引する専門人材を、各地域において育成する必要がある。
- ✓ 企業の本社機能等の地方移転・拡充を積極的に支援するとともに、移転・拡充が円滑に進むよう、事業環境の整備を総合的に推進する必要がある。
- ✓ 「中小企業等の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 21 号）」に基づき、中小企業の災害対応力を高めるとともに、中小企業の事業活動継続に向けた支援を行う必要がある。
- ✓ 事業継続の観点から、テレワーク（在宅勤務）による事業継続の取組を促進する

必要がある。

#### 豊田市の強靱化に資する適切な民間資金の活用

- ✓ 様々な主体との役割分担の中で、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、更なる民間活力の導入を推進していく必要がある。

#### 地域連携 BCP 策定の促進

- ✓ 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するため、企業ごとの BCP 策定に加え、工業団地等重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携 BCP の普及を図るとともに、訓練等を通じて実効性を高める必要がある。
- ✓ 工業団地等重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携 BCP の普及を図るとともに、訓練等を通じて実効性を高める必要がある。

#### 中部圏の産業活動を守るための産学官連携による取組の推進

- ✓ 産業活動を支えるインフラやライフラインの相互依存関係や脆弱性を整理するとともに、限られた人的・物的資源の効率的な配分、事前・事後におけるハード対策等の優先順位の立案に向けた検討を産学官連携により進める必要がある。

#### 金融機関における防災対策の推進

- ✓ 全ての主要な金融機関等において早期に BCP 策定、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化、システムセンター等のバックアップサイトの確保を実施する必要がある。
- ✓ 金融機関の BCP の実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する。また、金融機関等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進める必要がある。

#### 建設業の担い手確保等

- ✓ 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。

#### 金融機関における BCP の策定の促進

- ✓ 大規模災害発生時における、金融決済機能の継続性の確保のためには、金融機関における BCP の策定及びその実効性の確保が必要であり、BCP が未策定となっている金融機関に対して BCP の策定を促すとともに、策定された BCP の実効性の検証等を継続的に実施していく必要がある。

#### 災害に強い民間物流施設の整備促進等

- ✓ 地震による産業施設への影響評価の手法の確立を進める。また、大規模自然災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、災害に強い民間物流施設の整備促進、製造業、物流事業者の BCP の策定、とりわけ、進捗が遅れている中小企業について重点的に進めるとともに、荷主と物流事業者が連携した BCP の策定を促進する必要がある。

基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討

- ✓ 基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的に取組を推進する必要がある。

防災計画の見直し及び防災体制の強化

- ✓ 重要な産業施設等の防災計画の見直しを図るとともに、特定事業所の自衛消防組織の活動について、訓練や関係機関間の連携強化を通じ、防災体制の充実強化を図る必要がある。
- ✓ 重要な産業施設周辺地域における常備消防力の強化に加え、産業施設の関係機関による連携体制を構築・強化する必要がある。

⑦交通・物流

交通施設等における脆弱性の解消

- ✓ 交通施設等及び避難路沿道建築物の複合的倒壊を割けるため、これらの耐震化を促進する必要がある。また、交通施設等について、長時間・交通振動による影響、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術が不足していること、さらに重量を違法に超過した大型車両により道路橋に与える影響が大きいことから、構造安全性を確保するための対策を図るとともに、交通施設等及び避難路沿道建築物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する必要がある。
- ✓ インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援する装備等に係る技術開発を進め、実用化する必要がある。

道路交通対策等の推進

- ✓ 集中的な大雪に備え、タイムライン（時系列の行動計画）や除雪計画を策定し、車両滞留が予見される場合のリスク箇所を事前に把握した上で予防的な通行規制・集中除雪を行うとともに、チェーン等装着の徹底、除雪体制の増強、道路管理者間の連携、地域の実情に応じた待避所などのスポット対策等、ハード・ソフトの両面から道路交通確保の取組を推進する必要がある。また、鉄道交通を確保するため、在来線の除雪体制の構築等を進める必要がある。
- ✓ 雪害等の災害時に道路啓開等を担う建設業の、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図るとともに、自動運転技術等を活用し、熟練技能者の不足を補う除雪機械などの装備の高度化を進める必要がある。

輸送ルート確保対策の実施

- ✓ 物資輸送ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備を進め、また、輸送基盤の地震、洪水、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、中山間地域その他の孤立の可能性のある地域へつながる災害に強い道路の整備を図る必要がある。

迅速な輸送経路啓開に向けた体制整備

- ✓ 迅速な輸送経路啓開に向けて、また、交通渋滞により、災害応急対策等に従事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、関係機関の連携等による総合啓開計画の策定、整備資機材の充実や、民間プローブ情報の活用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていくとともに、必要な体制整備を図る必要がある。
- ✓ 交通規制等の情報提供により、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す必要がある。
- ✓ 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う必要がある。

#### 物資調達・供給体制、受援体制の構築等

- ✓ 災害時にラストマイルも含めて円滑に支援物資を輸送するため、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練等を実施することで、官民が連携した物資調達・供給体制を構築する必要がある。また、被災地の状況に合わせた、円滑かつ的確な救助物資の輸送等の実施に向けて、情報収集や物資・供給体制、受援体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進め、産官民の連携等による物資調達・供給体制、受援体制を構築することが必要である。
- ✓ 災害関連情報の収集・提供を行うため、情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する必要がある。

#### 孤立集落の発生を防ぐ施設整備等の推進

- ✓ 災害時に孤立の可能性がある集落等へつながる道路の整備や防災、地震対策、道路法面の崩壊を防止するための法面保護やアクセスルートの多重化等を推進する必要がある。特に中山間地域では、道路網の充実に努めるとともに、空からのアクセスも可能となるようあらかじめヘリコプター離着陸適地の選定・確保・整備を図る必要がある。
- ✓ 道路の防災対策や無電柱化、鉄道施設等の耐震対策の強化、洪水・土砂災害・風水害対策、治山対策等を着実に推進する必要がある。
- ✓ 消防等を含む地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、施設の耐震化等の取組を進める必要がある。

#### 道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路啓開の円滑化の推進

- ✓ 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅、踏切除却や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進めるとともに、整備資機材の充実、官民の自動車プローブ情報の活用等による交通状況の迅速な把握、ICTを活用した情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路啓開が行われるよう支援する必要がある。

#### いのちとくらしを支える交通環境の形成

- ✓ 地理的、自然的、社会的条件が厳しい地域においては、災害時の避難活動の迅速化や緊急輸送手段の確保が必要であるため、道路ネットワークの信頼性確保、国県によるヘリコプターの効率的な運用等、複数の手法を適切に組み合わせた対処を検討する必要がある。

#### 交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整

- ✓ 交通インフラの早期復旧の実現に向けた関係機関の連携調整体制の強化を促進する必要がある。また、膨大な帰宅困難者の帰宅支援対策として徒歩での帰宅支援の取組を推進し、さらには、徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の整備を進める必要がある。

#### 鉄道の運行再開の調整等

- ✓ 鉄道施設の被害を最小化するとともに、鉄道の運行再開について各事業者が定めている手順にのっとり、速やかに運行を再開できるよう備える必要がある。また、部分的な運行再開が旅客集中による混乱を招く可能性があること等も踏まえ、運行再開時の相互協力などが速やかに行えるよう関係事業者間における連携体制の強化を促す必要がある。

#### プローブ情報の活用による交通渋滞の把握等

- ✓ 災害時に自動車運転者等に、適切な情報を提示するため、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良等や、信号機電源付加装置を始めとする交通安全施設等の整備、環状交差点の活用等、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するための取組を進める必要がある。
- ✓ 交通渋滞により代替バスの円滑な運行ができなくなる事態を回避するため、通行止めなどの交通規制、渋滞等の情報を光ビーコン、ETC2.0等を活用して自動車運転者等に提供し、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す必要がある。

#### 代替輸送手段の確保等

- ✓ 地震、土砂災害、洪水等による道路の被災リスク及び帰宅支援対象道路に指定する緊急輸送路等について、関係機関が情報を共有し、連携して、徒歩や自転車で安全・円滑に帰宅できる経路が確保されるようにするとともに、鉄道不通時の代替輸送について、代替バスの確保と運行経路等を、交通事業各社及び関係機関が連携し、速やかに調整できる体制を事前に構築する必要がある。

#### 道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進

- ✓ 災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を進めるとともに、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進める必要がある。

#### 災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保

- ✓ 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、代替性確保のための高規格幹線道路等の整備及びアクセス向上、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策（道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強等）や無電柱化、環状交差点の活用、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な進捗と医療機能の提供及び支援物資物流を確保する必要がある。
- ✓ 患者及び医薬品等の搬送ルートの優先的な確保など道路啓開計画の実効性向上の取組を進める必要がある。

#### 救急輸送の遅延の解消

- ✓ 救急搬送の遅延を解消するため、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進める必要がある。
- ✓ 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞の回避、電力・通信サービスの安定供給等の確保を推進するとともに、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進める必要がある。
- ✓ 通行止めなどの交通規制、渋滞等の情報を光ビーコン、ETC2.0 等を活用して自動車運転者等に提供し、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す必要がある。

#### 緊急交通路の確保

- ✓ 停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進めるとともに、緊急交通路を確保するための効果的な装備の整備など、災害状況に応じた体制を早期に構築する必要がある。

#### 信号機電源付加装置の整備

- ✓ 停電による信号機能の停止を回避するため、信号機電源付加装置を始めとする交通安全施設等の整備、環状交差点の活用等を進めるとともに、災害時に道路情報等を確実に提供するため、道路情報板等の停電対策を推進する必要がある。

#### 道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等

- ✓ 交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規制の実施など、道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立するとともに、一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する必要がある。

#### 道路の防災対策等

- ✓ 市の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、地震対策や無電柱化、を進めるとともに、洪水、土砂災害対策、治山対策等の地域の防災対策を着実に進める必要がある。

#### 道路被害情報共有の強化

- ✓ 大規模自然災害時の道路被害情報を共有する道路情報システムについて、道路啓開情報も含めた情報を有効かつ効率的に収集・共有するためシステム連携の強化を図る必要がある。

#### 交通渋滞による避難の遅れの回避

- ✓ 交通渋滞による避難の遅れを回避するため、信号機電源付加装置の整備の推進や、自動車避難のルール検討、道路の雪寒対策、液状化対策、道路橋の耐震補強、斜面对策等を行うとともに、通行実績情報等の自動車の通行に関する交通情報を迅速に一般道路利用者に提供していく必要がある。

#### 耐災害性を高める施策等の推進

- ✓ 道路の防災対策や無電柱化、洪水・土砂災害対策等の物流施設・ルート等の耐災害性を高める施策等を推進する必要がある。

#### 物流業者 BCP 策定の促進

- ✓ 物流事業者の BCP について、企業毎の BCP 策定に加え、物資輸送に係る物流専門家の派遣、育成、救援物資の第一次集約拠点の検討などを含めた企業連携型 BCP の策定を促進する必要がある。

#### 道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進

- ✓ 愛知の生産拠点と物流施設・ルートの耐災害性を高めるため、幹線道路ネットワークの整備を推進する必要がある。また、道路の防災、地震対策や無電柱化対策を進めるとともに、地域全体の被災危険性も考慮しつつ、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。

#### 交通施設の防災対策の推進

- ✓ 災害時の代替性を確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワーク整備、道路の防災、地震対策、発災害時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や踏切除却など、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を着実に進める必要がある。また、雪や大雨等の災害に強く、災害時には代替輸送ルートとして機能する高速道路における暫定 2 車線区間の 4 車線化などの機能強化等を推進するとともに、緊急通行車両等の進入路の設置、高規格幹線道路等へのアクセス性の向上等を進める必要がある。
- ✓ 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める必要がある。
- ✓ 道路橋梁の耐震補強や鉄道施設の耐震化、液状化対策、浸水対策、停電対策、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強等、交通インフラそのものの強化を進めるとともに、洪水、土砂災害等、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進める必要がある。
- ✓ 大規模自然災害発生後に、防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能すること

が重要であることから防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等の検討を推進する必要がある。

- ✓ 集中的な大雪に備え、タイムラインや除雪計画を策定し、車両滞留が予見される場合のリスク箇所を事前に把握した上で予防的な通行規制・集中除雪を行うとともに、チェーン等装備の徹底、除雪体制の増強、道路管理者間の連携、地域の実情に応じた待避所等のスポット対策など、ハード・ソフトの両面から道路交通確保の取組を推進する必要がある。

#### 幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進

- ✓ 地震や洪水等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める必要がある。
- ✓ 荷主、運送事業者、交通事業者、道路等の管理者、研究機関が幅広く連携し、幹線交通が分断するリスクの分析と認識の共通化を進め、それぞれの BCP 等に反映する必要がある。例えば、運送事業者においては、暴風雨、暴風雪等が予測される地域や時間帯をう回する経路の選択等、需要側においては、一定量の部品在庫の確保等、大規模自然災害により交通網が利用できない事態を考慮した事業計画を検討しておく必要がある。
- ✓ 老朽化対策、道路啓開の計画策定と連携強化、農林道その他う回路となり得る道の情報把握と共有、信号機電源付加装置をはじめとした交通安全施設等の整備、環状交差点の活用等を進める必要がある。
- ✓ 交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用、官民の自動車プローブ情報の活用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する迅速な交通情報の把握、交通対策への活用、一般道路利用者への迅速な交通情報提供を行う必要がある。
- ✓ 現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供する必要がある。

#### 輸送モードの連携・代替性の確保

- ✓ 災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保を図るとともに、公共交通機関の運行状況等を収集・整理し利用者・市民等への提供する体制を構築する必要がある。
- ✓ 交通網の部分的な被害が全体の交通麻痺につながらないよう、関係者が連携し、啓開の優先順位決定や複数モード間の代替輸送、交通全体のマネジメント力を強化する必要がある。また、鉄道や自動車が利用できない時、自転車交通需要が急増することを考慮する必要がある。

#### サプライチェーン輸送モードの強化

- ✓ 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、道路等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る必要がある。

#### 輸送ルート確保の強化

- ✓ 輸送ルートの実確な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良、交通施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、災害のおそれのある区間を回避するネットワーク確保のため、う回路として活用できる道路について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有することも必要である。
- ✓ 道路啓開計画など総合啓開の実効性向上に向け、協定等に基づく訓練等の積み重ねを進める必要がある。
- ✓ 交通インフラの維持管理、更新に関する技術開発を進め、実用化を図る必要がある。
- ✓ 大規模自然災害発生後に、防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから道路啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等を推進する必要がある。
- ✓ 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める必要がある。
- ✓ 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う必要がある。
- ✓ 集中的な大雪に備え、タイムラインや除雪計画を策定し、車両滞留が予見される場合のリスク箇所を事前に把握した上で予防的な通行規制・集中除雪を行うとともに、除雪体制の増強、道路管理者間の連携、地域の実情に応じた待避所等のスポット対策等、ハード・ソフトの両面から道路交通を早期に回復させる取組を推進する必要がある。

#### 交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の整備

- ✓ 大規模地震発災後、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練、BCPの策定など必要な体制整備を図る必要がある。また、代替輸送ルート計画の支援などについて、検討を進めることも必要である。
- ✓ 地域に精通した技能労働者と重機等資機材を迅速に確保し行動できるよう、日頃から建設業従事者の育成、資機材の拠点が各地にある状態の保持に努める必要がある。
- ✓ 広域の応援も含め、被災地に複数ルートから並列的に復旧要員や資機材を送り込むため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワ

ークの代替機能強化を進める必要がある。

- ✓ 地方行政機関等（消防等を含む。）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。
- ✓ ALOS シリーズに代表される広域高分解能衛星についての的確に運用するなど、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等に活用できる体制を維持する必要がある。また、電子基準点について位置情報インフラとしての安定的な運用を行うとともに、天候や昼夜を問わず、被災状況をより正確・迅速に把握できる衛星の開発・導入を進め、また、人の立ち入りが困難な災害現場でも、調査・復旧工事が可能な災害対応ロボット等の開発、導入、オペレーターの育成を進める必要がある。

#### 道路における冠水対策

- ✓ 冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないよう、道路冠水想定箇所マップ等による冠水危険箇所の周知を図るとともに、下流の排水能力に応じて冠水頻発箇所の排水ポンプ増強を検討する等、道路ネットワークの耐災害性の強化を図る必要がある。

#### 災害時における放置車両対策

- ✓ 大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策や除雪作業等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急通行車両等の通行ルートを早期に確保する必要がある。

#### 幹線交通分断に伴うリスクの想定および対策の推進

- ✓ 地震や洪水等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める必要がある。

#### 災害対応力の向上

- ✓ 道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土補強、液状化対策、無電柱化等を進めるとともに、緊急輸送道路・広域避難路となる高規格道路等の整備、緊急通行車両等の進入路の整備、官民の自動車プローブ情報を融合し活用するシステムの運用等を進める必要がある。また、道路の通行可否情報を効率的に収集するため、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用に加え、自転車を活用したパトロール等を検討し、配備・訓練する必要がある。

#### 沿道の住宅・建築物の耐震化の促進

- ✓ 沿道の住宅・建築物については、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務付け対象建築物への耐震診断・耐震改修等の対策を推進する必要がある。

#### 沿道に起因する事故・災害の防止に向けた取組

- ✓ 沿道（道路区域外）に起因する事故・災害を防止するため、道路管理者が沿道区域の土地等の管理者による適切な管理を促す必要がある。

#### 道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策

- ✓ 沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、沿道宅地の崩壊、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を進めるとともに、鉄道の閉塞についても、対策を検討する必要がある。
- ✓ 災害リスクの高い場所に交通網や目的地が集中している状態は、万一、そこで閉塞又は陥没が発生すると全体の麻痺につながるおそれがあるため、分散化させておく必要がある。

#### 地下構造物の耐震化等の推進

- ✓ 地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあり、路面下空洞調査、地下構造物の耐震化や、地下構造物周辺に空洞を作る原因となる漏水等の点検、修復、空洞の埋め戻し、地盤情報の収集・共有・利活用等を進める必要がある。

#### 災害情報の収集体制の強化

- ✓ 各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化を図る必要がある。
- ✓ 自動車が通行できない時に、自転車など効率よく現地調査を行う手段の確保や、官民の自動車プローブ情報、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用など既設の計測・観測機器類等の活用により、通行できない場所を迅速に把握できるよう必要がある。

#### 交通渋滞の回避

- ✓ 信号機電源付加装置等の整備を推進し、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するとともに、迅速な道路交通情報の把握と、停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進める必要がある。

#### 災害廃棄物輸送体制の構築

- ✓ 災害廃棄物の広域輸送に関し、貨物鉄道や海上輸送などの大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送体制の検討を行う必要がある。

#### 山間地等における避難路等の確保の促進

- ✓ 既存の物流機能等を緊急物資輸送等に効果的に活用できるよう、貨物輸送事業者のBCP策定、海拔表示シートの整備、山間地等において、民間等が管理する道の把握・活用、高規格幹線道路へのアクセス性の向上等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する必要がある。

### ⑧農林水産

#### 食品産業事業者等の災害対策の強化

- ✓ 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する施設等の耐災害性強化、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制構築の促進・普及啓発、事業者によるBCPの策定を促進するとともに、自立・分散型エネルギー設備の導入、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性を向上

させていく必要がある。

- ✓ 水産物の一連の生産・流通過程に係る個別地域 BCP の策定を推進し、また、農業水利施設を管理する土地改良区等においても、BCP の策定を推進する必要がある。
- ✓ 災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、自治体等の連携・協力体制を強化する必要がある。

#### 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化

- ✓ 農林水産業に係る生産基盤等については、ため池などの農業水利施設の耐震化等、農業水利施設や農道橋等の保全対策、老朽化対策等、災害対応力強化のためにハード対策の適切な推進を図るとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策を推進する必要がある。また、水産物の流通拠点や生産基盤施設等の耐震化等を推進する必要がある。

#### 山地災害への対策

- ✓ 森林の適正な管理を推進する。山地災害については、発生のおそれの高い箇所の的確な把握、森林整備の実施及び流木災害への対応強化を進める必要がある。この際、自然環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。

#### 農地・農林等の荒廃の防止

- ✓ 農山村における農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等の荒廃を防ぎ、国土保全機能を適切に発揮させる必要がある。

### ⑨国土保全

#### ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進

- ✓ 河川堤防と水門等の耐震化、築堤・河道掘削等の河川改修、維持浚渫・樹木伐採等の維持管理、天端舗装や法尻補強等の堤防強化、洪水調節施設・雨水ポンプ場の整備や機能強化を進めるとともに、雨水ポンプ場や管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備・耐水化等のハード対策を推進する必要がある。併せて、大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップなど各種ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせ実施し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた施策を推進する必要がある。
- ✓ 洪水による広域的な浸水等を防ぐため、河川管理施設等を長寿命化計画等に基づき、適切に整備・維持管理・更新するとともに、気候変動や少子高齢化などの自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な

整備手法の導入や既存施設の有効活用及び危機管理体制の強化を進める必要がある。

- ✓ 市街化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、地下施設等の浸水対策を推進するほか、雨水貯留浸透施設等の整備により、その流域のもつ保水・遊水機能を維持・向上させるなど、総合的な治水対策を推進する必要がある。

#### 河川堤防等の耐震化等の推進

- ✓ 河川の堤防、水閘門、雨水ポンプ場等の耐震化、老朽化対策等を推進する必要がある。

#### 河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等の推進

- ✓ 河川の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等を推進する必要がある。

#### 河川の改修

- ✓ 河川整備計画に基づき、河川改修を進める。特に都市部を流域にもつ河川では、開発の進行による流出量増大等により治水安全度が著しく低下していることから、国管理河川の矢作川や、県管理河川の改修を推進するとともに、適切に維持管理を行う必要がある(県管理河川:時間雨量おおむね 50mm~80mm に対応)。

#### 浸水想定区域の指定・見直し

- ✓ 最大規模の洪水・内水に係る浸水想定区域図等を作成・公表することなどにより、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る必要がある。

#### 気候変動を踏まえた水災害対策

- ✓ 近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水害対策について、国・県の動向を踏まえ、対応について検討する必要がある。

#### 水防災意識社会の再構築に向けた取組の推進

- ✓ 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、県及び国は水防災協議会を設立し、関係機関と連携して円滑な避難、水防活動、減災対策等のため、ハード・ソフト対策を一体的に取り組むため、市もこれに協力する必要がある。

#### 土砂災害対策の推進

- ✓ 土砂災害に対して、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備を着実に進める必要がある。
- ✓ 近年の土砂災害発生状況を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進すること、及び大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫)等に対して人的被害の発生を防止するための調査及び施設整備を促す必要がある。
- ✓ 土砂災害に対して人的被害を防止するため、土砂災害防止施設を適切に維持管

理・更新する必要がある。

- ✓ ソフト対策として、土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害警戒情報その他の防災情報の提供、避難訓練を始めとする啓発活動により、平常時及び異常気象時において、土砂災害の危険性の住民への周知を図り、警戒避難体制の整備を促進する必要がある。

#### 山地災害、森林・農地等の保全機能の低下への対応

- ✓ 流木による被害を防止・軽減するため、流木捕捉式治山ダムの設置や健全な森林の状態を保つための間伐など、崩壊土砂や流木の発生・流出形態に応じたきめ細かな対策を促す必要がある。森林の整備にあたっては、必要に応じ森林被害の防止対策を図るとともに、在来種の活用など、自然と共生した多様な森林づくりを図ることが必要である。
- ✓ 基幹的水利施設を始めとする農業水利施設の耐震化等を進める必要がある。

#### 亜炭鉱跡地対策の促進

- ✓ 亜炭坑跡の実態を把握するための調査及び充填に関する事業の実施など、亜炭坑跡地対策を促進する必要がある。

#### 警戒避難体制の整備等

- ✓ 警戒避難体制の整備、土砂災害に関する防災訓練などの地域の防災力を高めるためのソフト対策を組み合わせた対策を進めるとともに、身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、市民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。
- ✓ 災害リスクの見える化、建物等の立地に関する制度の活用等により、災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制、既存の住宅・建築物の安全な構造への改修及び同エリア外への移転を促進する必要がある。

#### 水道施設の老朽化対策等の推進

- ✓ 水道事業者において新水道耐震化プランに基づき、水道施設の耐震化を推進する。
- ✓ 水道施設等は、老朽化対策と合わせて耐震化、液状化対策を着実に推進するとともに、飲料水循環式耐震性貯水槽の設置、応急給水計画の策定等を推進する必要がある。また、避難所となる施設で、井戸や給水タンクの設置、非常用電源の設置など水の確保に向けた取組を進める必要がある。

#### 下水道施設の耐震化・下水道 BCP の策定

- ✓ 地震時においても下水道が最低限有すべき機能の確保のため、下水道施設及び主要な管渠の耐震化を早急に進めるとともに、下水道 BCP の充実を促進する必要がある。

#### 避難の円滑化・迅速化

- ✓ 災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう避難に関するタイムラインや避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取り組みの充実を図る必要がある。

#### 水道施設等の耐震化等の促進

- ✓ 上水道施設について新水道耐震化プランに基づき、耐震性の不足している施設について耐震化等を推進するとともに、県や水道事業者間の連携による人材やノウハウの強化等を進める必要がある。
- ✓ 上水道施設等が被害を受けないよう洪水対策等を進める必要がある。
- ✓ 上水道の管路更新（耐震管への更新）及び基幹管路の2条化などの管路対策を計画的に進める必要がある。
- ✓ 上水道の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る必要がある。

#### 上水道等復旧の体制等の強化

- ✓ 大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、道路防災対策等を進めるとともに、雨水の利用の推進に関する法律（平成 26 年法律第 17 号）に基づく雨水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する必要がある。
- ✓ 上水道の応急復旧計画について、管理者同士の連携・調整の下、その実効性を向上させる必要がある。

#### 下水道施設の耐震化・下水道 BCP の策定

- ✓ 下水道の処理場施設及び幹線管きよ施設等の耐震化・耐水化、非常時の電源確保等を推進するとともに、老朽化が進む下水道施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理、改築・更新を進めるとともに、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道 BCP の充実を促進する必要がある。

#### 農業集落排水施設の耐震化の推進

- ✓ 農業集落排水施設等の耐震性や老朽化状況等の診断を速やかに実施し、これに基づく耐震化対策、老朽化対策等を着実に推進する必要がある。

#### ハード・ソフト対策等を統合した対応策の推進

- ✓ 復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策を着実に推進するほか、警戒避難体制整備等の対策を組み合わせるなど、ソフト対策を組み合わせた取組を推進する必要がある。

#### 防災インフラの耐震化・液状化対策等の推進

- ✓ 大規模地震想定地域等における河川堤防等の防災インフラについては、市民の生命・財産を守るために計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を進めるとともに、被害リスクが高い河川において、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化等の整備を推進する必要がある。

#### 防災インフラの迅速な復旧に向けた取組

- ✓ 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地

域建設業等の防災減災の担い手確保、迅速な応急・災害復旧のための地方公共団体への研修や講習会の開催、技術支援等を進める必要がある。

#### ため池の防災対策の推進

- ✓ 防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともに、ハザードマップの活用など総合的な対策を実施する必要がある。

#### 雨水ポンプ場等の防災対策の推進

- ✓ 排水不良による浸水の長期化を防ぐため、雨水ポンプ場等の耐震化を推進する必要がある。
- ✓ 雨水ポンプ場等は、常に施設機能の効果を発揮できる状態に保つため、計画的な整備・維持管理を行う必要がある。

#### ダム等の防災対策の推進

- ✓ ダムは、常に施設機能の効果を発揮できる状態に保つため、計画的な維持管理を行う必要がある。

#### 土砂災害対策の推進

- ✓ 土砂災害防止機能を発揮させるため、土砂災害防止施設を適切に維持管理・更新する必要がある。
- ✓ 大規模地震や降雨等により土砂が堆積した箇所において、再度災害防止対策として堆積土砂の撤去を行う必要がある。
- ✓ 土石流、地すべり又は河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合に、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号）に基づき、市が適切に住民へ避難勧告等を発令できるよう、県による緊急調査を実施し、被害が想定される区域・時期の情報を収集する必要がある。

#### ハード・ソフト対策等を総合した対応策の推進

- ✓ ため池の耐震化等について、国・地方公共団体・地域住民・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策を進める必要がある。
- ✓ ダム等の安全性や二次災害発生のおそれのある箇所の把握など、ソフトとハードを適切に組み合わせた対策を検討する必要がある。
- ✓ 施設管理については、より効率的な点検・診断を推進するとともに、地域特性を踏まえた予防保全型のアセットマネジメントシステムを地方公共団体に広げるとともに、地図情報・防災情報などの多様なデータを管理できる情報プラットフォームを構築し災害時にも活用する必要がある。
- ✓ 発電専用ダムなど、我が国の電力システムを支える基幹設備について、自然災害等に対する耐性について不断の評価を行い、規制の整備等の必要な対策を実施する必要がある。

#### 農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備

- ✓ 日本型直接支払制度等を活用し、地域の主体性・共働力を活かした農地・農業水

利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進するとともに、排水施設等の機能確保を進める必要がある。

- ✓ 農業水利施設等の耐震化等の施設整備を進める必要がある。また、地域の主体性・共働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進し、さらに、地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進する必要がある。

#### 適切な森林の整備・保全

- ✓ 森林が有する多面的機能を発揮するため、間伐等の適切な森林整備や治山対策など、効果的・効率的な手法による災害に強い森林づくりを推進するとともに、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応を図る必要がある。
- ✓ 山地災害が発生する危険性の高い箇所の的確な把握、森林整備の実施、流木捕捉式治山ダムの設置などの流木災害への対応の強化等を通じて、事前防災・減災に向けた山地災害対策の強化を図る必要がある。この際、自然環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。

#### 土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施等

- ✓ 土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施や、大規模地震発生後の計画避難体制の構築、及び迅速な復旧に向け、先進技術の活用を図る必要がある。

#### 自然と共生した多様な森林づくりの推進

- ✓ 森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能の発揮に向けて、条件不利地等を含む森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備の着実な実施を図るため、施業コストを低減させるとともに、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進する必要がある。また、在来種の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。
- ✓ 地域の活動組織による森林の保全管理活動等を県等の協力を得て支援するとともに、施業の集約化を図るための条件整備や森林境界明確化等を推進する必要がある。

#### 浸水等の被害軽減に資する対策の推進

- ✓ 河川堤防等の耐震化など地震、洪水等による浸水対策や総合的な土砂管理の取組を着実に推進するとともに、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、迅速な応急復旧対策・排水対策等による被害軽減に資する流域減災対策を推進する必要がある。
- ✓ 国による地方公共団体等の支援のため、大規模災害を想定した広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化を進める必要がある。
- ✓ 被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県、市外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。また、市町村間の応援

協定の締結などを促進することも必要である。

#### 土砂災害対策の推進

- ✓ 土砂災害に対して、人的被害を防止するため、ハード対策として土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設といった土砂災害防止施設の整備を着実に進める必要がある。
- ✓ 近年の土砂災害発生状況を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進すること、及び大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫）等に対して人的被害の発生を防止するための調査及び施設整備を促す必要がある。
- ✓ 土砂災害に対して人的被害を防止するため、土砂災害防止施設を適切に維持管理・更新する必要がある。
- ✓ ソフト対策として、土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害警戒情報その他の防災情報の提供、避難訓練を始めとする啓発活動により、平常時及び異常気象時において、土砂災害の危険性の住民への周知を図り、警戒避難体制の整備を促進する必要がある。

### ⑩環境

#### 有害物質等の流出防止対策

- ✓ 火災、煙、有害物質等の流出により、産業施設周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関連施設の対策を促進する必要がある。
- ✓ また、有害物質が飛散する兆候がある場合を想定し、Lアラート等から情報を関係機関、地域住民等に知らせる手順を検討する必要がある。

#### 浄化槽の整備

- ✓ 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、位置情報を付与した浄化槽台帳システム整備を進め、設置・管理状況の把握を推進する必要がある。

#### 有害物質の漏えい等の防止対策の推進

- ✓ 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業所への立入検査等の機会を捉え、化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画等を定めた「特定化学物質等管理書」の作成等について指導を進める必要がある。
- ✓ 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練・研修を行うとともに、化学物質に係る事故対応マニュアルのフォローアップを行うなど、マニュアルの実効性を高める必要がある。
- ✓ 災害時に有害物質の流出等を住民等へスムーズに情報提供できるよう、化学物質排出・移動量届出（PRTR）制度に基づくデータベースの有効活用を図る必要がある。

#### 石綿飛散防止対策

- ✓ 災害発生時の倒壊建築物等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、立入検査等の機会を捉え、解体業者に対し「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に従った対策の徹底について指導を進めていく。また、所有者に対しても、平常時から吹き付け石綿及び石綿含有吹き付けロックウールの飛散防止に向けた対策を推進する必要がある。
- ✓ 災害発生時に速やかに石綿飛散防止等の応急対応を実施するため、平常時から、石綿使用建築物等を把握するとともに、災害時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備、応急対応に必要な資機材の確保等について検討し、マニュアルの策定を進める必要がある。
- ✓ 地震により生じる石綿管の浮き上がり、露出による破損やその処理の際に発生する石綿の飛散を未然に防止するため、石綿管から塩ビ管等への更新を進めていく必要がある。

#### PCB 廃棄物の適正処理による流出リスクの低減

- ✓ 保管中の PCB 廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に対し、PCB 廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を指導していく必要がある。

#### 環境測定機能の強化

- ✓ 大規模自然災害発生時にも、環境面における市民の安全・安心を確保するため、環境測定機能を強化する必要がある。

#### 高圧ガス施設の耐震化の推進等

- ✓ 高圧ガスの漏えいを防止するための基準を踏まえた高圧ガス施設の耐震化を速やかに実施する必要がある。

#### 適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進

- ✓ 自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する必要がある。

#### 災害廃棄物仮置場の確保推進

- ✓ 発生推計に合わせた災害廃棄物仮置場の確保、災害廃棄物処理に必要な資機材等の確保を促進する必要がある。仮置場の確保にあっては、応急仮設住宅建設用地など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行うことが必要である。

#### 災害廃棄物処理計画の推進等

- ✓ 2018 年 3 月に改訂した豊田市災害廃棄物処理計画の実効性の向上を図るため、教育・訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る必要がある。

#### ごみ焼却施設の災害対応力の強化等

- ✓ 自立稼働が可能なごみ焼却施設の導入など、大規模自然災害発生時においても速やかに災害廃棄物の処理が可能となる施設や体制の整備を進める必要がある。
- ✓ 老朽化したごみ焼却施設の計画的な更新を進めるとともに、廃棄物の広域的な処理体制を整備する必要がある。

災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理

- ✓ PCBや石綿など、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、有害物質の適正な処理について、事業者への指導や周知を図る必要がある。
- ✓ 廃冷蔵庫やエアコン等に含まれるフロンガスの回収が適正に行われるよう、回収・処理計画の策定を促進する必要がある。
- ✓ 市において災害時の有害廃棄物対策の検討を進める必要がある。

漂着ごみの処理

- ✓ 台風や洪水等の大規模自然災害により発生することが懸念される漂着ごみについて、関係機関が連携してその処理の迅速化を進める必要がある。

市における災害廃棄物処理計画の推進等

- ✓ 大規模自然災害から早期に復興が図られるよう、市の災害廃棄物処理計画の推進や災害廃棄物の広域輸送体制の検討を行う必要がある。また、将来の地場の産業の担い手育成や、地場産品の海外市場進出支援、地方創生の取組、地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、復興ビジョンを平常時から検討しておくなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む復興事業を円滑に実行できる環境を整える必要がある。

地球温暖化の原因となるCO<sub>2</sub>の削減

- ✓ 再生可能エネルギー導入や建築物の更なる省エネ化、次世代自動車普及を促進するとともに、森林吸収源対策やグリーンインフラの取組を着実に進める必要がある。

気候変動による影響の評価

- ✓ 近年の異常気象による風水害や、熱中症の搬送者数の増加など、気候変動への影響について調査し、その対策を講じる必要がある。

気候変動による影響に関する情報の共有

- ✓ 市民の気候変動の影響やその対策に関する行動変容を促すため、ホームページでの情報発信や環境学習施設での教育を実施する必要がある。

気候変動への適応策の推進

- ✓ 地域気候変動適応計画を策定し、地理的条件や社会経済条件等の地域特性によって異なる気候変動影響に対して、地域の特徴や強みを生かし、地域の実情に合った適応策を推進する必要がある。

**⑪土地利用**

事前復興、復興方針・体制づくりの推進

- ✓ 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針を事前に策定するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に定める必要がある。
- ✓ 事前復興まちづくりの取組を促進する必要がある。

- ✓ 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する必要がある。また、平常時から機能する地域コミュニティの拠点を構築するとともに、地域の活動組織による森林整備活動等により、地域住民同士のきずなを強めておくことも必要である。

#### 災害情報共有の取組の推進

- ✓ 平常時から基本的な地理空間情報を整備するとともに、準天頂衛星 7 機体制の実現により得られる高精度測位データ等も活用し、G 空間情報センター、国による SIP4D、災害情報ハブ等による取組を踏まえた災害情報共有の取組を進める必要がある。

#### 地籍整備の促進

- ✓ 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査や都市部官民境界基本調査等により、更なる地籍整備を促進する必要がある。

#### 地籍調査の推進等

- ✓ 市街地等の地籍調査を推進するとともに、GNSS 測量などの最新の測量技術を導入して作業の効率化を図りつつ、被災想定地域における官民境界の基礎的な情報を重点的に整備するとともに、「登記所備付地図作成作業第 2 次 10 か年計画」に基づき、大都市等において重点的に登記所備付地図を作成する必要がある。
- ✓ 電子基準点について、位置情報インフラとして安定的な運用を維持するとともに、リアルタイムに地殻変動を捉え、地震等の対策に役立つ情報を提供する必要がある。また、電子基準点の安定的な運用のため、故障・停止を未然に防ぎ、機器更新等その機能の最適化を実施する様促す必要がある。
- ✓ 国・地方公共団体等が、被災状況を把握・整理する機能を維持するため、電子国土基本図などの基本的な地理空間情報や自然災害と地形の関係を表した全国活断層帯情報等の防災地理情報を継続して整備・更新・提供する必要がある。

#### 所有者不明土地への対策

- ✓ 所有者の全部又は一部が不明な土地について、一定の条件の下で収用手続きを合理化する特例制度や、一定期間の利用権を設定し、公共的事業のために活用できることとする新制度、所有者の探索を合理化する仕組みの普及を図り、復旧・復興のための用地確保の円滑化に資するよう必要がある。

#### 用地の活用に係る平常時からの調整等

- ✓ 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、平常時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行っておく必要がある。

**(2) 横断的分野****① リスクコミュニケーション****災害対応業務の標準化**

- ✓ 大規模自然災害発生時には、国・県や市、関連事業者等が、相互に効果的かつ効率的な連携を確保しつつ、迅速かつ的確に対応できるような態勢を確立することが重要であるため、災害対応業務、災害情報の標準化、共有化に関する検討を推進する必要がある。

**防災訓練の実施**

- ✓ 地震発生時における事業所等の災害予防や応急対策を円滑に実施するため、南海トラフ地震等を想定した訓練を実施する必要がある。

**災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携**

- ✓ 廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及び NPO・ボランティア団体が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する必要がある。

**コミュニティの活力の確保**

- ✓ 都市部地方部問わず、コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を維持する、地域での共同活動等を平常時から仕掛けていく必要がある。

**② 人材育成****地方行政機関等の機能維持**

- ✓ 防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増員又は増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケアなどの体制強化を図るとともに、市役所等の情報通信ネットワークの冗長化等を図る必要がある。

**復旧・復興を担う人材等の育成等**

- ✓ 地震、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。
- ✓ 復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する必要がある。また、復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく必要がある。
- ✓ 大規模災害の経験や教訓を現場に活かす専門的研究とその成果を現場に活かしていく人材育成等を進める一方、各地域には、多分野に精通した技術者等を育成

する必要がある。

#### コミュニティの活力の確保

- ✓ 都市部地方部問わず、コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を維持する、地域での共同活動等を平常時から仕掛けていく必要がある。

#### 浸水等の被害軽減に資する対策の推進

- ✓ 河川堤防等の耐震化など地震、洪水等による浸水対策や総合的な土砂管理の取組を着実に推進するとともに、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、迅速な応急復旧対策・排水対策等による被害軽減に資する流域減災対策を推進する必要がある。また、長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制整備を推進する必要がある。
- ✓ 国による地方公共団体等の支援のため、大規模災害を想定した広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化を進める必要がある。【8-3】
- ✓ 被災市町村への応援体制を整備するとともに、国や県、その他の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。また、市町村間の応援協定の締結などを促進する必要がある。

### ③老朽化対策

#### 河川の改修

- ✓ 河川整備計画に基づき、河川改修を進める。特に都市部を流域にもつ河川では、開発の進行による流出量増大等により治水安全度が著しく低下していることから、国管理河川の矢作川や、県管理河川の改修を推進するとともに、適切に維持管理を行う必要がある(県管理河川:時間雨量おおむね50mm~80mmに対応)。

#### 水道施設の老朽化対策等の推進

- ✓ 水道事業者において新水道耐震化プランに基づき、水道施設の耐震化を推進する。
- ✓ 水道施設等は、老朽化対策と合わせて耐震化、液状化対策を着実に推進するとともに、飲料水循環式耐震性貯水槽の設置、応急給水計画の策定等を推進する必要がある。また、避難所となる施設で、井戸や給水タンクの設置、非常用電源の設置など水の確保に向けた取組を進めることも必要である。

#### 下水道施設の耐震化・下水道 BCP の策定

- ✓ 地震時においても下水道が最低限有すべき機能の確保のため、下水道施設及び主要な管渠の耐震化を早急に進めるとともに、下水道 BCP の充実を促進する必要がある。

#### ため池の防災対策の推進

- ✓ 防災重点ため池(決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被

害を与えるおそれのあるため池) について、耐震化等を推進するとともに、ハザードマップの活用など総合的な対策を実施する必要がある。

#### ④研究開発

##### 災害対応力の向上

- ✓ 大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める必要がある。また、通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進めるとともに、アクセス集中等によるシステムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実させるとともに、情報発信業務に従事する職員の不足を生じないよう交通ネットワークの確保対策を促進する必要がある。
- ✓ 情報収集・整備・分析・伝達に関する要素技術やシステム等の研究開発を促す必要がある。

#### ⑤産官学民・広域連携

##### 復旧・復興を担う人材等の育成等

- ✓ 地震、土砂災害、雪害等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。
- ✓ 復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する必要がある。また、復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく必要がある。
- ✓ 大規模災害の経験や教訓を現場に活かす専門的研究とその成果を現場に活かしていく人材育成等を進める一方、各地域には、多分野に精通した技術者等を育成する必要がある。

##### 災害ボランティアの円滑な受け入れ

- ✓ 市内ボランティア団体との連携による訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制の構築を図る必要がある。
- ✓ ボランティアによる適切な支援が行われるよう、関係者が連携し受け入れ体制の整備を図る必要がある。

## 《用語説明》

### 【あ】

#### 安政東海地震、安政南海地震

安政東海地震（1854年12月）

震源域：紀伊半島南東沖から駿河湾規模：マグニチュード8.4

安政南海地震（安政東海地震発生から約31時間後）

震源域：紀伊水道から四国沖規模：マグニチュード8.4

#### 液状化（現象）

地震の際に、地下水位の高い砂地盤が振動により液体状になる現象

#### 応急仮設住宅

地震や水害、土砂災害といった自然災害などにより、居住できる住家を失い、自らの資金では住宅を新たに得ることができない人に対し、行政が貸与する仮の住宅

#### オープンスペース

都市や敷地内で、建物のたっていない土地。空地。防災上は、火災等の延焼抑止や避難・救護活動等の場として重要と位置づけられる。

### 【か】

#### 帰宅困難者

勤務先や外出先等において地震などの自然災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった人々

#### 救急医療施設（機関）

一次・・・外来診療によって患者の医療を担当する医療機関。かかりつけ医、日常生活での軽度のけがや病気に対する医療を提供する診療所など。

二次・・・入院治療を必要とする重症患者の医療を担当する病院。地域の中核的病院、専門性のある外来や一般的な入院治療を行う病院

三次・・・二次医療機関で対応できない、脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷や複数の診療科領域にわたる重篤な患者に対する医療機関。高度医療や先端医療を提供する病院

#### 業務継続計画（BCP）

災害時に人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めた計画。「事業継続計画（BCP（Business Continuity

Planの略) ) 」ともいう。

### 緊急交通路

南海トラフ地震等の大規模な地震が発生した際に、直ちに高速道路等の通行を禁止し、人命救助やライフラインの復旧などの災害応急対策を行う緊急通行車両等（注意）が通行するための道路として警察が規制することを計画している道路。東名高速道路、新東名高速道路、東海環状自動車道路などが指定予定

### 緊急地震速報

緊急地震速報は、地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせる情報のこと。強い揺れの前に、自らの身を守ったり、列車のスピードを落としたり、あるいは工場等で機械制御を行うなどの活用がなされている。

### 緊急輸送道路

大規模な地震等の災害が発生した場合、救命活動や物資輸送を円滑に行うために、国・県・市町村などが事前に指定する道路

### 広域受援

大規模災害が発生した際に、県内外等、被災地以外からの応援部隊や救援物資等を受け入れること。円滑かつ迅速に受け入れることができるよう、あらかじめ広域受援計画やマニュアル等を定め、受援体制を構築しておくことが必要である。

### 洪水ハザードマップ

大雨や洪水による被害から市民が避難する際の参考となる情報をまとめたもの。矢作川など、市内の主要な河川が大雨により氾濫した場合の浸水する範囲や深さの予想、避難場所などを示している。

### 洪水予報河川

水防法の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が気象庁長官と共同して実施する洪水予報の対象として指定した河川

### 国土強靱化基本計画

国土強靱化基本法第10条に基づき、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となるよう策定された計画。平成26年6月策定

### 国土強靱化基本法

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の略称。国民の生命と財産を守るため、事前防災・減災の考え方に基づき、強くしなやか

な国をつくる「国土強靱化」の総合的・計画的な実施を目的とする法律。平成25年12月に公布・施行

### 国土強靱化地域計画

平成25年12月に公布・施行された国土強靱化基本法第13条に規定されているもので、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」とされている。

### 【さ】

#### 災害拠点病院

災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院のことで、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からのとりあえずの重症傷病者の受入れ機能を有するとともに、傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有する病院

#### 災害廃棄物

地震や洪水などの災害に伴って発生する廃棄物のこと。倒壊・破損した建物などがれきや木くず、コンクリート等をいう。

#### 災害廃棄物処理計画

災害により大量に生じる廃棄物等を迅速かつ適正に処理するため、必要な事項を定めたもの。本市においては、平成28年7月改訂、平成30年3月一部更新

#### サプライチェーン

製造業において、原材料調達・生産管理・物流・販売までを一つの連続したシステムとして捉えたときの名称

#### シェルター

自然災害や兵器による攻撃などから身を守るための場所

#### 市街化区域

都市計画区域の無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために都市計画法で定められた分類のひとつ。すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

## 重要業績指標

組織の目標達成の度合いを定義する補助となる計量基準群であり、それぞれの取組みにおいて、数値化した指標など達成度合いをわかりやすく示したもの。「K P I (Key Performance Indicatorの略)」ともいう。

## 消防法

火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害に因る被害を軽減し、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的に制定された法律。(昭和23年法律第186号)

## 自立・分散型エネルギー

従来の大規模な集中型の発電所等による電力供給に対し、地域で必要とされるエネルギーは地域でつくるというシステム

## 水防法

洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的に制定された法律(昭和24年法律第193号)。

## 水閘門(すいこうもん)

水門(河川や水路を横断して設けられる制御施設)と閘門(水位が違う川を船がスムーズに行き来できるように、設けられた施設)が併設されている施設

## 脆弱性(ぜいじゃくせい)

もろくて弱い性質または性格

【た】

## 耐震性貯水槽

大規模災害によって水の供給が停止した時に、地下の安全な貯水槽に水を貯え、火災発生時に消化用水に利用するもの。飲料水兼用の耐震性貯水槽もある。

## タイムライン

災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、共有した上で「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画。防災行動計画ともいう。

### 道路啓開

緊急車両等の通行のため、1車線でもとにかく通れるように早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開けること。

### 土砂災害警戒区域

土砂災害のおそれのある土地の地形や土地利用状況等について県が調査した結果を基に、知事が関係市町村長の意見を聴いたうえで指定された土砂災害のおそれがある区域

### 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域

### 土地区画整理事業

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業

## 【な】

### 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に気象庁が発表するもの。「調査中」、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のいずれかのキーワードとともに発表される。

### 二次災害

災害や事故等が起こった際に、それに派生して起こる災害のこと。豪雨の後の土砂災害、地震の後の火災等をいう。

### 農業集落排水施設

農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図るため、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等処理するため整備される施設

### 農業水利施設

ダムなどの基幹的施設から、地域に網の目のように張り巡らされている末端の用排水路施設に至るまでの、農業水利のための施設。農業生産の基盤となる。

【は】

**ハザードマップ**

自然災害による被害が予測される区域や災害の程度のほか、危険を回避するための避難場所、避難経路等の必要な防災情報を分かりやすく地図上に示したもの。

**非構造部材**

建築物を構成する部材のうち、天井材、窓ガラス、照明器具、空調設備など、建物の意匠や居住性の向上などを目的に設置される部材

**避難行動要支援者**

高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を必要とする人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を必要とする人

**被災建築物応急危険度判定士**

大地震での二次災害を防ぐため、被災した建物を調べ、余震による倒壊や部材の落下などの危険性を判定する専門家（建築士などの資格を持つ人が一定の講習を受けることで県から認定される）

**被災宅地危険度判定士**

大規模な地震・大雨などで被害を受けた宅地を調査し、二次災害の危険度を判定する技術者。地方公共団体の要請に応じて、宅地の亀裂などの被害状況を調べる。

**福祉避難所**

災害時に、一次避難所での避難生活が困難な、特別な支援を必要とする高齢者や障がい者、妊婦などを対象に設けられる、市指定の二次避難所をいう。

**防災リーダー**

災害に対する正しい知識や防災活動の技術を習得し、地域において自主的な防災活動を効果的に実践するために必要な調整や指導などを中心的に行う人

【ま】

**密集市街地**

老朽化した木造建築物が密集し、かつ公共施設（道路・公園・広場など）が十分に整備されていないため、地震や火災が発生した際に、延焼防止や避難のために必要な機能が確保されていない状況にある市街地

## 民間プローブ情報

自動車メーカーやカーナビメーカー各社の会員制カーナビに搭載されたGPS機能から取得される一般車両の走行データのことであり、ドライバーへの情報提供による走行支援や物流事業者による運行管理などに活用されている。

### 【や】

#### 要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦など、災害時において特に配慮を要する人

### 【ら】

#### 罹災証明書

地震や風水害等の災害により被災した住家等の被害の程度を市が証明したもの。

## リスクシナリオ

基本目標や事前に備えるべき目標を達成できない状態を引き起こす、目標を妨げる事態

## リスクコミュニケーション

社会を取り巻くさまざまなリスクに関する情報や意見を、行政、専門家、企業、住民など関係者の中で相互に交換し、相互理解を深めること。

## レジリエンス

復元力。強靱性

### 【A~Z】

#### ICT

情報通信技術と訳され、主にパソコン、携帯電話、スマートフォン等、フィールドセンサー（センサーを用いたほ場の環境測定器）、監視カメラ等の機器並びにソフトウェア及びアプリケーションの総称

## Jアラート

全国瞬時警報システム。Jアラートは、弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報を、人工衛星及び地上回線を通じて全国の都道府県、市町村等に送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達するシステムである。弾道ミサイル攻撃に関する情報など国民保護に関する情報は内閣官房から、緊急地震速報、津波警報、気象警報などの防災気象情

報は気象庁から発出され、消防庁の送信設備を経由して全国の都道府県、市町村等に送信される仕組みとなっている。

## **Lアラート**

災害などの住民の安心・安全にかかわる情報を迅速かつ効率的に伝達することを目的とした、情報流通のための基盤

## **PDCA サイクル**

計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(act)のプロセスを順に実施する典型的なマネジメントサイクルの一つ。このプロセスを繰り返すことによって、継続的な業務改善活動等の推進が可能とされる。

## **SNS (エスエヌエス)**

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、インターネット上でコミュニティを作り、人間関係の構築を促進するサービスのこと。Facebook、LINE、Twitter など様々なサービスがある。

# 豊田市国土強靱化地域計画

令和2年3月 策定

豊 田 市

〒471-8501

豊田市西町3丁目60番地

0565-31-1212 (代表)